

平成16年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月14日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	8
石井福光君.....	8
渡邊嘉郎君.....	22
漆田修君.....	33
鈴木史鶴哉君.....	44
藤田喜代治君.....	55
散会宣告.....	61
署名議員.....	63

第2号（12月15日）

議事日程.....	65
本日の会議に付した事件.....	65
出席議員.....	65
欠席議員.....	65

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	65
職務のため出席した者の職氏名.....	66
開議宣告.....	67
会議録署名議員の指名.....	67
一般質問.....	67
横 嶋 隆 二 君.....	67
保 坂 好 明 君.....	89
清 水 清 一 君.....	110
散会宣告.....	130
署名議員.....	131

第 3 号 (1 2 月 1 6 日)

議事日程.....	133
本日の会議に付した事件.....	134
出席議員.....	134
欠席議員.....	134
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	134
職務のため出席した者の職氏名.....	134
開議宣告.....	135
会議録署名議員の指名.....	135
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について.....	135
議第 8 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	136
議第 8 7 号及び議第 8 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	138
議第 8 9 号及び議第 9 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	140
議第 9 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	149
議第 9 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	155
議第 9 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	177
議第 9 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	179
行財政改革特別委員会調査報告について.....	180
発議第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	185

発議第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	187
発議第 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	189
発議第 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	191
発議第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	193
まちづくり特別委員会委員の選任について.....	194
発議第 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	194
閉会中の継続調査申出書について.....	196
閉議及び閉会宣告.....	197
署名議員.....	199

平成16年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成16年12月14日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町政行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君

住 民 課 長	飯 泉	誠 君	税 務 課 長	外 岡 茂 徳 君
健康福祉課長	高 野	馨 君	建 設 課 長	山 本 正 久 君
農林水産課長	勝 田	悟 君	商工観光課長	鈴 木 博 志 君
生活環境課長	石 井	司 君	下 水 道 課 長	佐 藤 博 君
教育委員会 事務局 長	鈴 木	勇 君	水 道 課 長	渡 辺 正 君
会 計 課 長	土 屋	敬 君	行 財 政 主 幹	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 辺 修 治	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成16年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

4番議員 谷川次重君

5番議員 鈴木史鶴哉君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から12月16日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、会期は12月14日より12月16日までの3日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成16年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成16年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告を申し上げます。

下田市を合併対象市町村とする住民投票について。

「下田市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」が10月17日に執行されました。

この住民投票は、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて実施されたものでございますが、投票実施までの経過と投票結果につきましてご報告させていただきます。

町議会9月定例会におきまして、住民発議による「下田市を合併対象市町村とする法定合併協議会設置」議案が否決されましたことを受けまして、9月22日、市町村の合併の特例に

関する法律第4条第10項の規定に基づき、選挙管理委員会に対し同案件について選挙人の投票に付するよう請求いたしました。

選挙管理委員会においては、「下田市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」について、10月7日を投票期日の告示日、10月17日を投票期日と決定し、即日開票を行った結果、「賛成2,428票」、「反対3,706票」と反対が多数を占めました。

なお、この投票につきましては、当日有権者8,662名、投票者6,221名、投票率は71.82%でありました。

地方分権が進む中での、いわゆる三位一体の改革によりまして、さらに厳しい財政運営を強いられることが予測されますが、町民・議会・行政が一体となり行財政改革を一層推進してまいり所存であります。

台風22号及び23号災害について。

10月9日(土)の台風22号は本町を初めとする伊豆半島全域に甚大な被害をもたらしました。石廊崎では、15時7分に県内観測史上最大となる瞬間最大風速67.6メートルを記録しました。この記録的な暴風雨により町内至るところで家屋の損壊や土砂崩れ、また倒木等による停電が続き混乱が生じました。

子浦地区では、町民1人が倒れてきた電柱に当たり死亡するなど、大きなつめ跡を残しました。

この台風に対する町の対応は、9日1時15分大雨、洪水、波浪警報発令に伴い職員を増員待機させる第1次配備体制を敷き、町民等に警報発令に伴う注意の呼びかけ等を同報無線により広報いたしました。

そして、16時には大きな災害が予想されたため、南伊豆町災害対策本部を設置し参集した職員42人で被害状況調査、停電・断水等のライフラインの対応に追われました。23時15分には発令されていた警報がすべて解除となりました。

翌日は、職員93人体制で全町にわたる住家等の被害調査、断水地区への給水車の派遣出動、幹線道路の通行確保に努めました。

被害調査も終わり切迫した危険はないと判断し災害対策本部を17時に廃止いたしました。

非常に強い風を起因とする倒木は、伊豆半島各所で送電線の断線を引き起し大きな停電事故となりましたが、町の対応としては非常に残念なことに広報等の手段しか打つ手がなく行政の無力感を味わい、また、町民の日常生活に大きな不安を与えました。

長時間の停電に見舞われた天神原地区は12日13時の通電となり、それに伴い水道は16時に

給水を開始することができました。

被災された町民の方々に対しましては、災害弔慰金等の支給、「町営温泉銀の湯会館」の町民無料開放、多量のごみや破損かわらなどの発生に対しての特別搬入受付を行う一方、多量に発生した倒木を再利用される方のために無償配布を実施したところです。

被害状況の集計結果については、人的被害が死者1名、軽傷1名、住家被害が半壊7棟、一部損壊416棟、非住家被害142棟、また道路被害が69カ所、河川被害が21カ所となりました。

本年、本土上陸10個目の台風となる台風23号につきましても、10月20日（水）5時20分大雨、洪水警報発令に伴い第1次配備体制をしきました。

台風22号による傷跡が生々しい状況での台風の接近でしたので、町民の方々に河川はんらん・倒木・土砂崩れ注意や自主避難の呼びかけを同報無線と広報車により実施いたしました。2世帯7名が自主避難いたしました。

17時15分には職員16人での第2次配備体制に切り替え台風上陸に備えておりましたが、幸い直撃を免れました。

天神原地区は再度の土砂崩れにより21日早朝まで停電となりましたが、他地区は大きな被害はなく安心したところです。

これらの台風を通じ、ライフライン、特に電力に関しましての情報収集また周知方法、断水への円滑な対応について、さらに検討してまいる所存であります。

第1回南伊豆町子ども議会について。

第1回南伊豆町子ども議会が11月14日（日）、子ども会連絡協議会の主催、町議会と教育委員会の後援により役場の議場で開かれました。

これは、子供たちが議会体験を通じて町議会の仕組みを学び、町行政に対する理解と関心を深めるとともに、子ども会活動の活性化を図る目的で行われたものです。

各小学校から選ばれた12人の児童が議員となり、地区ごとに2人ずつ登壇して、遊び場の確保、通学路の安全、海の汚れ、イノシシ対策、地震対策等について町長以下の職員に一般質問を行いました。

小学生議員は緊張することもなく落ち着いて質問をし、議長を務めた2中学校の生徒代表も初めてとは思えないほど堂々とした態度で立派に議事の進行をしました。

当日は保護者や学校関係者など多数の傍聴があり、報道陣も詰めかけ、新しい試みに対する関心の高さがうかがえました。

参加した子供たちは一般質問をするに当たり、みずからの地域をくまなく調査したようで

すが、こうしたことが郷土を見つめ直すよい機会になっていくものと思います。

第5回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第5回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が12月4日（土）静岡市内で、県内69の全市町村から70チームが参加して開催されました。

県庁本館前をスタートして県営草薙陸上競技場にゴールする10区間42.195キロメートルのコースを、小学生から40歳以上までの男女10人の選手が心を一にして、郷土の期待を背負ってたすきをつなぎました。

大会に出場した10人の選手は、惜しくも代表に選ばれなかった候補選手とともに6月から6カ月の長期にわたり、厳しい練習を積み重ねてきました。

レースでは、チームが前半で一時町村のトップに立つなど、各選手とも練習の成果を遺憾なく発揮し大いに健闘しました。

結果は2時間28分12秒の好タイムで、町村の部で12位となり、目標としていた二度目の入賞を果たすことができました。

また、レース直後に行われた各市町村から1名ずつ選ばれた小学生による1,500メートルタイム競走でも、本町代表の選手が頑張って7位に入賞しました。

フェスタ南伊豆について。

例年は、それぞれの時期や場所で開催しておりました「産業まつり」、「スポーツフェスタ」、「ふれあい広場」及び「健康まつり」ですが、イベントのマンネリ化の防止や効率的な開催を図り、住民の方々の利便性を向上させるため、本年は、去る10月24日（日）青野川ふるさと公園と竹麻小学校を会場として「フェスタ南伊豆」と称して合同開催したところがあります。

イベントの種類、目的や会場の広さの関係で、青野川ふるさと公園では「ふれあい広場」と「産業まつり」、竹麻小学校グラウンドでは「スポーツフェスタ」、同校体育館では「健康まつり」を開催し、両会場をつなぐマイクロバスの運行も30分間隔で実施したところがあります。

これらの行事は、関係する町民の方々の努力に支えられ、毎年多くの皆様にご参加いただき、交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。

例年ですと、姉妹都市であります長野県塩尻市の特産農産物の販売が終了いたしますと、来場者の姿もまばらでありましたが、本年は、終了時間近くになりましても、イベントを満喫し、盛秋の一日を過ごされた住民の方々も多数見受けられました。

本年は、合同開催が初めての試みでありましたので、運営方法等には反省しなければならない点も多々見受けられたところではありますが、成功裏に終了したものと思っております。

今後は、本年の反省を踏まえ、「フェスタ南伊豆」として住民の方々の間に定着するよう心がける所存であります。

主要建設事業等の発注状況について。

平成16年第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

町道大平B線道路改良工事（下流）、6,741万円、長田建設工業株式会社。

町道湯ノ川原線道路改良工事（下賀茂）、1,100万850円、有限会社山崎建設。

町道伊浜線道路改良工事、733万9,500円、有限会社村山土建。

町道下賀茂区内5号線道路維持工事、252万、旭産業株式会社。

石原田1号橋架替工事（青野）、493万5,000円、有限会社山崎建設。

普通河川寺ヶ谷川河川改修工事（二條）、373万8,000円、栄建設株式会社。

南崎小学校総合盤改修工事、273万円、有限会社渡辺電気商会。

南中小学校総合盤改修工事、298万2,000円、有限会社渡辺電気商会。

長者ヶ原山ツツジ公園休憩所新築工事、581万4,900円、楠建設工業。

長者ヶ原山ツツジ公園整備工事、1,323万円、恵比寿建設株式会社。

町営銀の湯会館大風呂給湯配管取替工事、252万円、有限会社渡辺住宅設備。

銀の湯会館売店拡張工事、257万2,500円、有限会社高橋吾市工務店。

以上で、平成16年12月定例会の行政報告を終わります。

議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

石 井 福 光 君

議長（齋藤 要君） 11番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） まず、一般質問に入る前に、過日起きた中越地方による地震、また、たび重なる台風による被害を受けた人たちに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたすところでございます。

では、通告により質問いたします。

町長の政治姿勢についてでございます。

過日、6月10日、行われた下田市との合併協議会設置案は否決され、その後、住民発議による署名に対しても8対3で否決されました。また、その後の住民投票については、ただいま町長の行政報告にあったとおり、半ページの中でのる書かれております。

この8対3の重みについて、9月の定例議会で同僚議員が質問をしておりますが、答えは出ておりません。町長は、この反対された8対3の重みをどう考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 9月の定例会の8対3ですね。住民発議があつて、3,828人の方々の住民の法定協設置の請求があり、私は町長とするならばその住民の方々の意思を尊重したと、そういうことでございます。ということは、そのとき私が考えていたのは、基本的に私も議員の方々も選挙で当然選ばれてきているわけです。そして、反対された議員の方々のそのときは3,828人が当然住民の総意と、そういうことを私は感じておりました。ですから、私たち賛成議員の票を引いても約半分以上の方々が当然賛成していると、そういう判断の中で、私も選挙を受ける、3,993票を受けたわけですけども、皆様方がそれぞれ500から700とった方もございます。その中には当然反対された方もいるでしょうし、そして賛成した方もいる。そういうことを考えたとき、議員とするならば住民の意思の尊重ということを考えて、私も尊重し、議員の方々も多分尊重してくれるのではないのかと、そういう基本的な認識を持っておりました。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 3,800の重みに対しては、そういう今の説明のとおりであります、反対した8対3の重みについて答えていないようですので、もう1回答えていただきたいと

思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 8人の方々の重みということですが、3,828人の中の票は当然皆様方の票が含まれている。ですから、議会人として私は住民の意思を尊重すべきではないのかと、そういうことで、多分皆様方の票の中には反対した方の票をかなりもらった人もいます。ですから、私は、そういうことを総合的に判断した中で、そして3,828人の票の重みを感じて決断したと、そういうものでございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 答えになっておりません。前回の記録を見ると、ここに同僚議員が3対8の結果をどういうふうにしたかということになって、町長は、なぜと、その結果8対3はなぜという、なぜだけで回答しているんです。ここに書いてありますから、これは議事録ですから。だからまず何はともかくとしても3,800の重みというのは、もう十二分に聞いております。8対3は、例えば私も反対の一人になっているんですが、その8対3の8人の重みについては回答が得られないんですが、もう1回回答していただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長、3回目ですから。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その辺は見解の相違ということで、私は3,828人の票の中に当然皆様方を支持した票も含まれている。ですから、私は、そういう判断の中で住民の意思を尊重したと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） ここで今言われたとおり、なぜと、本当は当然賛成されるものだと思っていたところが、ここでなぜということの一つ思っているかに感じたということなんです。3,800の重みというのは、前回もあの住民発議による署名は意味がないものだということは再三私はここで述べております。内容について、署名の仕方について全くなっていない、理に即していないということの中で、町長は3,800の重みだと言っても、私は全然重みがないんだということでこの前言ってあるわけなんです。これ以上言っても全然答えが返ってきませんで、次に移ります。

その後、町長は、助役同席の上、議長と私が呼ばれ、住民発議の3,800の重みがあるということで住民投票をやりたいと。名前を出して悪いんですが議長と私が同席した中で、住民投票を行えば町を二分し、その後が大変だということで、それはやるべきでない、再三議長と私は2人で申し述べました。

それで、あなたは、町民の懇談会でも、我々議会においても住民投票は行うべきでない、また、やらないといってずっと説いてきたわけなんです。その結果、執行したわけですが、結果は2,428票賛成、反対3,706票、1,278票の差があったわけでございます。

あなたは先ほど言ったとおり、3,800も重みがあるのであればなぜこれだけの1,200の差がついたのか。私が内容はないと言ったのがはっきりしたのではないかと思いますが、その結果について町長はどう責任をとるのか伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 石井議員が、今、町長の政治責任ということを確認に言われました。私は、確かにこの行政に対して常に公平、公正ということを胸にして運営してきたところがございます。そして、3,828人の意思を尊重しながら住民投票をやったわけですが、ここにこういう記事が載っております。10月19日、伊豆新聞の結果の中で、町側は逼迫した町の財政事情を訴えてということで、私たちもそういう考えを常日ごろ持っておりました。しかし、議会の反対派の方々は、共立湊病院の移転ということで、要するにそれがメインで否決されたという、これは伊豆新聞の記事でございます。それが正しいか正しくないかはわかりませんが、石井議員は、要するにこの合併と病院問題をどう考えているかと、それをちょっと伺いたいんですけれども、石井議員は、平成16年、1市5町1村……。

〔「答弁になっていないじゃないか、何を質問しているんだ」「議長、国立病院とは関係ありません」「町長が何で質問するんだ、ふざけるな」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） じゃあ、伊豆半島先端地域の医療のかなめとして、石井福光議員はこの中にサインしているわけですが、それに関連して私は言っているわけです。要するに……。

〔「何を証言しているんですか。議長」「投票結果の責任だよ」「休憩」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） これをもとに私は答えているわけです。

〔「それはだれが、僕ははっきりちゃんと……」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ちゃんここに載っていますよ。全然関係ないということではないです。

〔「議長、休憩」「質問聞く人が答弁しないで何を質問しているんだよ」と言う人あり〕

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 議長、私は、1回目の3対8の反対と、住民投票による8対3の反対と、その結果、住民投票が1,200の差がついたその3つについて、町長はどういう責任と考えているのかということを知りたいです。国立共立病院は関係ないんです。

議長（齋藤 要君） 今の石井さんの質問に対して、町長、答弁をお願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） この住民投票の結果について、私とするならば法律にのっとってやったと自負しております。ですから、私個人的な責任はない。ということは、確かに8対3の議員の方々の意思の尊重という点については本当に失礼したのかなという、苦渋の選択ということをおっしゃいますが、それについては陳謝しなければいけないとは思いますが、やはり私も町民に選ばれた立場とするならば、町民の意思を尊重したと、そういうことでございますから、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 町長、先ほどここに書いてあった、法律に基づいて実施したというんだけど、それはやらなくてもいいわけですよ。だから私たちは、議長とともにこれはやるべきではないと、町を二分するべきではないから住民投票をやらない方がいいと。すると、あなたはさっき言ったとおり、やらないと言っているながら法律に基づいた、だから実施したというのはまるっきり相反していると思います。

それと一言、今、新聞に書いてあったんだということであるから、反対した8人の反対派というのはどういう意味なんですか。それはあなたに言ってもわからない、これは新聞に書いてあったんだから、今回も書いてありました。反対派ではないと。個人個人がこの賛否について私たちが相談したことは、前にも言ったとおり1回もありません。派という意味は、町長に言ったってわかりませんけれども、これはちょっと訂正するように私も伊豆新聞に抗議してあります。そういうことですが、これは何回も言ってもやはり回答がありませんので、

関連の中で申し述べます。

町長は、首長会議、これは交通共済の会議だと思いますが、その席上で時間を少しくれということで時間を省いてもらって、一応謝罪というのか演説したと。内容は、私は以前、大きなことを言ってきたが申しわけなかった。今後、2年間お世話になるがよろしくと、謝罪なのか、これを言ったということを知っていますが、以前、あなたは合併協住民発議後、合併協に反対した8名のやつらをジェスチャーまじりにねじりつぶしてやると、私たちはノミではないんですよ。そういうことを言ったという事実があるのかなのか、これは私は確たるほかの首長から聞いているわけですが、これについて述べていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 交通災害について、陳謝したことは事実でございますけれども、皆様方をそういうふうにした記憶はございません。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） じゃあ、2名の首長は私にうそを言ったということであれば、私はもう1回聞いて、また議会で質問します。

それでその後、あなたは、助役と2人で私の家に2回来ましたね。1回は私が所用のため会えませんでした。住民発議後と思うが今後ともよろしくと、それに町長は帰りがけに、おれを助けてくれと言って帰りましたね。助役がいるからはっきり、僕はうそを言うのはあれだから助けてくれと。その助けてくれという意味がちょっとわからないんですが、今、前段に申しましたように、8人のやつらをひねりつぶすと、そういう大きなことを言っていながら、ここでもって私を助けてくれというのは、これもちょっと意味がわからないんですが、どういう意味で言ったのか、自分の言動には責任をもってほしいと思いますが、この件についてお答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに助けてくれということは言いましたけれども、住民を中に行政と議会とが円満にやっていかなければならないというのがこれからの行政のあり方だと考えております。そして、単独を選んだ以上、特に行財政改革というのは一方的に責任をとるわけにはいきません、お互いに責任という形でやらなければならないですから、そういう意味

でお互いに助け合っていこうという形の中で言った、そう理解しております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 確かに言ったということであれば、先ほどは言わなかったと言って、今回は言った、これは助役がいたんですからはっきりしているわけですが、その件についていろいろ言ったって過去のことですから、今後、町長が責任をもって、やはり言葉については私が言うのと違いますので、十二分に気をつけてほしいと。

それで、ちなみに皆様ご承知のとおり、12月9日、森町の町長は合併を推進してきて、これが住民投票の結果、当然反対多数で町長は辞意を表明したんですが、これは、先ほど町長は私には責任がないと、責任を感じていないということですから、これはこういうものがあつたと、また最近、昨日、今日の新聞は志太合併協も別れたということであります。これは関係ありません。それで、議事録はここに一応書いてありますけれども、これを読むと長くなりますので割愛させていただきます。

合併問題については幾らあれしてもこれはだめですので、私は次に移りたいと思います。

次に、厚生省跡地のその後の進捗状況についてお伺いします。

購入後1年を経過しようとしているが、その後の進捗状況について聞くわけですが、構想については6月議会で述べられているので省略します。また、審議の回数についても購入前、平成14年7月、10月、平成15年の2月と3回実施していると答弁しております。審議の内容は、委員の現地調査、土地内源泉、現状把握、土地の歴史的、地勢的な意味、コンサルタントを導入している幾つかの素案の提示、南伊豆の福祉、産業振興等を念頭に置いての審議を進めたということですが、第1点伺いたいのは、コンサルタントを導入しての幾つかの素案ということについて何があつたのか。それと、この土地を購入するときに国に対してある程度の目的と構想の計画書があつて提出したと思うんですが、概略で結構ですから、その2点について説明をしていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 1点目の質問について概略をお答えしますが、これにつきましては、以前の議会でもこの部分については石井議員のご質問でお答えをした部分ですが、一応あそこが廃止されるという情報を得た段階で、当然現在の厚生労働省から行政財産の廃止から普通財産になるように国の方の財産処分のスケジュール等の関係で、その財産処分の管轄であります現在の財務省の東海財務局の沼津出張所というところがうちの地域ですと窓

口になるという形のもとに、東海財務局の沼津出張所所長さんの方に、そういうこちらの方の意思をお話したというような経過がございます。

その中で、アドバイスのものなんです、具体的に町としての計画書があるんですかという形の中で、じゃあその計画をつくろうという形で県の補助をいただいて、コンサルタントを使いまして計画書をつくったと。その時点ですと具体的に1本の実施計画とか基本計画ということではありませんで、幾つかあの土地でそういうものを計画した場合、可能性のある計画という形の中で、議員の方にも渡してあると思いますが、下賀茂地区10年整備基本計画というような計画素案をつくったという経過であります。その後、特別推進委員会の中で、その計画についても検討していく形でいろいろな提言をいただいて、あの計画書ができた、そういう経過がございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） もうこれは過去のことですから、一応確認のために質問したわけで、それで6月議会で質問した、以前に、ふるさと推進委員ですか、これは20名ありましたよね、当然職がなっている会合があって、そのときに、委員会とは別に産業団体連絡協議会の事務局の方々に、要するにトップでなくてこの中で策定委員会をつくって実践していただきたいということがあったんですが、まずその策定委員会がいつ結成されて、その後、何回そういう会合をやったのか、それについてちょっとお答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 一応確かにその産業団体の長というのが、商工会長さんとか、それから漁協の組合長さんとかにやっていたらいいんですが、その下にいわゆる事務局長という形の中で、漁協で言えば参事だとか、それから観光協会の事務局長という方とかその中にいるんですが、その会合の中に今までの席上に経過と、それから基本計画等をお示しして、それをこういう形でいろいろなものを計画をしていただきたい、考えていただきたいということはまとめました。

具体的に策定委員会というのは、名称としては現在もできていませんが、そういう形の中で、今後、その中で検討していこうという話にはなっているんですが、今、事務局をやっている団体が非常にいろいろな関係で忙しいものですから、その後はその会合は開いておりません。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 何か話がおかしいんだけど、策定委員会を早急につくって、その中で協議していかなければ一向に物事は進まないわけですよ。それを2億600万の金を使って、今まで何もやらないで何も進んでいなくて、ただ桜まつりの駐車場が置いてあるということは、町民からもいろいろクレームが来ているし、我々も当然これはおかしいということで、ぶり返しであるけれども、ちょうど1年たったから私が再度質問しているわけであって、今の話だと策定委員会はつくらないと、つくらないから会合をやっていないということなんですよ。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） つくらないから会合をやっていないということであって、あくまでも事務局の階層のものについては考えるということは、今も変わっておりません。

それで、もう一つは、緊急活用の段階で現施設等をなるべく利用した中で、役場内におきましても係長、主幹クラス的人员で緊急のプロジェクトチームをつくって現在検討中ということでもあります。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 検討中はいいいけれども、1年365日たっているんですよ。だから積極的に進めていかないと。あそこはいつになったら、だれが見ても建物はそのままある、できたのは駐車場だけということになっているので、これはやっぱりこの後に出てきますが、緊急活用ということを行っているわけです、この中でね。これ議事録があるんだから、議長には渡しますけれども、緊急活用ですのであれば一時でも早く何かの結論を出さなければ、100年たったらあそこの土地は構想立てても何もできないわけでしょう。それについてちょっとお聞きしたいです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） それにつきましては、まず今検討していますのは、入り口付近がちょっと狭いということです。ですから、その入り口の拡張整備とか、それから温室が数個ありますが、その鉄骨の古い方のところのものを壊しまして、ある程度菜の花まつり、桜まつりに対応すると。

それから、入りまして、敷地内の右側に倉庫があるんですが、そこを農業振興会等の団体の方とも今お話を進めているんですが、そこで農産物の直売所をやるとか、それから裏にあ

ります職員の前にもご質問があったんですが、定住促進等の関係のお話があるものから、そのための宿泊施設にできないだろうかというような形の中で検討はしています。

それからもう一つは、あそこに源泉があるものから、それについてはとりあえず銀の湯会館にあります足湯が非常に好評なものですから、あそこにも足湯等の施設もできないかというような検証は詰めています。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） いろいろ、今、構想を企画課長の方が述べたわけなんですけど、ではそれをいつまとめていつ実行にかかる予定なのか。構想は幾つあっても構わないですよ、野菜をやるのが家を建てようが何をやるのが。そんなの計画しただけでもって実行しなければ意味がないわけなんです。それをいつごろからやるか、最終的にまとめていつ実施するのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 今、企画の課長から農業振興会の関係でお話が出まして、振興会の方は農林水産課で担当しておりますので、私の方から農産物の直売所の関係についてだけお答えさせていただきますけれども、農業振興会で農産物直売所検討実行委員会、会長、金子勲会長ですけれども、以下6名ほどで現在検討しております。

2回ほど会合をもちまして、12月11日、つい先日ですが、県内の直売所を回ってきました。先ほど企画の課長から説明がありました入口入って右側の倉庫、茶色い建物ですけれども、バスの、あそこが6坪と6坪と中2階4坪ありまして、約53平米ほどあります。そこを、現在、農業振興会の直売所が南楽さんにありますね、あれをこちらから行くと見えないというから移設しまして、そこで行うと。一応開所の予定は2月5日のみなみの桜と菜の花まつり、これが始まるまでには立ち上げたいということで考えております。補正予算にも一応、ある程度の最初の計上もさせていただいております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 今、農林水産課長の話ですと、ただ、課長、問題は、あそこは私も常連なんです。しかし、もう需用と供給の面で、要するにあそこへ持ってきて並べる前に

もう品物がなくなっちゃってないんですよ。だから果たして今後、振興会の中で何件やるのか、今の五、六件か7件ぐらいではないかと思っているんですが、あれは大体今、日曜日と水曜日にやっているんですよ。前には土、日やったんだけど、そうすると品物が間に合わないということで、土曜日をよして水曜日にしたという話を聞いているんですが、とても生産者の方が少ないせいですかね、とても間に合わないということで、今後その辺についても振興会の方で考えていると思うんですが、ある程度の量がなければせっかく向こうに行っても、見れなくなっちゃっていいです、あそこでやっているのは本当に15分ぐらいでぱっとなくなっちゃうんですよ、全部。だからそういうのも考慮してやってほしいと。一時でも早くやること、すべていろいろ一遍にやれということではなくて一つ一つからやっていけば少しでも形ができるのではないかと、これは私の意見ですが、と思います。

それと、じゃあ、ふるさと推進委員の任期が切れているわけですね、16年5月21日。これは再選しているのか、もう解散になったのか、これについてちょっと聞きたいです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 一般的には2年間ということですが、一応とりあえずのものをつくっていただいたということで、その段階で、議員ご指摘のように、ある程度の実施段階に入っているという形の中で、会合等があった時点でそういうものを新たに整備するという形の中でやっているものですから、当然職という形になります。ですから、そのときの形で委員がまた選任されるというんですか、そういう形になると思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 結論は何度も言っているとおりそういうことです。わかったと思うんですが、それと最後に、やはり同僚議員が6月に質問の中で、先ほど言ったとおり、町長、緊急活用ということを述べてあるんですよ。それに対して助役が答えています。助役がここにいるから、時間の関係で読みませんが、結論としてこの緊急活用というのは、やはりこの中にもあるとおり、プロジェクトを編成したという中でいろいろこういう団体の意見を聞いて、皆さんの意見を聞いてやっていくということがあって、この緊急活用という言葉は言葉のあやでもって解釈によっては違うということ、助役、書いてありますね、ここにね。それはいいです、それは別に。だからそういうふうになるときは、一時でも早くやってくれというのが同僚議員の質問ではなかったかなと思っております。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今、石井議員が言われたのは、議員の皆さん方、早くやって有効活用というのは重々わかるんですが、実は下賀茂日詰遺跡、日詰の地区一帯は51年の水害の後、河川改修をやったときに、あの上流の役場のあたりからずっと下につきまして日詰遺跡というか遺跡群という形の中で、あそこはいろいろある程度の予想はついたんですが、現在の駐車場になっていますところについては、旧河川を埋めて厚生省が交換の段階で圃場にしたものですから、あそこについては遺跡はないだろうという形があるんですが、事務所と、それから温室等のところの敷地内につきましては、日詰遺跡の範囲であろうということが十分予想されます。それについては、今後、将来抜本的な動きの開発という形になりますと、遺跡の調査をやるということがあるものですから、今後はその遺跡の確認調査をやりまして、その遺跡の重要度におきまして本調査というふうな形がとられる可能性もあるということが私どもの認識ですが、本調査となりますと非常に膨大な費用と時間がかかるというふうな形がちょっと考えられます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） そういうことであれば、なおさら早いうちに遺跡のやつがかかるのかかからないのかというのを、1年は経っているんだから、そういう計画が先にあったら2ヶ月とか3ヶ月でもやればいいわけでしょう。これから言い逃れのように、これからそういうのが出てくるかもしれないと、また延びるわけでしょう、それではだめなんだよ、いずれにしても。だから、私は本当にただならいいですよ、延びたって、2億600万という町民の税金を使っているわけですよ。だからそれを私も言われている、あなたたちも言われているのではないかと思うんだけど、そこを言っているわけですよ。だから一時でも早く進めて物事やれということですよ。ぐずぐずしてるなということですよ、言葉は悪いけどそういうことです。わかりました。議長、時間まだありますか。

議長（齋藤 要君） 大丈夫です。

11番（石井福光君） 最後にもう1点だけ。

次に、観光面についての意見を述べさせていただきます。この観光面についてというのは、私がたしか2年ぐらい前ですかね、石廊崎灯台を参観灯台にしたらどうかという提言を行ったのは事実であります。これは、町長ご存じのとおり、県の事業の中で長津呂歩道整備計画と参観灯台についての整合性について私は質問してあるわけでございます。

それで、その提言の内容はご存じのとおり、石廊崎灯台が130年を迎えて、昔から波の荒い難所と言われていると、そういうために伊豆南部の海域で海上交通の安全を見守っている劇的価値があり、観光資源としても十分魅力があるということを質問してあります。しかし、一般人が自由に見学できる参観灯台にはなっておらず、ただ7月20日海の日、11月1日灯台記念日の年2回開放されているのが現状であります。ご承知のとおりだと思います。

一例ですが、前にも述べましたとおり、千葉県白浜町は人口が6,000ですが、これは野島崎灯台、これを大正時代から参観灯台にして一般に開放していると聞いております。これが年間約10万人の来場者があると聞いておるので、私は早速海上保安庁に行って、この参観灯台が果たしてできるのかできないのだろうかということを聞いたときに、これは全国で12カ所あるんだと、そのうちの1つが石廊崎灯台だということで、参観灯台としても各地域の皆さんと行政の熱意があればできるでしょうということを2年前にお話を伺ったので、そこで助言したわけですが、また、ちなみに、過日11月6日、灯台の記念日にちなんで当町で開放されました。そしたら一日に大体1,058名ぐらい来たと、大変にぎわったということも聞いておるわけですが、この参観灯台について、その後、保安庁の指導のもと、社団法人燈光会との経過についてわかれば述べていただきたいと思います。これは、今、観光が衰退されている中で一つの活性化になるのではないかとということで、再度質問させていただいたわけですが、よろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 通年参観化に向けた過去の経過と今後の方針についてということで述べさせていただきます。

平成14年度石廊崎周辺地域活性化検討会の中で、石廊崎の活性化策の一つとして石廊崎灯台の通年参観化が検討され、来場者アンケートの実施や必要な手続等検討した中で、参観灯台を運営する社団法人燈光会に南伊豆観光推進協議会と連盟で要望書を提出いたしました。

その後の事務打ち合わせの中で、運営は燈光会が行うこと、運営費は参観者からの協力金で賄うこと、また、赤字が出た場合、町が補てんする等の条件が出され、それらが整えばすぐにでも通年参観する意向があるということでした。

その後、石廊崎ジャングルパークとの町道境界のトラブルや閉園問題等が発生し、現在に至っております。また、周辺地域活性化検討会の中で、奥石廊のゆうすげ公園から海岸線を通って白水城まで石廊崎長津呂歩道整備が計画され、歩道2,900メートル、途中つり橋130メ

ートルをかける計画でしたが、つり橋の橋台部分の地盤が軟岩であったこと、環境省の補助メニューにないこと、その後、石廊崎ジャングルパークの閉園問題と重なり、実現が不可能となりました。

そこで、昨年から石廊崎長津呂整備計画の一部である白水城構想を再検討し、県営事業で延長2,651メートルを計画し、平成17年度実施計画、平成18年度施工を目途に静岡県、環境省と協議を進めてまいるところでございます。

今後、石廊崎ジャングルパーク閉園後の活性化策として、この遊歩道計画や測候所跡地利用計画など一体的な活性化が図れるよう、今後も地元関係機関とも進めていく所存であります。

また、通年参観灯台の参考資料とするため、今議会補正予算に来場者調査を行うための委託料を計上しておりますので、ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 観光課長、補足ありますか。ないですか、いいですか。補足があれば、ないですね。

今、町長の答弁があったわけですが、やはり県で進めている長津呂の例のやつは、予算の関係でご承知のとおり、三位一体いろいろある中でちょっと不可能ではないかと思いますが、やはり参観灯台にするだけのものであれば灯台の周辺の安全管理と、先ほど町長が述べられたとおり、入場者によって当然燈光会から何名、入場料は幾らというのが決められて、その場合に採算がとれなかった場合には町の補助ということ聞いております。それは、今、町長が述べたとおりでございますが、今の状態でまだ一、二年の間、これだけ観光が前向きに行くためには、なかなかそういうものを具体的にやっていかなければ、1つでもやっていかなければ発展はないと思います。

それと、ちょっと町長か助役かわかりませんが、ちょっと1点聞きたいんですが、私、過日県庁に行って参りました。そのときにちょっとびっくりしたんですが、例のジャングルパークを購入するときに過疎債を利用したいということを申し上げたところ、その後、それをこちらで断ったという話を聞いたんですが、これは事実ですか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 私もその話は全然聞いておりません。うちの方から断ることはしておりません。

〔 11 番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） わかりました。ちょっと話のあれで、そういう関係の話があったときにそれもあるんだよという、それ以上の方にまで行って断った、それが結果として現在は事実上なっているんだから、断ったような結果だと思うんですが、私もちょっとあれだと申しわけないですが、そういうのをちょっと聞いたんですが、いいです、それは事実でなければ結構です、これは終わったことですから。

議長、まだ時間があるようですが、大分あれしましたので質問を終わります。ありがとうございました。どうも。

議長（齋藤 要君） 石井福光君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

渡 邊 嘉 郎 君

議長（齋藤 要君） 10番議員、渡邊嘉郎君の質問を許可いたします。

〔 10 番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） それでは早速、通告のとおり一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、町長の政治姿勢についてでございますけれども、市町村合併について、下田市との法定協を議会と、そして住民側からの否決された重み、その辺を中身に入れながら質問を町長にしたいと思えます。よろしくお聞きをしたいと思います。

まず、冒頭に、町長にお聞きをいたしますけれども、あなたは議会の位置づけをどう見ておられるのか、それをまずお聞きをしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会の位置づけということですが、住民を中心に、そして議会があり、行政があると、そういうお互いに言われる言葉ですが、車の両輪、常に町民のことを同一の視点で考えなければならないという、そういう考えを常に持っております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） そうしますと、町長、この新しい齋藤議長になってから1年4カ月が経過をしてきておるわけです。そういう中、この1年4カ月の間、議会との運営状態、行政との絡みの相談を議長にどのくらいされたか、それをまず1点聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 数はちょっと記憶にございませんけれども、こういう大きな問題ですから、中に入ってよろしくお願ひしますということは言っております。ちょっと数についてはわかりません。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） ここに議長がおられるので、議長に聞けばわかることなんですけれども、私の言いたいのは、今、町長の言ったとおり、議会と行政、そしてこれは両輪のごとくエンジンをかけて走っていかねばいけなくて、後戻りのできない行政運営をしていただきたい、そういう中から、私はこの位置づけについてをちょっと質問させていただきました。

そういう中で、議会と行政の関係をどう考えているのかということは、今の中身の中から考えられるわけですが、6月と9月の定例会で、合併に対し下田市との法定協設置の否決を議会で8対3の反対多数で反対をされたわけです。その重みをどう考えておられるのか、そしてまた、その責任をどういうふうにご考えておられるのか質問をしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほども申しましたけれども、私も本当に苦渋の選択でしたということは皆様方にご理解願ひたい。そして、6月については法定協ということで話し合いたよと、合併についての話し合いということで私はずっと答弁しております。ということは、6月の

定例会については、下田市を確かに相手とするこれからの話し合いの場ということを言っていますから、そのときには町民は当然中に入ってそういう判断をしておりませんでした。

ただし、9月については、やはり町民というのを真ん中に考えた場合に、議会に対して本当に申しわけないという気はあったわけですがけれども、3,828人、もしこれが実行しなかった場合、じゃあ私もそうやって運動した方々に対して、本当にある面では裏切るような格好になるわけですから、それは住民の方々が判断してくれるのかなということで、本当に私も苦渋の選択で実行したということだけは理解していただきたいと。ですから、先ほど言った議会と住民と行政という形の中で、その中に3,828人が絡んだよと、そして、本来ならばそこでストップすればよかったかもしれませんがけれども、住民投票の発起人がやったその運動は何になるのかということを考えてときに、議会の方々の8人ということ客観的に見れば無視した格好になるんですけれども、それは結果として町民の意思を尊重する一つの手法としてあったというような、そうご理解願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、先ほども申されましたけれども、議会と行政が両輪のごとく動くということを町長も言ったわけですよ。しかし、我々は6月と9月に否決をした、やっぱり議会の重みも真剣に考えていただきたい。これは町民皆様方の票を1票1票、町長もちろんですけれども、しょってこの議会に体をかけて町のため、住民のために一生懸命頑張っているんですよ。その8対3の重みはもう少し真剣に考えていただきたい。

そして、私は町長に言ってきましたけれども、9月に住民発議の中から住民署名を3,800、そのことは私は議員として真摯に受けとめ、そしてこれを大事にしながら、私は皆さんにどのような結論を出していけばいいのかということは、町長と同じような考え方で十分重みを感じてこの件については考えてきました。

しかし、今回、10月17日、町長の行政報告の中にありますけれども、合併法定協に対して住民の反対が多かったわけです。その重みも考えて、どういうふうに責任をとるのか。600万、700万使ったからということではないんです、私の言っているのは。そうでなくて、やっぱり住民の皆さんが、私も3,800を尊重しました。そして今度、この3,700と2,400、約1,300の差があるわけです。こういう責任の重さがどこにあるのかということは、町長、真剣に考えていただいたでしょうか、それをもう1点聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そのお答えとするならば、単独を選ぶということでございます。ですから、これからの行政は本当に町民の意見を尊重し、議会の意見を尊重しながら真摯に受けとめて運営していかなければと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、先ほども石井議員の方からそういう質問になって、答弁にはなっていない。しかし、私も今、聞いていることは違うわけですよ。町長の責任をどういうふうに感じておられるのかということです。そして、当初、この17日の投票が終わった後、下田の市長さんのところに行って、こういうわけでこういうふうになりましたと結果を報告に行ったわけです。その時点で、下田の市民に申しわけないことをしたという謝罪が伊豆新聞に載っていました。何で南伊豆町の町民に申しわけないという謝罪がないんでしょうか、それも1点聞きたいと思います。両方、もう一度お答えしていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町長の責任ということですけども、私は再度繰り返しますけれども、町と、そして議会の意見が食い違ったわけです。そのときに合併特例法という法律の中でこの住民発議が行われたわけです。ですから、そこで町長の責任と言われてもそういう法律的な形の中でやったわけですから、今、私に責任をとれと言われても、私はそういう点については考えておりません。

そして、下田の件なんですけれども、いろいろと下田の方も付議をするだとか、そういう形の中で最後の合併は成功させたいという、そういう気はあったわけです。ですからその中で発言したという形で、下田市でも付議の報告等に来てくれたわけです。そして、将来的に見たときに私が常に考えるのは、隣の町を抜きにして、これが何年後かわかりませんが、やはり礼を尽くすのが町長の責任の一端ではないのかと、こういうことを考えて、そういう言葉を発したと、今考えればそう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、それは人間として、常識として当たり前のことを当たり前のようにやるのはだれでもできます。

しかし、それでは下田の市民にああいう謝罪をして、南伊豆の町民にはどういう謝罪をしたのか、どこでどういうふうな謝罪をしたのか、例えばこの行政報告の中にそういうことが1点でも載っていなければいけないのではないかと……。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

10番（渡邊嘉郎君） 私は思うわけですがけれども、その辺はどう考えておられますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに町民の方々が単独を選んだというのは真摯に受けとめて、そしてできるだけ財政的に負担をかけないような行政運営をするのがこれからの私の務めであり、結果的に反対ということに多数でなったわけですがけれども、その結果は本当に真摯に受けとめながらやっていくのがせめてもの償いではないかと、そう考えております。

〔発言する人あり〕

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 何回も何回も質問をしても、本当にこれは水かけ論になるんですけども、私以下12人の議員がどういうふうを考えていたか私はよくわかりませんが、この住民投票は反対が3,700と賛成が2,400出ましたけれども、これが逆さだったら、私は私なりに議員として責任をとる所存でございました。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

10番（渡邊嘉郎君） それが人間としてのけじめだと私は思います。そこを私は町長に聞いておるわけです。

〔「そうだ」と言う人あり〕

10番（渡邊嘉郎君） その辺をもう一度聞きたいと思います。

〔「答える」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民投票の結果については、どういう形であろうと私はこれからも行政を真摯に継続していくと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 答えにはなりませんけれども、これはこれで、私は今後もこの問題については、町長にもう一度お聞きをするつもりであります。

そして、今後、単独で南伊豆町は歩まなければいけない道が住民側からの答えが議会あるいは行政に打ち出されてきたわけです。そういう中、町議会は6月に行財政改革を立ち上げ、この12月にももちろん行政の方にその報告が委員長の方から報告書が届くと思います。それはそれでやってきたことですから、謙虚に町側も受けとめていただきたい、町長以下。そして、今、町長の考えるひとり歩きをしていかなければならないまちづくり、その構想、また展望をどういうふうにご考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本的な考えですけれども、単独を選んだというのは、もともと町については第4次総合計画、そして過疎計画等があります。ですから、基本的にはそれを踏襲しなければならない。そして、あと客観的に考えられるのは国の方の流れ、それにどう対応するかと、そういうことだと思います。ですから、町職員を2班に分けて、そして係長をメインとするプロジェクトチームを結成し、それから30歳前後の若手を中心とするプロジェクトを検討し、約100項目ぐらいの、要するにこれから行財政改革が可能であるというのを今項目別に分けております。ですから、近日中にはその方向性、そして当面は来年度に予算を反映できるもの、そして17年度に協議会を設置して将来的に反映しなきゃいけないもの、そこまでは進んでおります。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、先ほども石井議員の中で、今後、行政運営の中で議会と行政が関係をしていかないというお話の答弁をされておられましたけれども、今後ではないんですよ。ずっとそういう行政運営をしていかなければいけなかったわけですよ。そういう中、今160人からの町職員がおられますけれども、その辺の財政改革の中で、私は給料を下げろというようなことは言いません。しかし、期末勤勉手当とか、そういうものを民間ベースに戻すような考え方が町長にあるのかなのか、これは、今後、ひとり歩きをしなければいけないまちづくりの中に大きな焦点になってくると思います。その辺をどういうふうにご考えておられるのかということと、もう1点は、町長、自分の考え方を貫くというような考え方も大事ではないのかというふうに思います。この事業は大変だからやすとか、議員から反対さ

れるからよすんだとかということではなくて、やっぱり町の中をどうして活性化をしていかなければいけないか、そして、今言った財政改革もしていかなければいけない、その辺をどういうふうに考えておられるのか、もう1点聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） プロジェクトチームの報告を読ませていただきますと、A、B、Cという形の中で、その中に行政組織機構の見直しと、そして少子高齢化、行政に対して町有施設の維持管理だとか、そういう細かいことがあります。皆様方議会の方もそういう勉強会、その成果が出ているわけですから、その辺の整合性を踏まえた中でこれから話し合いをしながら運営できればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、あのね、プロジェクトチームを何チームつくったって、町長の考え方、町長の政治姿勢がその中に基本的に入っていかなければいけないわけですけども、その辺をどういうふうに職員に指導し、どういうふうに教えているのか、こういう改革をしていくんだからこういうプロジェクトチームをつくって、こういうことをしてくれよという指示はどうなっていますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 単独を選んだ以上、本当にスリム化しなければいけないということで、それをメインに職員の方にはプロジェクトで検討させております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 単独を選んだのではなくて、今後、町を運営していくのにプロジェクトチームをつくったんだよと。そして、その中でもって町長の考え方をおのこのこに14課あるわけですけども、そういう課長に指示を与え、そして中に係長あるいはほかの職員、そういう者までに指示が徹底しているのかしていないのかを私は聞いておるわけです。それが町長の考え方が徹底して下まで行っているのか。そういうことをしていかないと、財政改革ももちろん行政改革もできないと私は思います。財政改革をしていけば自然に行政改革がついてくるものだとは思います。その辺どういうふうにお考えで、どういうふうに指示を

しておられるのかももう1点聞いておきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行財政改革については私が本部長となり、そしてその組織図をつくってやっております。そして、南伊豆行財政本部設置要綱として12月1日に行財政改革プロジェクトチームという形の中で、各課長と生活環境課の主幹、係長をメインに15名で作り、そして若手としては10名でやっております。そして、その上に課長会議というのがありますから、下から上がってきた資料について最終的には課長会議の中で決定すると、そういうシステムになって意思の統一はされております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長の考え方を下まで徹底してあるわけですね。それは間違いないですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど言いましたけれども、行政改革ということを中心に各課ごとの問題点を100項目ぐらい挙げさせて、その中で精査していくという、そういうシステムでございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、人を使うのは大変難しいわけですがけれども、どこでどういうふうに責任の移譲をして、そしてやる気を持たせて、どういうふうな成果を上げていってもらえるのかということは大変難しいわけですがけれども、その辺のニュアンスを私は言っているわけです。町長からそういう指示が徹底しているのかということをお聞きしたかったわけです。それはいずれにしてもひとり歩きをしていかなければいけないわけですから、町長、2年間やるんだったら2年間しっかりとやっていきたいと私は思いますし、また、先ほども住民投票だとか、あるいは議会の否決を経たとかというようなことの中でまた考え直すことがあれば、またそれは別の話でございます。

次に入ります。

2番目の質問でございますけれども、最終処分場についてでございます。町長に、何で建

設を断念したのか、その理由をまずお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

平成13年度より清掃センター設置を候補地に挙げ、地主や湊区、議会を初めとする関係者のご協力をいただき、将来展望に当たる数々の問題点の協議を経て進められてまいりました。

平成14年度は生活環境調査、平成15年度には地質調査、測量調査、基本設計、実施設計を進めてきた後、地元住民の皆様の合意を得た上で平成16年度着工する予定でございました。

財政改革に伴う地方交付税の削減等により、財政状況の悪化によって最終処分場の建設については先送りしなければいけないのかと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、それでは、13年度から16年度までに、この環境影響調査を初め実施設計までと今言いましたけれども、実施設計までに幾ら費用を要していますか、町長にお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

議長（齋藤 要君） 再開をいたします。

町長、答弁。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成14年度に生活環境調査で210万円、そして平成15年度に地質調査と測量調査を行っております。これが249万9,000円、そして測量調査が457万9,050円、そして基本設計として756万円、そして実施設計として787万5,000円と、合計で2,461万3,000円となっております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、先ほども言ったけれども、町長の考え方が末端まで行っていないんですよ、こういうことがすぐ出てこないようでは。やっぱり会社のオーナーでもあるし、町の大事な税金を使っているんだから、このくらい使っているのかな、およそでも結構ですので即答していただきたかったというふうに私は思います。

今、町長の言ったとおり、ちょっと違うところもあります。環境影響調査に210万円、測量調査が249万9,000円、そして地質調査が457万9,000円、基本設計料が756万円、実施設計が787万5,000円、町長の言われたとおり計2,461万3,000円、13年から今年度までこういう金を費やしてきておるわけです。

私は、前にも一般質問をさせていただきましたけれども、湊の区民、そして町長の言われたとおり議会でもこれが随分議論をされ問題になって、そしていろいろな全協を開いたり、何をしたりして議論をしてまいりました。その中で、どうしてもこれは信念として町長はつくっていくんだというような気持ちがあったわけです。そして、青野にも迷惑をしてはいけないという中から、どんなことがあってもこれはつくっていくという機運があったわけです。それを何で断念をしたのか、これが私はわからない。そして、私はそのときに一般質問でも、県外に運び出すと年間に2,000万から2,300万で済むのを10年間運んでも2億、3億で済む、最終処分場から出た灰をそういう考えはないのかと言ったら、町長は、受け取る先があてにならないから県外搬出は考えていないんだと。どうしてもこれをやるんだというふうなことで言い張ってきたわけですが、こういう約2,460万からの皆さんの税金を使って、これが全くむだになっているような気が私はします。こういう責任をどうとっていくのかということと、また、信念がなさ過ぎるといえるのか無計画といえるのか、計画の甘さといえるのか、この辺がいい加減といえるのか、この責任の問題をどういうふうに考えておられるのかもう一度お聞きをしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど述べましたけれども、財政状況の悪化に先送りということで、その一つの理由として、静岡県ゼロエミッションということで、エコセメントというのが今年度に業者が決まるという、そういう情報も入っています。ということは、私が決めた中に静岡県もこの最終処分場関係について頭を痛めており、そして大井川町にエコセメントをつくるという、そういう大きな流れがあったわけです。ですから、それにのせる方がいいのかなという、そういう判断も働いたかと思えます。それと、あと平成29年度までに賀茂郡で清

掃センターをつくるという、そういう大きな流れもあるわけです。ですから、ここで施設をつくるのも一案だと思います。財政的に苦しいということもあるわけですが、平成21年度までには県の方が稼働するという、そういうことがありますので、できることならば延期しながらの方が町民に対する負担が少なくなるのかと、そういう判断でございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、2,460万円を使って、私は当初、私の質問の中にも、県がエコセメントの工場を、プラントを今言う大井川町の河口につくるというようなことも推測をされた中の、私はそのことも出して質問をしてきました。そして、14年度に議会はこういうことをいち早くして、千葉県の上原のエコセメント工場を、県と民間と一緒にやっておられるエコセメント工場を見に行ってきたわけなんです。そういうことから、私も、最終処分場はつくらないで毎年運んだらどうだろうという質問をさせていただいて、それでも湊の住民からも反対をくったり、議会からもある程度反対をくったりして、そういう中에서도2,460万円も使っているんですよ。そういうものを何でこんなむだ遣いをして、私はその責任を聞いているんですよ。どういうふうに責任をとりますか、この2,460万円、ただではない、自分のお金だったらこんなむだ遣いできますか。よくその辺を考えて答弁してくださいよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 県のエコセメントというのは、最終処分場については前任者からの懸案事項ということで、最初に取り組んだ仕事でございます。ですから、とにかく成功させなければいけないという、そして平成14年ですか、青野が期限が切れる、それを17年度まで延ばしていただいたという、そういういきさつの中で、青野のことも考えながら一生懸命やらなければいけない事業なのかという形の中でしゃにむにやってきたことも事実でございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それは、そのときに議会で出た意見というのは無視してきたわけですか。そういう意見を無視してきたわけですか、私の言った意見を。無視してきたのか聞きたいですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会の意見を無視してきたのかと、私はそういうつもりは毛頭ありません。ともかく前任者のやり残した仕事は町長としての最初の責任というその中でやってきたわけですから、それが行政の継続性という形の中で理解していただければと、そう考えています。ですから、本当にその額について、最終的に民間になったということについては申しわけないと考えておりますけれども、その時節をとらえられたときには、このときにあった仕事をしていただくと私は考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長、本当にこれは大事なことであって、2,460万円も使って断念することは、先行きひとり歩きをしていかなければいけないまちづくりをしていく中でもって、行財政改革の中でこれをなくすことは悪いとは私は言っていないわけです。しかし、2,460万円も使ってやってきたこと、本当にいい加減、また計画の甘さ、それしか考えようがないわけですよ。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

10番（渡邊嘉郎君） その辺の責任の問題をもう少し真剣に考えていただかないと、今後、町長がこういう提案をしてきても、我々は本当にこれが適切なのか適切でないのか、またいい加減な計画ではないのかということで、議会でも通すものも通らなくなるというようなところも私はあるかと思えます。そうかといって、合併をしないから町民のサービスを怠ってはいけません。やっぱり計画をしてきた事業、それなりに県あるいは国にもこれは関連してくるものだと私は思います。その辺をもっと肝に銘じて事業の推進をしていただきたいと、こういうことを要望して私の質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君の質問を終わります。

漆 田 修 君

議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それでは、通告に従い一般質問いたしますが、大丈夫です、45分であ

げます。よろしくお願いいいたします。

最初に、介護保険予防システムについてを質問させていただきます。その次に、町長の政治姿勢、前議員が1番、2番と質問しておりますが、その関連がほとんどでございますが、2番目に質問させていただきます。

最初に、介護保険の関係であります。来年が一応介護保険の制度の改革の年であります。その柱の中に、介護予防システムと地域の支援事業、これは仮称であります。そういう名称で2つの大きな柱が改革のプランとして厚労省の方で打ち上げております。これは、たしか10日ぐらい前の大手新聞でも一面で載っていたと思います。読まれた方は十分承知していることではあります。改めて当町はそれに対してどういう対応をすべきかということをもずメーンにお伺いしたいと思っております。

その介護予防システムの概要は一応固まったということではあります。要介護高齢者向けに新設される新予防給付、これは国保で言う予防医療に該当するものであります。それと要介護になる前の高齢者に保険料財源、これは3%であります。それを投入して市町村が行う地域支援事業の二本立てでございます。総合的な予防システムを構築するというプランであります。厚労省は10年後の要介護認定者は600万人と、介護予防を行わなかったときより40万人の削減ができると見込んでおります。介護予防は、2006年から2008年度中にその体制の整った市町村から順次その制度を取り入れてスタートさせるという方針であると言われております。

ここで、その介護予防の考え方についてちょっとご説明 釈迦に説法になりますが、ちょっと話を言及したいと思っております。要支援とか要介護になっていない人、通常で言う健康者、そしてもう一方、介護保険により近い要支援、もしくは要介護になるおそれのある人、それが今回の地域支援事業の対象者の一つであります。

そして、片方においては、要支援、要介護者の関係であります。要支援と介護1、これが軽度と言われております。2から5までから重度と言われております。そして、その新予防給付については、介護保険制度の中の要支援と要介護1、これが予防システムの対象になると、今回、厚労省が発表したプランの中ではそういうものであります。

そして、該当する利用者は、後ほど認定の手続の問題もお話ししますが、その費用の10%を負担し、そしてそのメニューとしては、例えば県の方でも委員会がよく言われておりますが、筋力トレーニングであるとか転倒予防訓練、もしくは栄養指導とか口腔ケア、それから痴呆予防プログラム、こういったものが両方のシステムにかかわる共通のメニューとして出

されております。今、私が申し上げたようなものが、厚労省が発表した たしか10日前だと思いましたが、発表した基本プランの中の一つの大きいメニュー体系であります。

そこで、介護保険に新設される新予防給付のメニューは、今、私が申し上げたとおりであります。これらは市町村が設置する地域包括支援センター、これは当町で言いますと、多分社会福祉協議会がその機能を代替することになると思いますが、今、健康福祉課にいる保健師がその対象者の状態と希望に応じて適切なメニューを組み合わせしてそのプランを立て、その利用者は1割負担をするという制度であります。

その対象者の話ですが、要介護認定で要支援、それから要介護1と認定された軽度者で、老化に伴う生活機能の低下などが原因で介護が必要になった人、ただし、脳卒中の関係とか重度の痴呆の関係は除かれるというただし書きがございますが、そういった方々の選定は要介護などの判定とあわせて認定審査会、当町で言いますと、多分郡の広域認定審査会でございますが、そういったところが行うようになると言われております。対象者は、原則として訪問介護などの介護サービスは利用できない、ただし、現行のサービスの一部など予防効果が認められるものについては取り入れられるという方向であります。これは大分先の話ですので、確定した表現はここではお話しできません。

それで、一方、地域支援、包括支援事業であります。新予防給付とほぼ同じメニューが提示されております。そして、回数とか期間は当然縮小されるということは当たり前でございますね、回数が少なくなるということです。それはどういうぐあいにして審査するかというと、健康診査など町でやる診査でも結構ですが、そういったもので選定するということになります。これもやっぱり個別のプランを立てて効果の検証を行うと。それで、利用者の負担額は市町村が定めるということなんですね。この辺がちょっと制度の逃げになっているなと実は私は思っておりますが、市町村が定めるということなんです。それで財源は何だということになりますと、介護保険と同様に保険料と公費が半分、2分の1ずつですね。それで厚労省の発表では介護給付費の3%、国の予算規模で言いますと約2,000億程度をそれに充たしようという考え方です。公費の部分ですね、公費で充たする部分は全給付費の3%、イコール2,000億でそれをもって充てようということなんですね。あとその特筆すべきは、高齢者の虐待防止とか相談業務をあわせて行うような、そういうシステムであります。

これを受けまして、我が町の問題であります。今、軽度の要介護認定者、もしくは制度創設時から2倍以上になっていると思うんですが、それが今現在どのくらいになっているのか、それから、その対象となるおそれのある人間について把握しているのか、そして我が町

の対応の仕方は、その制度が導入された場合、どういう形で対応するのかということもあわせてちょっとご答弁、担当課長でいいです。話が細かいことになりますので、課長の方からちょっとお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） お答えいたします。

介護保険制度が始まる以前にスタートしましてから4年が経過いたしましたけれども、厚生労働省では制度の持続性を高めるという観点から、給付の法律化、重点化、それから予防重視型システム、それと各制度間の機能分担の明確化を図るために、3つの視点から制度の見直しを行っております。

議員の今のご質問にありましたとおり、介護予防の見直しにつきましては、要支援、要介護1の軽度者に対する新予防給付と、要介護状態になる前の高齢者に介護保険料を財源として市町村が行う地域支援事業、これは仮称でございますけれども、創設により総合的な介護システムを構築するものでございます。効率的な介護予防サービスを提供するためには、市町村は、議員が言いましたとおり、社会福祉士だとか保健師、あるいは市民ケアマネージャーを配置しました地域包括支援センター、これも仮称でありますけれども、設置して地域支援の総合相談や包括的、また継続的な支援をすることになろうかと思っております。

その中で、1点目のご質問でございますが、現在の要支援、要介護1の該当する方々ですが、16年4月1日現在で要支援が27名、要介護1が124名です。全体の認定では462名ほどおりますけれども、今の該当する方は以上27名と124名になります。

それから、2点目の介護のおそれのある方々ですが、現在、町で地域支え合い事業でヘルパー派遣、あるいは福祉サービスを実施しているわけですが、そこで認定を受けていない方が157名ほどおります。その方が全部ということではなからうかと思っておりますので、恐らく3分の1程度、50名程度を私どもの方では推測をしております。

それから、3点目の、制度がスタートした場合の財政的な見通しということですが、言われるとおり、給付金の3%を上限として地域支援事業計画を策定して対応していくと。16年度の当初予算、現在の予算ですが、予算ベースでいきますと給付費が6億2,000万ほどありますので、その50%が税ということですから1,860万円ですね。それと保険料、保険の公費が50%ありますが、市町村の12.5%負担を含めると、これが232万5,000円、残りが697万5,000円ありますけれども、これは交付金で国及び県とで対応してくれるという見込みになろうかと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 非常に細かい数字までいただきまして、ありがとうございました。

今、あくまでも厚労省が発表しまして、各47の都道府県が各市町村の担当部門を呼びつけて、まだ説明の段階だと思っんですよ。ですから極めて奥歯に物の挟まった表現の答弁しかいただけないということを私も十分わかっておりますが、町長に1つ聞きたいんですが、例えば国保の財源が、昭和61年に国民皆保険制度になった以降、費用そのものが給付費の膨張というんですか、それがどんどん広がっている、大きくなっている。皆保険制度は、制度ができて非常にまだ浅いのでありますが、厚労省はこれについても全く同一の見方をされているわけですね。ですから、少子高齢化現象が非常に高い当町において、高齢者に対して例えば予防医療、こういったものは当然国民健康保険法の中でも保健事業でございますね、それと同様に介護保険事業というのは条文にうたっております。ただ、その条文の中では限界があるわけですよ。ただ、行政として、例えばこういうことなんですよ、極端なことを言います。85歳のおばあさんが90歳のおじいさんを介護している、これは介護保険制度の枠内の問題であると同時に、それ以前に行政の問題でもあるわけですよ。ですからこういったことを視野に入れて、例えば高齢者にもっと社会的に生きがいのある、例えば何かを行政が後押ししまして、そういうことを考えるというようなことは考えておりませんか。これはトップに立つ人の政策的なセンスの問題でありますので、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本当に南伊豆町は高齢化社会ということで、これからの共同参画社会という中で、本当にお年寄りの力をいかに利用するかが大きな課題になっていくと私は考えております。

その中で、これは前からの私案と言うんでしょうか、そういう形で常に考えていたのは、まちづくりという中での約束だとか、そういうお年寄りの知恵だとか、そういうことを発表する場をつくって、そしてそこに生きがいを求めてやるのも一つの手法かというのは、まだ具体化されておりませんけれども、そういうお年寄りを共同参画という社会の中いかに引き込むかというのが 引き込むというのは失礼な話ですけども、参加してもらうかがこ

れからの一つの行政の課題として勉強しなければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） よくわかりました。大変いい考えだと思います。町長続ける意思がありなら、それをずっと続けて行政に反映させていただきたいと思います。

次に、町長の政治姿勢についての質問に移らせていただきたいと思います。町長、記憶を、もう一度頭の中をループ化させて、多分その都度お聞きすると思いますので、よろしくお願いします。

最初に、10月9日に災害が来ました。その後、即例の690万の住民投票の補正予算と、それから災害対策の1億数千万の、それを審議するための臨時議会というのがございましたね。これは頭に記憶がありますね、大丈夫ですね。

そのときに、清水議員の方から3回ほど質問をしました。その質問の内容について、この690万の補正を通すについて、これは町長のそのときの答弁が、特例法4条の第10項に基づくものであり、これはあくまでも住民の方々の意思であり、私は関与していなかったと。ですから、その法令に従って私は690万の補正を通すんだというような趣旨の答弁をされたんですが、それは間違いございませんか、10月のことですが覚えていらっしゃいますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 法令にのっとって関与したとして、要するに3,828人という住民があったわけです。ですから、私とするならば、努力した人の意思も尊重しなければならないし、苦渋の選択でやったという、そういう方向性で常日ごろ考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） そのとき、議事録を私は一通り読みましたが、苦渋の選択という表現はしていないんですね。私は関与していない、その住民発議の皆様方の意を受けて特例法第4条の10項に従って私はこれを職権で通したいと、だから議会の皆さん、それを認めてくださいと、短絡的な表現はそういうことなんですけれども、それはそういう見解でよろしいでしょうか。

〔 「結構です」と言う人あり 〕

8 番（漆田 修君） いいですね、今、いいと言われました。

それでは、次の質問に移ります。

大変失礼な言い方なんですが、町長、蓮が立つという言葉をご存じでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ちょっと勉強不足で、蓮が立つというのはちょっと理解できません
言葉、要するに弁が回ると、そういう形の。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） そうなんです。弁が立ち、如才なく振る舞う。物事の運び方が非常に優秀であると、そういうときには蓮が立つという言葉なんです、その言葉を町長、この半年以内にお使いになった記憶はございませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そう言われれば使ったような気がしますけれども、どういう場所使ったかというのはちょっと思い出しません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 話は続けさせていただきます。

これは、先ほど私が確認しました10月の臨時議会、先ほど石井議員もそうです。そして渡邊議員も政治姿勢的な問題を追及しておりますけれども、実はこれは町長、6月の初旬にこの言葉を発しているんですよ。それは、政治的に極めて重大な意味を今となっては持つことなんです。と申しますのは、今回の住民発議は6月の議会の否決を受けて、ある人にあなたは、代表者は蓮が立つので今回の代表者になってもらったと言っているんですよ。これは記憶にないですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ちょっとそれは記憶にございません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） そういう言葉が返ってくると思っておりました。これは、実は私はち

ちゃんとそれは10月の臨時議会の後、議事録に残りますから、町長、いいですか、私はそれを検証しますよ、精査しますよとはっきり言いました、その質問に立ってね。それを今私はこの壇上で申し上げているんですよ、よろしいですか。都合の悪いことは記憶にないというのは人間一般の常道でありますけれども、これは極めて大きい問題であります。自分で作為的にそういうお膳立てをしてそういう方向へ持っていった。それで最後の最後に、これは職権で住民投票まで持ち込んだということ、こういったことは政治的に極めて大きい問題であります。私自身は、町長、あなたを、この12人の議員の中で、1人今日は欠席していますが、11人の議員の中で1期、2期ともあなたを支持しました。街頭で応援演説を打った唯一の1人なんです。ですから私はこういうきついことを言えるのでありますが、そういった政治的な責任というのは当然果たすべき、これから政治を望もうとする人間については情熱が第一の要件であると言っておりますが、政治家になった以上は、みずから意思決定と責任というのは表裏の関係にあるということをご存じでしょう。ですから私は、当然その責任をとってやめるべきだと思います。町長、いいですか、それほど大きい重大な問題なんです。それに対する見解はいかがですか。先ほど1番、2番の議員の言ったような、それを晴らすために私は政治的にもっと行政の責任を果たすべきだというような趣旨の説明では納得しません。もう一度、答弁してください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、町長の政治責任というのは、辞任しろということでしょうけれども、私はそれについては一切考えておりませんので、ひとつよろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） あなたは大した人間だと思います。私、12月に、ある県会議員さんと2人だけで忘年会をやったんですよ。おらうちの町の親分はどうでい、県の方では、要するに町長は県の方ではどうですかと聞いたら、幹部は 幹部はということは多分県の部局長のことなんです、幹部の評判は余り芳しくない。非常に今回の一件で汚点をつけたというような表現もされておりました。それはそうだろうと私も相づちを打っておきましたけれども、しからばやめないというなら、じゃあ町の行財政改革についてはどうするかというような議論にちょっと移らせてもらいます。

先ほど行政報告の中で、要するに三位一体の改革によりさらに厳しい財政運営となる。そ

して町民、議会、要するにトライアングルの各グループが一体となって行財政改革を行うべきだと、こういった表現は初めてです、公の場で私が聞いたのは今日初めてです。町長は、先ほど渡邊議員も言いましたけれども、住民投票の翌日に下田へ行って陳謝したと。本来、町内において即座にやらなきゃいけないということが、各地区の説明懇談会の中でもそういう声が随所に上がってありました。私は後者ではないものですから、町長の立場から言うと、非常にそういうところに行きにくいな、嫌だなという気持ちを持つのは当たり前なんですけれども、それを乗り越えてやってもらわなきゃ困るわけです、仮にそういう意思をお持ちであればですよ。

それで行財政改革に対する見解と、それから、実はもう一つ確認をとりたいところがあるんですよ、ちょっといいですか。あなたは、合併の例の穏やか人件費という盛んにされてきましたね。それで、それは地方交付税の特例がありましたね。それが穏やかな人件費の受け皿になるんだという表現をされていたんですが、そのことでしょうか、地方交付税の特例のことでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が言っているのは、合併ということをお話すると、行政というのは管理部門と行政サービス部門と、ですから2つが一緒になるならば、管理部門については重複するよと。ですから合併することによってという、そういうことでずっと通してきたつもりでございます。ですから、今言っている交付税とは直接、要するに合併しても人件費等については交付税の方は関係ないような、そういう見解で、人件費についてだけ私は要するに重複部分が発生するから、約30人から40人、それについては穏やかなリストラの中で消化できるということは常日ごろ言っております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長、それはちょっと理論的に矛盾があるんですね。例えば先ほど下田の例が出ていましたから話しますが、下田市で総務部門が15人、南で仮に10人としましょうか。そうすると、15人が1つの総務部門へ入りまして、それでどうして、どういう形で、どのようにして穏やかなリストラになるんですか、自然退職でしょうか。私の言っているのはそういうことではないです。いいですか、地方交付税特例債は、特例債を切ることによって1つの部門がふくれても人件費的にはそれが賄うことができるよ、充当できるよ、それが

実際には漸減するのでありますが、それが10年間来て、何とか資金的にそれを充当させることができるからということなんです。それが穏やかなりストラになる、賃金的にですよ。例えば人間のマンパワーの問題であるとか、事務処理の、事務事業の関係というのは当然キャパシティーは決まっていますから、その中では当然15足す10で25人の人間がやるべき仕事ではないんですよ。一日、半日やったらあと遊んでいるような形になる。ただ、人件費的には、それが緩衝材となって10年間は保障されるから自然減を待って穏やかなりストラだと、私はそう解釈したんですよ、町長の言っていることを。そういう意味ではないんですね。あなたの言っていることはそうではないんですね。もう一度説明してください、わかるように。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が言っていたのは、峠という形の中で、そしてあとやめるのが10人だったら半分採用という、そういう形の中でやるならば、2分の1の採用で下田市と南伊豆の話し合いの中で100人前後は9年間ぐらいで消化できるという、そういう説明はしていると思います。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長の答弁は、全く間違いだと思います。わかっているのはその後ろの2人の課長だけです。もう一度勉強してください。これは話としてはここで切ります。

もう一つ、過疎債の充当分の関係、これは後ほど最終日ですか、過疎自立促進計画の後期の分が多分議論されると思いますが、そこで話は戻りますが、合併後、過疎指定区域については過疎債の充当を適用できるという話がございましたね。これは過疎特例債と同率です。実際は基準財政需用額にその分は振って、そのうちの単位費用を掛けて丸々計算されますけれども、実は基準財政収入がありますから実際は77ではないんですね。それだけ見ますと60数%になるというようなこと、これは計算のからくりでわかるんですが、そういったものを使って合併後も例えば南伊豆町としてはそれができる。そして、片方においては、下田においては特例債を各事業において、総合計画に挙げた事業においてそれが適用できる。お互いにこれはいいあんべいだ、やるべという話が裏であったのではないかと思うんですけども、その辺は町長の見解はどうなんですか。全協等でも私は質問をしておりますけれども、町長の考え、企画課長ではなくて、町長はどう思っているかをちょっと聞きたいです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 下田市との話し合いということですね。まだそこまで行っていないわけですから、ですから……。

〔「違う。あの時点の話、あの時点のあなたの認識でいいんです。そういう話が出たでしょう」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ちょっともう1回。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 私は、その一連の住民投票に至るまで、その2点がちょっとどうも引っかかっておったんですよ。ですから公の場で改めて聞きますが、過疎債については、合併した後の過疎指定区域については過疎債は従来どおり使えますよということだったでしょう。それは当然合併特例債と同率の70%ですよ、中に細かい計算がありますけれども。それが下田市とたまたま利害が符合したので、それを押し進めた面もあったんじゃないでしょうか、その時点の町長の認識をちょっと聞いているんです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ということは、南伊豆のものについては、合併しても過疎地域に指定されているから、要するに南伊豆地方についてはできるという、そういう認識ですか。当然、私の方とするならば、話し合いは一切していませんよ、話し合いは一切していませんけれども、考えの一つの中に平成22年までは時限立法で合併しても過疎地域については適用されるという、それは承知していました。ですから、合併してもそういうお金の使い方は可能だということで、まだ具体的な話はしていませんから、その認識だけはしていましたよ、22年までは過疎を使えば有効だという、ただそれだけです。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 今の町長の言質をいただきまして、なおさら私は確信犯だと認識しておるところでありますけれども、先ほど言われた住民発議のグループの裏からの陽動作戦と、それから対相手方との市町村との特例債の部分と過疎債の複合の使い分けですね。そういったことをあなたはみずからこの場で言うておるんですよ、そういうことに気がつきませんか。それはいいです、気がつくかどうかの問題でありますから。

そういうことから言いますと、なおさらあなたが今回とった一連の行動は、政治的には非常に大きな責任を感じなければならないと私は考えております。改めてもう一度いいです、同じことですから結構でございます。それほど私は重大なことであるというぐあいに認識しております。ですから、ぜひおやめになることを最後にお勧めします。以上です。

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

鈴木 史鶴哉 君

議長（齋藤 要君） 5番議員、鈴木史鶴哉君の質問を許可いたします。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 通告に従い、一般質問を行います。

今後の行政運営についてということではありますが、まず、1点目といたしまして、平成17年度予算編成についてお伺いをいたします。

長引く景気の低迷は、町の財政運営に対しましても大きな影響を及ぼしており、抜本的な行財政運営の見直しが急務となってきております。国の進める地方分権の進展により、市町村の担う役割はますます重要となってきており、市町村合併、そして三位一体改革と、今、自治体を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。むしろ変革が求められているといっても過言ではないと思います。

当町は、さきの下田市との合併問題では、単独の道を歩むという住民投票の結果が出ており、また、第4次南伊豆町総合計画及び過疎地域自立促進計画と、ともに10年計画の残り5年の後期に入るわけであり、このようなもろもろの状況を考え合わせますと、平成17年度は当町にとって一つの区切りの年、新たな視点に立って見直すべき年度となるのではない

でしょうか。

先ほど来、同僚議員からもこの合併問題についてはいろいろ町長に対して質問がなされております。町長は、この点いかが認識され、取り組もうとしているのかお聞きしたいと思います。

財政危機と言われる今日、このピンチを逆にチャンスとしてとらえるならば、町の明るい将来展望があるのかどうか、町の将来を左右するぐらいの意義深い年度を迎えることになると思います。このような状況を町長は十分認識されて、従来の慣行等にとらわれることなく慎重かつ大胆な行政運営を進めるべきではないでしょうか。

ここに平成17年度の予算編成に当たり、町長の基本的な考え方、施策をお聞きします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 国は予算編成の基本として、改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、また、地方にできることは地方にとの方針のもと、引き続き構造改革を推進しようとしております。

11月26日、国と地方に関する三位一体の改革の全体像が発表となり、その税源移譲額については約2兆4,000億円で、そのうち国庫補助負担金から県負担となる国民健康保険、義務教育国庫負担金、また、16年度分所得譲与税措置分4,249億円を除くと17年度分の実質増は2,100億程度しかならず、3兆円の税源移譲目標は課題を先送りした内容であります。

また、地方交付税については、安定的な財政運営に必要な一般財源総額は確保しております。しかし、2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化に向けて歳出削減は避けられないとしております。具体的な数字は、もうしばらくの間時間が必要となろうかと考えております。

国の地方財政対策に大きな財源の影響を受ける本町は、このような非常に厳しい状況のもとでの予算編成となります。町税等の収納の向上はもちろんですが、歳出全般の効率化、合理化による削減に努める必要があると考えております。前例にとらわれず歳出の削減に努め、できる限り財政調整基金の繰入金、また、起債の抑制を図りたいと考えております。

少子高齢化が進展し、財政需要が増大する中、町民主体の充実したまちづくりを推進するためには、特に事務事業のスリム化、組織のスリム化、収支均衡型財政への転換が課題であり、重点項目として予算編成に当たりたいと考えております。

重点施策としましては、第4次総合計画及び過疎地域自立促進計画後期に基づき、自立し

たまちづくりの推進、快適で安心して住めるまちづくり、農林、漁業の新しい展開、交流を支えるネットワークづくり、地域資源を生かした観光の振興、限られた財源の中で以上の展開を図りたいと考えております。

個別の事業の主なものは、計算センター解散に伴う新システムの構築、医療費増大対策として保健福祉センターの建設、行財政改革の推進、これは大綱の策定、組織機構等見直し、施設の共用化、職員定員適正化計画、消防団員適正化等でございます。

また、継続事業の推進として、町道大平B線、妻良漁排、下流漁港、家具固定等でございます。

また、教育資金の利子補給施設を新設したいと考えております。

以上を現在のところ、重点事業と考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいまの説明の中で、三位一体の改革というふうなことが出てきましたけれども、これの中で特に地方交付税の削減ですね、これもまだ明確な方針は持ち出しておりません。

そんな中、財源の確保ということも今申し上げられておりましたけれども、それともう1点は、今、施策の中で個々の事業を町長から説明がありました。これらについては、また後日、過疎計画等で審議がなされるわけですが、何にしても国の進める今の三位一体の改革もそうですけれども、まだまだ不透明な面ももちろんあるわけですが、町長はさきの合併問題の際にも、全員協議会等で、町は3年ぐらいしかもたないということをよく言われました。それでは困るわけです。その辺の、後ほどこれはまた後の質問で、財政見直し等でしますけれども、何としても予算編成が一番基本になるかと思えます。財源確保、そして歳出、これをどの程度削減していくのか、町長は自分でそういったお考えを持っておられると思えますけれども、もしそれらについて、今述べられた基本的なこと以外にもしありましたら答弁お願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） これからの財政運営というのは、本当に厳しいというのが認識でございます。ですから、議会の方でも行財政改革検討を行っております。その意見等も尊重しながら、これから話し合いの中でやっていきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） これは毎年、予算編成に当たって、こういった今言われた町長の編成に当たっての基本的な考え方というのは示されるわけですね。

特にことしは、私、先ほど申し上げましたように、来年の平成17年度というのは、ある意味では一つの区切りになるのではないかと。というのは、やはり国が進める市町村合併あるいは地方分権、そういった中でそのスタート年になるのではないかと。ですから、このことが将来にわたってある意味では町の将来明るい見通しができるのかできないのか、それらの明暗を分ける一番最初の年になるのではないかと。というふうに私は思われますので、少しオーバーかもしれませんが、その点を十分町長は認識されてこの点を、予算編成を取り組んでいてもらいたいと思います。

それから、これは総務課長にお伺いしますが、この三位一体の改革、今回特に国の方で打ち出してきておきまして、まだまだ不明確な点もあるかと思いますけれども、これの当町に与える影響について、今わかっている現時点で、もし説明をお聞かせ願えたらと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

三位一体の中で、国庫補助金の削減についてなんですが、うちの方へ影響するものとしたしましては、消防防災施設整備費補助金、これも今回の三位一体の改革補助金削減の中に挙がっております。それでいくと、消防自動車、ポンプ自動車の購入等の関係がその類に挙がっております。

それから、教育関係で準用保護の児童生徒将来費補助金、これについても該当しております。

それから、国民健康保険、これは大きな問題になると思いますが、国民健康保険国庫負担金とそれから養護老人ホーム等運営負担金、詳しくはまたこれから出てくると思いますが、これらが該当していると思います。

それから、児童保護費の国庫補助金、産休の代替保育士等の補助金だと思われませんが、これについても対象になっております。

それから、社会福祉施設等施設整備費補助金、うちの方では福祉の関係の事業は今のところ予定しておりませんが、保健福祉センターもこの福祉の関係があれば対象になればありが

たかった話なんです、これは去年に引き続いてございます。

それから、地産事業補助金とか、あるいは農道整備事業補助金等が該当になっておりまして、それから農業委員会交付金、これらが対象になるのかと。

それから、公営住宅の家賃対策補助金、これはうちの方は100万もらっておるわけなんです、この分もどの程度 それは全額削減するのか、ちょっと明確にはわかっておりませんが、ここに書いております。

〔「結構です、細かいことは」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） それと、それに伴う税源移譲といたしましては、町長が申し上げましたとおり、最近の情報なんです、国の方は税源移譲分で16年度は4,249億円を税源移譲の対象にしました。今回、これも確定しているわけではないんですが、県に対するものが非常に多くて、国民健康保険の普通調整交付金あるいは財政基盤安定基金、これが県が補助を増になるのではなかろうかと。それから、健康福祉、これも県なんです、この辺、県への税源移譲が多くのお話で、そういう中で、町につきましては、去年は2分の1ずつだったんですが、今回は6、4というような数字が、これもある程度の見込みとしてのせよという形、それを人口割するよと、全市町村で割った中での人口割、40%分を全市町村で割った1万1,500、平成12年度の国調の人口で割った数字と、これを見ますと、ちょっとはっきり明確ではないんですが、16年度に予算化しました1,500万円、これが倍程度になるのかなというようなことも考えております。

〔「結構です」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 国は、いわゆる地方交付税とそれから補助金で出した分、税源移譲でというふうな考え方もあるようですけれども、ところがこの税源移譲たるや、今、総務課長からも説明がありましたけれども、各自治体によって、いわゆる規模の大きい自治体にはかなり有利というふうなことも言われておりますし、そういったばらつきが出ないようにという方針も打ち出されておるようですけれども、これもまだ不透明なところがあるようですけれども、これらをぜひ的確に、難しいとは思いますが把握されて、そして予算編成をしてもらいたいと思います。そうしませんと、やはり町の自主財源が乏しくて依存財源に頼る当町にとっては、先ほどの話ではないですけれども、2年や3年で、それこそ先、予算が組めなくなるということでは困るものですから、その辺の見通しを十分立てながら的確な

予算をぜひ編成していただきたいというふうに思います。

それから、次に、この予算編成の中で、行政運営の2点目ですけれども、今後の財政見直しと主要事業等実施計画ということですが、これは今の説明の中でも一部入っておりますけれども、いわゆる財政見直しにつきましては、地方分権へ移行するための手段の一つとして打ち出された先ほどの三位一体等、国の政策が大きく変わろうとしている今、不透明な面ももちろんあるわけですが、また一方、町の総合計画あるいは過疎地域自立促進計画も、先ほど申し上げましたように後期に入り、新たな展開となってくるわけであります。

本年2月、町の財政見通しが示されました。これは、各種計画を予定どおりに実施した場合にという附帯条件がたしかついていたと思いますが、その後、いろいろ状況も変わり数カ月たっておりますが、これらの財政見直しと主要事業等実施計画について変わった点等、重点的にご説明をお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 財政見直しにつきましては、三位一体の改革の中で具体的な数値はつかめないということがございますので、現段階で役場の庁舎とかあるいは排水処分場、あるいは今回のお話の中の保健福祉センターのお話になると思いますが、そういった計画の収支見直しについてですが、これについても以前と同じ考え方とおり、今現在の計画のままですと財政収支がどの程度悪化するか予想を立てまして、そのギャップを解消するためにどんどんそういうものにしていけばいいのか、あるいはいろいろな社会福祉がなきゃならないのかというようなつもりの見直しでございます。ですから、前の方である程度数値がとられた数値でございます。

町税につきましては、大体的見直しについては変わっておりません。

それから、繰入金につきましては、平成16年度の見込みより約1億程度抜けます。3億1,700万程度のものがあったんですが、16年度の繰入金は減債基金と前回の繰り入れを3億1,000プラス1,900万程度でしたから3億3,000万程度を見ております。ただ、これを減らしていこうという考え方、これには繰越金を2億7,000万程度減らしていく、そういった中でこの考え方で1億程度見込んでございます。

それから、これは要するに財政収支の中でマイナスにならないように財政の調整をする基金でございますものですから、ここで財政調整基金の繰り入れで調整を行っていく考え方で説明させていただきたいと思います。財政を見ますと、平成17年度あたりから約1,000万程度、これは保健福祉センターを入れていない数字でございます。それから、18年度が約1億

4,000万程度、それから19年度が1億9,600万程度、平成20年度が5,200万程度、ここで、このままに行けば財調がなくなりますといった結果でございます。

自主財源で申し上げますと、16年度分が13億、前年15年度の決算が14億8,000万でしたが13億程度、それから17年度が11億程度、それから18年度につきましても10億4,000万程度、それから19年度が10億8,000、それから20年度が9億4,000万程度、平成21年度が8億7,000万程度ということでございます。

地方交付税につきましては、特にこれから三位一体がわかりにくいんですが、平成15年度に19億7,000、これは普通と特別を合わせたものですが、それを16年度が、これは特別交付税をまだもらっていない段階で2億5,000万程度つきました。前年は2億9,000万からしておりますが、災害等があった関係で2億5,000万程度を見込んだ中で19億3,000万程度を15年度の決算見込みとしております。17年度、2%減といたしまして18億9,000、それから18年度が18億3,000万、19年度が18億6,000万と、この辺は非常に見込みにくいところでございますが、一応こういった数字で21年度までの見込みを出しています。

それから、地方債につきましては、減税補てん債とそれから臨時財政対策債、ここで今2月のときと同じ一般財源の数字で見えております。ですから、減税補てん債と臨時財政対策債の分も述べさせていただきます。16年度見込みといたしまして2億7,950万円、それから平成17年度が2億9,800万、それから18年度が2億4,800万、大体変わらない数字でここは見ております。これは、臨時財政対策債が18年度以降も続くものとして計算しております。全体で合計で見ますと、平成15年度決算額が41億2,300万だったものが16年度は38億1,200万程度、それから17年度が35億7,200万、それから18年度が34億2,000万、19年度が34億3,600万といった形で4年は減った見込みを出しております。

歳出についてですが、この人件費につきましては支弁人件、要するに補助対象になる人件費は決算の段階で補助金の方へ回します関係でありますものですから、この数字は生の数字かはちょっと出ていないところなんです、一応16年度の見込みが10億2,000、これは一般会計、普通会計、特別土地保有の関係、土地開発基金の関係ですね、あの関係を入れてこの辺は全部で、普通会計、一般会計とか見てもらえばいいと思います。それから17年度が10億2,400万、18年度が9億9,200万、9億4,700万が19年度、20年度が9億8,000万、21年度が8億9,600万という形で、退職者に対して大体2分の1、5割程度の採用見込み、補充定員の採用ということで、この辺も計画の中で議論のあるところだと思いますが、今の段階ではこういった形になっております。

扶助費につきましては、16年度9,000万程度を見ております。これが21年度は9,200万程度見ております。それから、公債費については6億2,300万の税金、これが21年度ですと5億4,900万程度を見ております。

補助費につきましては、一部事務組合につきましては、現在、16年度3億1,600万の決算を見込んでおります。それから17年度が3億2,600万、18年度が3億200万、19年度が一番高く3億5,000万、これはつくし学園等の関係の入札による関係で出ている関係、これも多少の変動はあるようなことはあると思いますが、一応、見ております。それから20年度が2億6,400万、21年度が2億7,600万でございます。

それから、繰出金については、16年度決算見込みで5億1,259万1,000円ですが、17年度5億6,300万、それから18年度5億4,600万、19年度が5億7,700万、それから20年度が5億7,500万、21年度が5億6,900万程度を見込んでおります。

それから、普通建設につきましては、16年度見込みで2億9,000万、それから17年度1億8,400万、18年度が1億1,900万、19年度が1億1,200万、それから20年度が1億2,500万、21年度が1億1,800万、こういった数値を見込んでおまして、歳出全体で16年度が36万5,600万程度を見込んでおります。それから17年度が35億5,400万、18年度が37億2,000万、19年度が36億3,600万というような形で見込んでいますと、収支の関係でございますが、16年度の繰越金を1億5,600万程度見込んでおります。それから17年度を1,687万1,000円、先ほど申し上げましたとおり、財政を本来の基金の目的である繰入金で調整するよということで、収支ゼロが18年度、19年度も繰入金で調整しましてゼロ、20年度が今のままでいきますと380万の赤字というような考え方でございます。それから21年度が2,300万程度の赤字というふうな考え方でございます。

基金の関係でございますが、今申し上げましたとおり、16年度が約800万の財産収入調整基金、17年度が約1,000万、それから18年度が1億4,000万、19年度が1億9,600万、20年度が5,200万というような形で、基金の残高は20年度で117万7,000円になるよというような、これはあくまでも見通しで、今から17年度カイヒ等の中での当然そういう形でわかるやつ全部ですから、こういう形です。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 細部にわたってのご説明でしたけれども、要はただいま基金のいわゆる平成19年度ですか、あと3年で底をつくというようなお話で、いわゆる町税の伸びもそ

う期待できないと。そして、財源となるいわゆる依存財源である交付税についてもまだ不透明な部分が多いわけで、何としても今後のいろいろな予算編成時点で推計が難しいだろうというふうに思います。

ただ、やはり今後の町のことを考えると、ある程度中長期的に、これなら行けるだろうという考えのもとに予算編成を進めていっていただかないと、先に行って財源がないからとか、そうなってくると、結局は町の将来がないわけですので、その辺は十分配慮されて、来年度の予算で細部にわたって検討されながら進めていっていただきたいと思います。確かに財政見通しが今一番難しい時期ではないかというふうに思われます。それらを要望しておきたいと思います。

次に、2問目に移ります。

廃棄物最終処分場青野の事後処理についてであります。青野の最終処分場につきましては、今年度、来年の3月をもって延長契約の期限切れとなります。

そこでまず、1つ目としまして、水質検査等現状把握をいかがされているのかということでお伺いします。

本施設の使用に当たっては、以前、地元の青野区の説明会の折に、特に水質検査の面で当局への対応が求められました。そしてその後、検査を実施されておるとは思いますけれども、契約期限切れを数カ月後に控えた今、この水質検査についてどのように実施して、そして結果を踏まえて現状をいかが把握されているのかお伺いをいたします。

また、今後の推移ですね、水質検査をやって2年間は続けるということのようではありますが、それらの推移について、どういうお考えでいられるのかお伺いをします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 水質検査等の現状の把握と、これからの推移ということでございますけれども、これからの推移については、生活環境課長の方から答弁させていただきます。

青野最終処分場の使用については、青野区との覚書により使用期限を平成17年3月31日までとし、以降は使用しないこととなっております。埋立地の現状は、2月末までは埋め立てが可能な状態であります。水質検査については、一般廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令によって行っており、安全を確認しております。また、青野区民の皆様に対しては、年1回説明会を行い、終始検査結果を報告しております。

あとは課長の方が答弁させます。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 青野最終処分場の水質について申しますと、水質検査は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令により行っております。現場は大きく分けて2カ所測定しております。最終処分場から主に灰なんです。そこから出る放流水と最終処分場の周縁、周りから、その2カ所をはかっております。

まず、最終処分場の放流水ですが、42の検査項目がございます。内訳としましては、生活環境項目15、主なものを挙げますと、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、大腸菌群数と、まだほかにもございますが、それらです。

そのほか有害物質項目は27項目ございます。これは農薬と除菌ということなんです。名前を言いますと、カドミウム、シアン化合物、六価クロム、ヒ素、水銀等などです。

また、そのほかの最終処分場の周辺、周りから下になるんですが、下からとっているんですが、23項目の検査をしておりますが、これは検査項目は有害物質のものの検査になります。それ以外にダイオキシンを測定しております。

また、毎月測定しているものとしてpH、BOD、これは生物化学的酸素要求量、SS、浮遊物質、COD、化学的酸素要求量も測定しております。

以上の検査結果ですが、pH以外はすべて基準値内にあり、問題はありません。ただ、pHについては、基準値が普通ですと5.8から8.6になっておりますが、焼却時に有毒ガス除去により消石灰を使用するためか焼却灰が9から11とアルカリ性が強く出ています。しかし、この山の一角は酸性が強いため、この山の湧水を調整ますに入れて中和させておりますが、今後、経過観察していく予定です。

契約期限後の処理についてですが、平成17年3月末で終了することになっております。最終処分場にあとどれだけ焼却灰が入るかを想定しておりますが、2月中旬から末ごろまで入るのではないかというふうに見込んでおります。その後、残された1カ月相当で整備工事をいたしまして、厚さ50センチの盛り土をして飛散防止をします。

今後の管理としましては、最終処分場の廃止に伴う基準により2年間水質検査をします。また、水質検査につきましては、年1回だったものが今度は2回になります。そこで水質に異常がなければ終了し廃止します。廃止しますと、町有地でございますが、これが普通財産になります。しかし、特殊な地域、場所ということもあり、注意深く管理していく所存でございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいまのご説明の中で、いわゆるpHのあそのこの土壌が酸性が強いために基準値より少し高いというお話でしたね。これは問題ないわけですね、今。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） これは、本来一般的な南伊豆町以外のところだと、酸性が出ているために中和をしておりますが、うちの方の場合は、周りがもともと酸性が強いもので自然に中和されるということですので、問題はないかと思えます。飲料水でpHが5.8から8.6ということで、水道水等はその基準でやっていたそうですが、飲料水には使用しない、一般的な自然の山の中でやるというふうなことです。ほとんど人体には影響ないというふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） あそのこの漂流水というか結局流れ出た水は、流れ流れて下には浄水場も取水場もあるわけですよ、石井地区で。その間でもいろいろ生活用水等、あるいは使っているかなということも考えられます。そういった面では問題ないですか。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） もともとジアナが酸性ですもので、現在、焼却灰はアルカリが高いわけです。それですもので中和して、本来ですと全くアルカリになっていませんねというような状況ですもので、問題がないものと思えます。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 了解しました。

ただいまのようなことの中で、実はあそのこの今の焼却灰の処理場に隣接して、かつて不燃物を埋め込んだ、ありますね、隣に。そこが崩して今見えなくなって、今、ガラスとびんを捨てられていますけれども、その下に以前のいわゆる不燃物が埋められていると。これがあと二、三年ということになると、将来は腐食して多少地盤沈下とか、そういったことが予想されないでもないと思えますけれども、その辺のことは検討されたことはありますか。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 水質等々、地盤沈下のことかと思うんですが、平成14年に、今埋め立てたところから想定して浸水があると。一番下といいますか、10メートルぐらい下に擁壁がございますが、その水質検査を平成14年に行っております。そのときには物質は出ておりません。

それと、地盤沈下については、正直なところまだ今現状を見ている限り、私も現地へ行くわけですが見られないということで、今後、普通財産を管理していく中、気象条件、台風と水害等ございますが、その時点で調査をしつつ、問題があった場合、対処するしかないかと思えます。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 私は、今の課長の答弁の言葉が欲しかったわけですが、実はこれあと2年で終わって来年3月ということになりますと、その後、いろいろな不測の事態が起きたときに何もしないでということになると青野区としても困るわけですし、青野区だけでなく下流のこともまた考えられますし、ですから年2回の水質検査ということで、より一層細かく検査されるようですけども、これが2年間終わった後でそういったいわゆる何年までということはないですけども、あそこは町有地でもありますし、ぜひ推移を見守っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君の質問を終わります。

藤 田 喜代治 君

議長（齋藤 要君） 7番議員、藤田喜代治君の質問を許可いたします。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、通告に基づいて一般質問させていただきます。

最初に、行財政改革についてお尋ねします。

我が町を取り巻く状況は、町制施行以来、最も厳しい環境に突入していると認識しているところであります。そして、この町の形やあり方を探っていくと、自立のまちづくりを推進することが大目標であると考えております。そのためには、行財政改革の断行は避けて通れ

ない、もっと言えば、断行するしかないのであります。

そこで、当局の行財政改革の進捗状況をお尋ねいたします。特に注意したいのは、町税収入の確保として減収の歯どめから税収の安定、そして増収のための考え方は十分に入っているのか。また、本当に改革に力を注ぎ始めてからの経過や工程はどうなのか。また、役場組織の中で猛烈に忙しい部署やそうでない部署の差が大きいと感じていますが、実態の把握と改革としての改善策は折り込まれているのか、こういうことをお尋ねしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それではお答えいたします。

まず、経過でございますが、平成15年度につきましては、職員有志の構成員と、これは23人ですが、7回の会合をやった中で、名称は南伊豆町行財政改革に関する研究会というグループをつくってやりました。それで提言もいただいております。

この内容のうち、消耗品の一括管理、それから一括購入、一括購入だと大分安くなるかと見ております。それから、職員のスクラップ体制、新年度の実施に向けてこれは準備中でございます。スクラップ体制につきましては、要綱の中で助役が、それから課の方から助役の方に申し込みまして、それで助役の方で調整をした中でスクラップの体制をとってこういう要綱を今準備中でございます。

それから、10月25日に、当町を本部長といたします助役以下課長、局長を構成員とした南伊豆町財政改革推進本部、これは要綱がおおよそ整いました。それに沿った組織図を設置いたしまして、11月11日には課の組織として業務に精通した中堅職員で構成したプロジェクトチームなど、それから既成概念にとらわれない自由な発想を期待した中で若き職員で構成したプロジェクトチームナンバー2、これは12人です。ナンバー1は15人。2つのプロジェクトチームを設置いたしまして、平成17年度の行財政改革大綱の策定といたしまして、本年はちょっと逆になるんですが、大綱をうたってから予算に入るのが普通なんですが、こういう事態なものですから、平成17年度に予算反映の可能な事項を洗い出しを行っております。

それから、プロジェクトチームナンバー1の方でございますが、初めの案件と若干近いものがありました。これについては、補助金削減を1項目として数えておりますものですから、実際、行革本部に上げられまして、出ましたのが69件ほどになります。それから、プロジェクトナンバー2の方は8件出まして、そういう中で、両方合わせて17年度予算を反映する件数としては一応43項目を挙げております。

もう一つ、言い忘れましてなんですが、この考え方ですが、平成17年度予算に向けて検討し

ていかなければならないこと、例えば組織の改革であるとかということにつきましてはA項目という形、それから17年度に予算反映をしたいものがB項目という形、それからC項目という形につきましては、17年度を含めましてそれ以降に取り組みられると考えている項目でございます。合わせまして77件になります。そのうち17年度に反映していくのが43件ということになります。

それから、ご質問のありました町税の出納、収納の向上対策なんです、これにつきましては、税務課長の方からスクラップ体制を組んでいかないかと助役の方に申し出がありまして、スクラップ体制を組んで、12月25日までは職員が部落を振り分けた中で回っております。

それから、先ほど出てきましたスクラップ体制が当然忙しい部署、年末にかけて忙しいとか、あるいは新年に入って忙しい課とか、それは当然制度の中でもありますものですから、要綱を組んだ中でスクラップ体制を組んでいきたいと思っています。

それから、町長が申し上げましたんですが、議員の皆様方には特別委員会を組織していただいてご報告をいただけるということで、大変感謝しております。

なお、その精鋭を受けまして、うちの方の考え方、行革本部の考え方につきまして、両方の突き合わせ協議をまた新年に全員ご参加でお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 丁寧ないろいろありがとうございました。

本当に行財政改革、やればやるほど大変で、私も含めて議員の皆さんも大変だったという思いもありますけれども、やれることからどんどんやっていくというような姿勢も伺えますし、既に17年度に向かっていろいろな項目を用意されているということで、変わらず進めていっていただきたい、こういうふうに思います。

次に、産業振興についてお尋ねをいたします。

我が町の経済を支える各種産業が、長く低迷する景気の状態のもと、相当な冷えをしているところであります。そういう中、各種産業界から行政や政治への支援要請の声は年々大きくなってきておりましたが、最近ではあきらめの声も少なくありません。

そこで、従来型の考え方から脱皮し、新しい考えのもと各種産業への支援をしていく時代に入ってきたと考えます。

具体的に1つご披露いたしますけれども、この12月15日より来年3月31日まで行われる南伊豆カサゴサーキットというものがあります。その目的は、南伊豆地区冬季の代表的な魚、カサゴを全面に打ち出し、冬のカサゴは温暖な南伊豆が一番のイメージをお客に植えつける南伊豆カサゴサーキットを開催、他の地域との差別化を図って冬季の顧客の安定誘致とともに、観光資源の一環やレジャー情報交換の場とし、旅館業や飲食店等の観光施設等とコラボレーションを結び、南伊豆内の各地域の活性化を伴う南伊豆地区の文化産業の構築に寄与することを目的とする、以上のような目的を持った事業であります。

ここで注視することは、南伊豆町遊漁船業組合がいろいろな苦勞の末、企画立案し実行するものであります。大変楽しい事業であると私は考えます。また、この事業はもちろんのこと、今後、町民の知恵や行動により出てくる実効性もあり将来性もある事業には、行政による支援を果敢にしていくべきであると考えますが、この点、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、漁業者のことが出たと思いますけれども、今年度は海水の高温化だとか、そして黒潮の流れの変化等々、本当に今までどおりの計画どおり行かなかったと。例えば、先ほどの釣りの祭典でしたけれども、魚が、ワラサが全然食わなかったとか、本当に海の環境が変わっているなど、そういう流れになっておりますが、私たちも実感として、本当に大きな流れに対してどう対処していかなければならないか研究しなければいけない。そして、今、藤田議員が言われましたカサゴというのは地つきの魚でございますから、海の変化に少し耐え得る魚種かなと、そういうことは私も感じております。そしてまた、ほとんどの産業において景気が落ち込んでおり、水産業においても厳しい経済状況というのも十分、特に外部との黒潮だとか、そういう影響を受けやすいということを認識しております。

このような中で、海洋レジャーブーム等によってダイビングだとか、マリンスポーツによる若い経営体が育っていることも、周りを見た場合事実でございます。ですから、民間からのこういう活性化策については、前向きにこれから検討しなければと考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） ぜひ前向きに、そういうことでお願いをしたいと思います。

次に、17年度予算編成についてお伺いしますが、先ほどの議員からの質問で十分私もお伺いしていましたので、基本的な考え方だけお伺いして、この問題は終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 問近に当面しているのは三位一体改革ということで、地方交付税の削減とか税源移譲、そして補助金の削減等々、まだ確定しない部分があります。しかし、基本的な考えとしましては、前例にとらわれない歳出の削減、そしてできるだけ財政調整基金の繰り入れ等をしないような、スリム化に向けた運営をしていかなければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、4番目の町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

まず、質問する前に、この約1年間のおさらいを簡単にしてみたいと思います。

1月に下田市、河津町、南伊豆町の法定合併協議会解散を議決いたしました。このとき、同僚議員の今後の合併についての質問に、町長は、するでもなし、しないでもなしの答弁がありました。そして、3月定例会においては、地区懇談会を開催するとのことで、その後、各地でこれが行われました。

その地区懇の中で、町長は、下田市との合併を進めるのか、合併をしないのかはっきり言ってほしいとの住民の質問に、はっきり表明できないと答弁をいたしました。その理由は、政治的駆け引きであると答弁しております。そして、さらに、住民投票をしないのかの質問に対して、しないと答えております。さらに、町長が下田市との合併を進めても、決めるのは議会であるとの答弁をいたしました。これは、町民に対して、議会が決定権を握っていると認識させた。そして、議会の決定に町長は従わざるを得ないものと認識もさせたのだと思います。さらに、議会はそれだけの重みと責任があるということも住民に認識させたところであると思うのであります。そして、6月定例会において、反対8、賛成3ということで、議会は下田市との法定合併協設置にノーと結論いたしました。7月には、合併協設置の住民署名運動が始まりました。最終的には3,828票、3,828人の署名が集まりました。9月定例会では、この3,828の署名の重みを、町長、あなたは主張して合併協設置の提案をしましたが、議会はこれを否決しました。二度目の否決であります。

その後、合併特例法の町長権限で、合併協設置の住民投票実施を選管に提出し、これを実施いたしました。約700万の費用がかかっております。さらに言えば、3月、6月の定例会で、議会より、住民投票をしたらどうか、アンケートもとったらどうか、こういう質問に対

し、やらないと明言をしております。10月17の投票の結果は、反対が賛成を大きく上回りました。

以上の経過から、地区懇談会で下田市との合併を推し進めることを住民に明らかにせず、その実、下田市との合併を目指して突き進んでいった。ここで言えることは、地区懇で住民に的確な情報も出さず、当局の合併への意思も伝えず、ただ地区懇を開いたという実績づくりであったと言わざるを得ません。

さらに、地区懇では、議会が決めることと発言しているにもかかわらず6月定例会での否決、そして9月定例会での二度目の否決、この二度の議会の議決を無視した行動に出たわけであり、これでは、議会は要らないと言っているのと同じであります。

町長は、就任以来、住民本位とか住民の目線とか、民主主義とか、議会と行政は車の両輪とかいろいろ発言してきておりますが、言うこととやることは全く整合性がありません。この1年間だけでも今述べたように、あなたの整合性のなさは、町民に、町全体に露呈されたということになります。

町長のポストは、このような常識や良識のない、また真にもないことをするためにあるポストではないと私は思っております。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

7番（藤田喜代治君） あなたは町民を軽んじ、議会を無視してきたことに責任を感じているのかお尋ねしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、決して議会を無視したという、そういう気持ちはございません。たまたま私の業とするならば、手法の一つとして、先ほども言いましたけれども、下田市との取り引きということでございましたけれども、これまでも言っております下田、河津、南伊豆町の合併の一つの要因として、その方向性がしっかり定まっていなかったと。そして市と町という形の中で、給料だとか、そしていろいろな将来問題点が出てこようと、その基本的なことを打ち合わせしなければ、また法定協が立ち上がってもかなり成功の確率は少ないと、そういうことで私は考えていましたもので、裏取り引きとかそういうことではなくて、当然、将来事務のすり合わせ事項で問題になるというのは基本的にやるべきだということ、ということで、助役とこちらの方で7人、そして向こうで8人で十分のすり合わせをしたことは事実でございます。

それから、8対3に対して、本当に私もある意味で申しわけないという気はあります。しかし、基本的に6月の分については、法定協を立ち上げるという形の中の認識をしております。ですから、私が地区懇談会の中で、議会が議決権を持つというのは、法定協が立ち上がって、そして下田市と協議すると、そして最終的に結論を出すのは議会ですよという、そういう認識で説明したつもりです。ですから、その辺はぜひご理解願いたいと、そういうことです。

確かに今、藤田議員が申されましたように、町長の的確性ということでございますけれども、私も最初からこの国の流れという中に行政を移るのも町長の一つの大きな仕事ということで取り組んでいますもので、この厳しい情勢の中、本当に皆様方のご協力を得られるならば、行財政改革に真剣に取り組みながら邁進したいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 何を答弁されても大変むなしいと。前回の議会もそうでしたけれども、私が聞いているのは、責任を感じているのかということでありまして、今の町長の発言からしますと、申しわけないと思っているけれども責任は感じていないというふうに私はとらえざるを得ないです。そういうことが町のかじ取りをする人の態度や姿勢であると思うと大変情けない。

私は、過去の定例会で、あなたとはもう約束できない、そういうことをはっきり申し上げてあります。だから約束していただきたいとは思いません。ただ、責任の所在だけは政治家ですからご自分で決めることでしょうかけれども、もう一度考えていただいた方がよいかと、こういうふうに思います。

最後に、合併に走り、住民投票で合併を決された森町の町長は、先日その責任をとって辞職をされましたと報道があったことを強く申し述べて、私の一般質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 谷 川 次 重

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

平成16年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成16年12月15日(水)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君

生活環境課長	石井	司君	下水道課長	佐藤	博君
教育委員会 事務局 局長	鈴木	勇君	水道課長	渡辺	正君
会計課長	土屋	敬君	行財政主幹	松本	恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺	修治	主幹	栗田	忠蔵
--------	----	----	----	----	----

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成16年12月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 谷川次重君

5番議員 鈴木史鶴哉君

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、初めに今議会は合併問題でこの間、2年余にわたって町全体が揺れた。議会も揺れている中で10月17日に住民投票が行われて、その後の初めての議会であります。しかしながら、合併特例債を活用した合併の余地は3月31日まで厳然とあり、極めて緊張した事態の中

でこの議会を迎えているということを改めて再認識したいと思います。その上で町長の政治姿勢について質問を行うものであります。

項目は住民投票に至る経過と結果の受けとめ、自治体運営全般について、町民に対する説明責任、住民自治の形成、その他であります。的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、初めに南伊豆町長に質問を行うわけですが、岩田篤さんは町長職について間もなく7年になりますが、町長になって何をしようとしていたのか、その点を簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、住民に立った行政運営を心がけるということでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それは姿勢の問題で、住民の姿勢に立って何をしようとしていたのか、簡潔に教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 政治家にとって一番目標は産業を起こすということで、その産業を起こすための努力を地区懇談会等々を通じてやってきました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 次に、岩田町長はこの2年余にわたって合併を推進してきました。合併一路で来たと思いますが、合併を推進して南伊豆町をどのように、あるいは南伊豆地域をどのように発展していこうと考えていたのか、その点をお答えいただきたいと思います。そして、さらに合併について現時点であなたは、その合併の推進してきた取り組みについてどのように考えておられるか。9月議会の委員会の中では3年しか南伊豆町はもたないということも言われていましたが、順次合併して南伊豆をどのようにしようと考えていたのか、合併について現時点でどのように考えているか、その点をお答え願えますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） どのようにするかということですが、まず、合併についてまち

づくりということについては基本的には下田市とのすり合わせ、当然、建設検討委員会というのがあるわけですから、基本的には第4次総合計画過疎計画を踏まえた中で、それを考えなければいけない、こう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 続きの質問を教えてください。2年余にわたってあなたが一心不乱にやってきた合併問題について、現時点でどのように考えているのか、総括されているのか、その点をお答えしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） どうも失礼しました。私はこの合併については財政再建ということで、そして合併するならば行財政改革が有効に効率的に行われると、そういう考えのもとに合併を進めてきました。これから単独ということになった以上は、議会の皆様方ともう一度財政の見直しをしながら進んでいかなければ、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） もう一つ質問しているんですけども、9月議会の委員会の中でも、あなたははっきりと3年しか町はもたないと言われていましたけれども、その点は現時点でどのように考えているのか、はっきり答えなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そのときは財政見通しというのが総務課の方からもらっております。その中でこのまま事業を行った場合は3年しかもたないと、そういうことでお話ししてありました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 次に、9月議会で合併協議会設置議案否決をどのように受けとめているか、この点を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） 住民投票によって単独を選ぶということになった以上、その意思は尊

重しなければいけない。そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 昨日も同じような質問がありました。3,800の署名の重みということがありました。私、9月議会を先に聞いたのは、6月議会の時点でもう既に議員の大半が住民に対する説明責任もない、町長の方針の意思表示すらない。そういう中で、しかも町の合併したら、しないの材料もない。そういう中でこの問題を法定協議会にのせるわけにはいかないということで否決したわけです。岩田篤さん、よろしいですか。そうした否決を受けて、住民の発議による署名があったということでもありますけれども、よろしいですか。あなたがすべきことは、この間、きのうの答弁でもあった議会の両輪、住民との信頼関係を言うのであれば、まずもって説明責任を果たす仕事をすべきであったのではありませんか。その点はどのように考えておられますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 6月の法定協の議会へ提案したのは、合併に対する法定協議会の設置で、これから委員、議員、そして知識経験者を入れた中で協議するという前提条件がありますから、私は当然その中で合併に必要な条項というのは話し合われていくと、そういうことを考えておりました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 全く答弁にならないけれども、法定協議会が合併を前提としてそのルールにのせるということは、もう明々白々なんです。その詭弁を今使っても困るんだが、あなたは法定協に入ってしまう前の段階で広くこの間、日本全国でもこうした問題で住民に対する説明責任の問題が問われているわけですが、この点について6月議会の前はしなかった。その後、9月議会の間にしようとする気持ちも起きなかったんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民説明については、前の1市2町の反省も踏まえた中で各戸配布しております。そして住民の方々には現状等々は地区懇談会等々では、地区懇談会23カ所で行いましたけれども、基本的に各戸配布という形の中で私はやったと、そう認識しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 非常に今言っている中ではあいまいでしょう。住民説明会はやったとか、各戸配布はやったとか、3月議会の3月から4月にかけての住民説明会でも、職員の動員も合わせて600人余しか来ていない。これは議会でも指摘されている。しかも下田と合併するのかもしれないのかというのを問われても、一切それは答えなかった。住民が決める問題だということで、各戸配布されたものがどのように意見を集約された。そのこともしていないではありませんか。それで岩田篤さんは説明責任を果たしたと言えるんですか、思っているんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） この合併についてはもう2年半余り続いております。各戸配布し、そして広報等でも配布してありますので、私にとって行政としたならば努力したと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 一昨年の7市町村の問題でのアンケートをとったのと、それが7市町村の合併の問題から崩れに崩れて下田と南伊豆町になって、これが非常に際立った合併の問題だということになって、しかも、あなたは昨年の町長選で小さな合併はしないということを書いて、選挙戦の中でも言っていたにもかかわらず、これをした。それに対する説明の資料は一切ありませんよ。それで説明責任を果たしたと言い切るんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 町長選挙のときに小さな合併はしないというそういう記憶は私の方はありません。ただ、小さくなれば困難を生ずると、そういう発言はしたかと思えますけれども、具体的な例を挙げて発言したと、それはないと思います。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） もう一度、それも含めてその後の資料、説明に当たってないじゃないかということをお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） それについては説明しておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今のこの間のちょっとのやりとりの中でも説明した、説明しないあって、説明していません。平気でこういうことを言う。説明責任果たしてないことを認めたわけですね、今。それで6月議会から3カ月を費やして、その間、あなたは署名の重みをもって、議会の否決に対して自分の意思を次に反映していくということでもありますけれども、9月議会の一般質問で私が、町長自身は署名活動に関して直接関与をして、住民に署名を強要したことがあるのかということに対して、それは一切ありませんと答えている。ところが、そのとき傍聴していた住民から翌日に、あの答弁はうそだ。私ははっきりそれを言われて、町長室で署名をさせられたということを明言した。このことについて、岩田篤さんはどのように思いますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町長室で署名させられたというのは、私はそういう用紙を持っていませんから、すみませんけれども、それは間違いだと断言できると思います。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 9月議会の委員会の中では、あなたはそれ認めたんですけれども、署名をするように言ったということを認めましたけれども、その点はどうなんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、横嶋議員が言ったのは、そこで署名したと言いましたけれども、私は用紙など一切持っていませんから、そこで署名しろとか、そういうことは一切やっておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長室以外のところで署名をしろということは言ったんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本的にはありません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 議長、ちょっと休憩。これ9月議会の委員会の中で議事録にありますよ。私ははっきり言ったと、証人もいますから、こんなうそを言われたんでは質問をやっ
てられないですよ。

議長（齋藤 要君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時50分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

町長、答弁をお願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 9月の議会の中で、常識的な範囲での人間関係の中でしゃべったとい
うことを言っております。それについては陳謝いたします。ただし、その中でも記載とい
うことは一切していませんから、その辺はよろしく判断のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今、言葉小さいあれでしたけれども、町長、もう1回言ってくださ
い。もう一度ははっきり答弁してください。これじゃ議事録にテープとれませんから。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 9月のその答弁を読ませていただきます。私はそういう住民発議に対
し、常識的な範囲での人間関係の中でしゃべったかなという、しゃべらないとは言いません
けれども、私はあくまでも常識的な範囲と、そう理解しておりますということで、親しい人
の中でその現状を訴えた。そういうことはこの中から推測できますけれども、横嶋議員指摘

のように、ここで書いてくれませんかということは一切やっておりません。

12番（横嶋隆二君） 指摘じゃなくて言ったということでしょう。そのことを認めるんですか、もう一度答えなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そう判断して結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ということは、本会議で9月議会の一般質問のときも町長は平気で一般質問に対してうそをついて、今回も委員会の議事録で非常に4回、5回言い逃れしているんだけれども、最後にはしゃべらないと言わないということで認めるわけですね。こういう状態の人が町長職にとどまっていること自体が非常に憤りを感じるということなんです。あなたは常識的な範囲というけれども、町民にとって町長というのは最高権力者ですよ。これは今出した人物以外にほかにもそういうことを言われている。しかも、あなたがきのうの一般質問の中でも出た中身では、蓮が立つという人に署名の代表を依頼するとか、その人も2人目だ、私も直接関係者から聞いている。そういう点でいうと、住民の発議と言いながら、町長、あなたが何が何でも合併を進めたいという思いから、これを進めてきたことではありませんか、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その辺についてはある面では見解の相違になろうかと思えますけれども、町長とするならば、やはり国の大きな流れにのせるのも一つの仕事と、そう考えたときには、そうとらえても結構だ、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは答えになっていないのもそうなんだけれども、あなた極めて重大なことを言って、住民の発議と言いながら、自作自演でやったということを認めているんですよ。自作自演でやったということを認めている、そのとおりですね。もう一度答えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私ははっきりと大野良司氏に対してお願いしますということは一切言っておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） また答弁がころっと変わるわけだけでも、関係者の証言から、先ほどもそのとおりに答えてもらっていいという話、しかも署名を始める受任者を集める直前では、業界に対して助役が説明会に行っていると。町が大変でとんでもないと、しかも合併すれば多額の公共事業が舞い込んでくると、そういう話までしている。そうしたことも含めて、頼んだ、頼んでないというのは、この点では議長、よろしいですか。非常に大事なことで、これは調査をお願いしたい。先ほどのこの間の今のやりとりの中で平気ですをつく。そういう点でこのまま置いておけない。非常にこれは町を左右する大事な問題の中での出来事ですから、ぜひ調査をお願いします。

次に、行きます。町長は署名の数の多さを言いました。9月議会でも述べましたが、実際に署名をした住民も苦渋の選択、あなが言う以上に苦渋の思いで人間関係、しがらみの中、しかも踏み絵的なもので合併したらどうなのか、しないとどうなのか、そうしたこともわからない状態。合併協議会の意味も理解しない状態であったということは、住民投票の運動の期間中の住民懇談会の湊の懇談会、石廊崎の懇談会の中でも明らかになりました。岩田篤さんが町長として住民投票を行うに当たって、一切説明会を行わなかったのはなぜですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） この住民投票に関して、町長はそういう立場、公職選挙法にのっとりというそういう前提条件があると、そういう解釈をとっていました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 何の理由にもなっていない。もう一度答えなさい。全くするつもりがなかったのか、あるいは特例法も含めて住民説明だ、議会と両輪だなんていう言葉を巧みに使うけれども、公職選挙法は選挙の実施のノウハウであって、その前に時間あったわけでしょう。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は提案者という立場で、公職選挙法にタッチすべきでないと、そういう理解をとっておりました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇〕

1 2 番（横嶋隆二君） 公職選挙法と住民説明の中身は違うでしょう。あなた言った署名をした人も含めて合併したらどうなるか、しないとどうなるか、合併法定協議会はどうなのか。これは公職選挙法と別ですよ。住民投票そのものの説明会は選管がやったじゃないですか、私出ましたよ。それと関係ないですよ。なぜ町は一切説明しないで、住民に情報提供しないで住民に判断を求めるのか、そのことですよ。その責任をどうしたのか、なぜやらなかったのかということを知りたいですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私たちの方は、南伊豆町を大野良司氏を代表とするそういう会が、この会議については運営をしたのは事実です。ですから、そちらの方の配布によって臨んだと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇〕

1 2 番（横嶋隆二君） 議長、今ちょっと意味がわからないので、もう一度答えてもらえますか。ちょっと理解できない、何が配布されたのか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私たちという言葉はいいかわかりませんが、ここにいらっしゃる梅本議員を中心として、その中でいろいろな配布物、要するに新聞折り込みでございまして。それによって運動しようという形の中で住民の説明は行ったと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇〕

1 2 番（横嶋隆二君） 議長、これは後で仕切りをしてから出しますが、公私混同も甚だしい。百条委員会を立ち上げて調査をしなければ、今私が聞いているのは、南伊豆町長

が住民投票を行うに当たって、何をすべきか。合併した場合どうなのか、しないとどうなるか、合併協議会の問題はどのような性格のものか。それを事もあろうに私的な団体ですよ。大野良司氏を筆頭とする確かにこの会報、南伊豆町を考える会、これ後から言おうと思ったんですけれども、先に来てしましましたけれども、未来ある南伊豆町を考える会会報、大野良司と代表書いてありますけれども、電話はなぜか南伊豆の電話と下田の電話が書いてある。下田は町長は個人の名前を言われましたけれども、現職議員の下田の事務所ですよ。もう一つは南伊豆の事務所、これをやったことで住民に対して説明会を行ったという、もうこれは公私混同も甚だしい。引き回しじゃない、私物化じゃないですか、あなた。極めて重大なことで、きょうのローカル新聞に合併の問題が尾を引く。尾を引くどころじゃない。こういう問題が町政の底流に流れていて、どうして全うな町政ができるのか。今の発言をどのように認識しているのか、もう一度答えなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町長自身、説明会開かなかったことは事実でございます。私たちの方は今まで資料等提出して、それで御理解していただけるのかなと、そういう見解をずっととっておりました。私的な機関はあくまでも名前出ましたけれども、梅本さんに悪いですが、梅本さんを中心とした中で側面から協力していただいたと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） その公私混同、南伊豆町長と私的な団体の区別もできない。繰り返し言ってもこういう状態ですよ。これはこの問題で百条委員会を設ける必要がある。私個人の名前、この点は一般質問を終わってから出しますけれども、極めて由々しき事態ですよ。この状態の認識で町政をやられているということが、岩田篤さんは住民投票の結果をどのように受けとめておりますか。あなたは私的な団体、大野良司氏も梅本氏も自分と一心同体でやったということを認めたわけですが、その問題は後で解明をしなければなりませんけれども、住民が情報がない中で合併協議会は合併へのルールと見抜いて、合併しないとやっていけないということも受けとめないで、合併協議会設置を否決したわけですね、拒否したわけです。あなたはこの結果を改めてどのように受けとめているかお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） きのうも言いましたとおり、これからの財政については本当に、国の流れの中で行政を進めるとなると、収入がなかなか入らない状態の中で、

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そういうことを聞いているんじゃないですよ。住民の6対4の中で、投票者の中で6対4であなたが梅本氏、大野良司氏と一心同体となって私的な団体で進めてきたことが否決された。このことをどのように受けとめているのか、そのことだけ答えなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、下賀茂地区でやったテレビを見させていただきました。

12番（横嶋隆二君） 何を言っているんですか。

町長（岩田 篤君） どういう方法でやったかということです。私はうそを言っておりません。情報に対しては確認なんですけれども、一応梅本さんが

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 議長、ちょっとよろしいですか。今の質問に全く答えなくて、また勝手なことを平気でうそを言ったり、こういうことをやられてはとんでもないじゃないですか、時間が短くなっちゃって。助役に聞いているんじゃないですよ。住民投票の受けとめ、最高責任者はどのように受けとめているかと聞いているんじゃないですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 単独を選んだということを真摯に受けとめると、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これはね、きのうも単独を住民が選んだというけれども、そうじゃないでしょう。あなたは合併しかない、3年しかもたない、合併しなかったらやっていけないということをこの会報でさんざんそういうことを、ずっと今一心同体と言ったからこれを出しますけれども、そういうことをやってきて、町民は単独でどうしたらいいか。その資料

は私も議会も、合併した場合、しない場合のシミュレーションを出しなさいということ、1年以上も前から言ってきたはず。実際にそうやっている全国の町村はたくさんあります。そういう中であなたは合併しかない、がけっぶちに住民を立ててやって、それは町民が単独を選んだということだけではない。町長に対する町民の不信任ですよ。言ってみれば一心同体となったこうしたグループに対する不信任ですよ。しかもいいですか、合併を否定して、拒否して町が残ったのは、選んだというよりは住民が良識を示した結果で、あなたがそれにの理由はないんじゃないですか。あなたが単独の道を何も指し示さないでやっていくとは言えない。3年したらつぶれるということを書いて、それで町民に何の説明もしないで住民投票で判断を迫って、その結果、否決されて、あなたが単独の自立の道を財政大変だけれどやっていく。どこに理由があるのか教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、私が最初から言っているのは、この住民投票というのは法定協の立ち上げ、それを目的とした住民投票ですから、その辺は見解の相違だと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは全く詭弁なんです。いいですか、この会報、今までも10月15日の住民投票の中の討論会でも、署名をした人の、あなたの後援会の中枢幹部が法定協議会は単なる話し合いの場だということで署名を進めてきた。そういうふうにして議員に食ってかかってきた。ところが法定協議会は合併を前提とした議論だ。そこにのる前にやるべきことがあるんじゃないかということは繰り返し議会でも言われてきたわけけれども、その点を初めてその場で知ったと。しかも、あなたが一心同体となっているこの会報は10月14日付です。今まで合併しないとやっていけないというのが、合併しなくてもやっていけると。しかも今言った法定協議会については、法定協議会は合併を前提とした話し合いの場です。初めてこういうふうになっている。これは14日というけれども、新聞折り込みで入ったのは住民投票の投票日ですよ。賛成して運動した人間からも、何だ、これはという声が出るほどだ。まさにうそでだましたんじゃないですか。町長、法定協議会は話し合いの場だなんていうのはとんでもないことで、合併のルール敷きだ。町民はそれを見抜いた。あなた代表でちゃんと紙面に残っていますよ。前に書いた文と後の時期に出した文は全く違うんですよ。

どうですか、教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、発行責任者ということじゃありませんもんで、そこまで精査しておりませんが、私は最初から、この住民投票は法定協議会の設置ということを目的にしているというのは一貫しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そんな目的のものを繰り返し詭弁を使ってもだめですよ。もう理由にもならない。はっきり一緒にやって、南伊豆町長として極めてとんでもないことをやられている。あなたは住民投票の結果を受けて単独でいくと言っていますが、住民投票後、25日に、きのうの一般質問の答弁では行財政改革会議を行ってみるということですが、岩田篤さんは課長会議でどのような方向性を打ち出したのか、そのための会議を何度持ったのか、その点答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 単独を選んだ以上、財政運営については厳しくなると。その辺を十分踏まえた中で検討してほしいということです。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これはそんな答弁じゃ聞きたくないですよ。1万1,000人の住民の代表の町長、年間1,200万円も税金をつぎ込んで、住民の生活の向上のため、それこそあなたは言葉だけ言った産業の振興のため、そのレベルで務まると思っているんですか。それ以上のことは課長会議では提言も方向性も出さなかったんですか。その点ちょっと教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は今まで合併ということで行政の方を運営してきました。ですから、単独という形の中でスリム化ということ要望し、課長の方へは指示いたしました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 行政は何のためにやっておられるのか。しかも10月21日に出してきた過疎後期計画、議会にもうあと1カ月以内で決断を迫るというものを10月21日出した。その中にあったのは、役場庁舎建設あるいは当初計画とは規模が違う一般廃棄物最終処分場の計画、そして保健福祉センター、箱物の新規の事業が目白押し、しかもその後、全員協議会を4回、10時間近くやったにもかかわらず、この12月の議会にも保健福祉センター計画をそのまま出すと。あなたは単独で行くと言うが、全く頭の中で自治体の運営の方向、今の現状は枕詞では財政が大変だと言うが、中身全くわからないんじゃないでしょうか。どうですか、教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 庁舎建設について申し述べますが、この庁舎は昭和34年1月4日ということで竣工しております。これが耐用年数が過ぎ、そして耐震度ゼロということを知り、もし単独選んだ以上、これは防災の拠点であり、それからこの予算化、単独を選ぶとこの庁舎もなかなか建築ができないのかな、こういうのは常日ごろ考えておりました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 常日ごろじゃなくて、行政というのは、それこそあなたが言った継続性も含めて、存在している限り合併オンリーだ、そういうあり方というのはないんですよ。ところが、この1年余の岩田町政は、特に2期目の岩田町政は合併オンリーの仕事しかしてこなかったではありませんか。しかも住民には何ら財政の見通しすら示しをしない。単なる下田との一面を切り取った借金の比較だけで住民を誤った方向に追い落とそうとした。それで現時点でも庁舎建設は単独でやったら、住民投票の前にはそういうことも一つも示しをしないでやってきた。これは、これまでも議会できのうも答弁してきた住民との信頼関係や議会との両輪、全く無視した姿勢で、それこそあなたの執行能力、執行資格を問われるものではないでしょうか、そう考えませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 私はそこまで考えておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） そこまではっきり言われるという、それでよく務まっている。岩田篤さんは政治家の政治責任についてどのように考えられているか、簡潔にお答え願えますか。
議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 一番難しい質問ですけれども、町民の信頼をできるだけ失わないように、公平公正という形の中で常日ごろ心がけております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 町民の信頼どころか合併賛成で投票まで行った人が、一体今の事態、その後継続していること自体に対して、極めて異例とも言える訴えが数々寄せられている。しかも、今きょう明らかになったことでも、私的な団体と一体になって説明会を行ったとこれを言い切る。しかもその中、うそや欺瞞、はっきり事実と違う。また言ったことが前後ろ違う。そういうことを言っている。町長、政治家として一番は信頼の問題ですが、あなた自分でうそを平気でついておいて、議会の本会議の場でも今検証したようにうそをついていて、それがあなたは信頼をもうなくなっているということにお気づきではありませんか。今、住民投票の直後、推進派の議員は風力発電の話が南伊豆町に入ってくるという話を聞いて、そういうのが来るのであれば合併推進をするべきではなかった、こういうことまで議会の場で口走っているということでもあります。

政治の信頼ということを考えてときに、あなたが一心同体となってやったこと。しかも町長職を果たさないで、個人的な団体と運動して、それが説明責任をしていたなんていうそういう問題、この点をどのように考えるのか。突っ込んで言うと、立場が違う、見解の相違だと言うが、昨年、私はこの点で改めて思ったわけですが、昨年の3月議会で、あなたが過去の県会議員の選挙で1億円近いお金を使ったことを実際に認めているんです。これ議会だよりですけれども、そのときの答弁は、お金の使い道によっては犯罪に当たるのではないかと私の質問に対して、そこまで考えたことはない。これで世の中済んでいたら犯罪はなくなるんですよ。ただし、この賀茂郡下、下田や南伊豆町の管内は極めてこういう司直の手が弱い。あなたがそういう政治姿勢を続ける背景には、こういう背景が、環境があるとしか言い切れない。しかもこの間も公共事業では東京の荒川なんかでは数十万の単位で随意契約が、汚職も含めた自治法違反で逮捕者が出ている。ここは700万円の随契の問題でもそれが

野放しになっているということは指摘せざるを得ないんです。あなたは立場の違いや見解の相違と言うが、本来、こうした常識は世間では通用しない。あつてはならないし、ましてこの12年前の段階で、こうした中で自己資金もあったということをここで説明されていますが、この段階で多額の借金をして、しかも自分の仕事をやっているだけであれば、これは何の問題もありませんけれども、公の場に出てきているということは、そこでもとをとることを考えると推測されてもおかしくないじゃありませんか。岩田町長、答弁してもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、生活を町長することによって事務所の方が助かるだとか、私の生活が助かるだと、そういうことは一切考えておりません。ですから、町長職と事務所の仕事とは別と考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 公の答弁とは別で、極めてこれは町長選挙に出るときの生々しい証言も受けていますが、この点はまだ公表するのが早いと思いますけれども、改めてこの合併の問題の議論を通じて、1つは解明すべき点として、町長が説明責任をこの会と一緒にあって、私的な団体と一緒にあってこれをやってきたということを公式にやられている。この点は解明をすべきであります。町長としてそうした責任を果たされていないということ。しかも単独でいくと言われましたけれども、これが全くビジョンも考えもない。お任せの状態で、岩田町長には、あなたは突きつけられても恐らく居座りを決めるでしょうが、極めて南伊豆町長職にはふさわしくない。本来あつてはならない状態だということを残念ながら申し上げざるを得ない。私は、全うな司直がいればこうした問題が別な面から解決、そういう問題ではなくて、やはり政治家とするならば、あなたが言った住民の信頼関係も含めて、うそで塗り固めたりあるいはうそを平気で本会議場で言っている。そういうことに対して、みずからに照らして考えていただきたいということを今回の一般質問では述べておきたい。くれぐれもこの間いろいろ特に岩田町長の後援者の方々からは、議会が不信任を突きつければいいじゃないか。ところが自治法の規定では、不信任を突きつけた場合に、むしろ乱暴な職権を発揚して解散権を行使する。私は今の岩田篤さんに、こうした町長の伝家の宝刀と言えるものを行使させるべき人物ではないというふうに考えます。住民投票の問題でも説明責任を果たさないで、800万円余の七百数十万円のお金を使う。しかも政治的な混乱を起せば、

さらに1回の選挙で八百数十万のお金を使う。財政の困窮している住民が本当に切実な思いをしている中で、そうした混乱を起こすべきではないと考える。同時に、議会はこの議会に合わせて単独で町政を進めていく道筋、財政的なシミュレーションも行ってこれを突きつけていく。ところが、あなたはそうしたことの片鱗もこの場で述べられないではありませんか。こうしたことから言って、余りにも由々しき事態がこの町政に起こっているということを指摘しながら、町長自身かみずから照らして物事を考えていただきたいということを、この質問では述べておきます。

議長（齋藤 要君） 横嶋君、先ほどの休憩時間が5分あります。

12番（横嶋隆二君） そうしたら次です。17年度の高校入試の対応と松崎高校への通学対策の問題です。

ことしの春に行われた高校入試の直前に、学級数と児童数、高校の募集の定員と卒業する子供たちの関係から、通学不便な特に賀茂の中でも南伊豆地域ですね、この生徒たちの思いを受けとめるべきだということで対応を求めました。これは緊急に町村会長の櫻井氏、そして県の教育委員会にも伺いましたけれども、その後、はや17年度入試目前になりました。11月末に高校の定員が決まりました。南高校の学級減が発表されましたが、全体としてこうした学級減に対して、どのように対応というか、求められているのか。また児童数の減少と学級減が連動されているわけですが、ことしの3月の質問のときに、次の入試ですね、17年度入試に対しては早い対応したいということではありますが、この間、どのような対応されてきたのか、教育長にお答えしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 今議員がご指摘のように、昨年は大変皆様のご支援を得まして、学級40名プラスアルファという形の中で、たくさんのプラスアルファを賀茂地区の4校でとっていただきまして、ほぼ定員の中におさめることができた。南伊豆町は希望者全員入ったというふうなことで、大変皆様のご協力に感謝申し上げたいと思います。本年度は既に県教委の方で下田南高の商業科1学級を廃止するという方針が打ち出されまして、現在賀茂地区にとりましては稲取高校3学級、下田北高校普通科4学級、理数科1学級、松崎高校3学級、南伊豆分校1学級ということが決定をしております。これにつきましては、生徒数の関係が最も大きいわけでございまして、本年度3年生の数が昨年よりも賀茂地区で58名減という形の中で、40名の減ということは数の面からやむを得ないものとして受け入れざるを得ないということでございます。それから、さらには商業科がなくなるということにつきまして

は、南高の普通科の中に情報ビジネスコースを設けていただきまして、そちらへの希望者のニーズにこたえるということも、私たちの要望の中で実現をしていただいております。そんなことで本年度末の高校進学につきましては、数の面では昨年よりも状況がよくなったと。商業科を希望する生徒については、そのような形の中で子供たちの進路に対応していく。このような形で県教委との話し合い、あるいは私たち教育委員会が直接県教委の高校教育課には足場を持っておりませんので、東部の教育事務所長を通じて収拾をお願いしてきた結果が、このような結果になったということでございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 生徒数の対応からやむを得ないということ。商業科の廃止を情報ビジネス科の新設ということでありますけれども、分校の存続は将来にわたって、城ヶ崎高校も含めた、城ヶ崎高校は伊東高校の分校になるということでありますが、分校の存続はこの園芸科の状態でのままいくと、そういう確認をしてよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 現在、もちろん存続でございますけれども、平成20年度に下田の北高、南高が統合されて下田高校が新設されることになっております。これはまた後ほどご質問に答える内容でございますけれども、その中でも我々の要望として強く出したのが、南伊豆分校の存続でございます。これについては県の方でも認めるという話で、20年度以降も南伊豆分校は存続するという回答を得ております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 次の項目の賀茂地区高校教育の展望ですが、今言われた北高、南高の合併がありますが、合併の展望の中で商業科廃止から出た情報ビジネス科、こうしたものを継続されていくのかどうか。それは1つは、一方で進学のための普通科志望というのが多い一方で、同時に日本の国内の中でも職業教育の重要性ということも言われてきていると。もちろんそれは単に選別ということではなくて、本当に地域を担っていく方々を育てていく。その点では分校の存続ということも含めて極めて重要なわけですが、北高、南高が合併をした場合、なおさらその点は懸念されることになるわけですが、その点はこちらの教育界からはどのような声を上げているのか、あるいは保護者の声をどのように集めているのか、その

点を答えてもらいます。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 先ほどもちょっと触れたわけですが、平成20年度におきまして、下田南高等学校、下田北高等学校を統合しまして下田高校が新設される。これは校地は今の蓮台寺に新設されるということも決定しております。新校舎が建てられるということでございます。現時点ではその学校は普通科を6学級、理数科を1学級設けることになっておりまして、今議員ご指摘のように、この普通科6学級をどういう性格のものにするかということが今賀茂地区にとって最大の問題でございます。そういう意味で新高校の普通科の教育課程をどう組むか。これについては県教委としましては、賀茂地区の校長会とかあるいは賀茂地区のPTAとかあるいは両高校の後援会などにいろいろ意見を伺いながら、教育課程を編成しようということで目下その議論が続いているところでございまして、私たちとしましては、やはり下田北高の持っている進学学校としての性格をきちりと保持していただくと同時に、下田南高の持ってありました多様な子供たちのニーズにこたえる教育をどう保障していくかというこの2つの課題をこの6学級の中でどう果たしていくのか、これは非常に難しい問題ですが、私たちはその両面が両立をしないと賀茂は、もう稲取と松崎は普通科になっておりますので、もう多様な子供たちのニーズにこたえる道はなくなる。かつ、また先ほど言いましたけれども、下田北高の進学における実績ということに対して、保護者の求めておりますニーズも非常に高いものがある。この2つをどう並立していくかということが、教育課程の組み方の中で最大の問題であるということで多くの意見を集約しつつ、議論を重ねている段階であると、こういうことでございます。

ついでと言ってはあれですが、そういった高校教育の展望の中で、南伊豆として教育課程がどうなるかということと、もう1つは南伊豆からますます高校への通学距離が長くなると。下田南高へ行けませんから北高まで行くか、または分校はもちろんありますけれども、そういった形の中で通学距離の問題、それから当然それにかかわりまして通学費がかかってくると。特に南伊豆はこの大きな問題を背負うこととなります。この問題にどう対応するかということが将来の高校の展望とともに、我が町として対策を立てていかなければならない大きな課題であるととらえておるところでございます。

1つには、今、松崎高校への通学が可能になるようなバス路線対策の問題も要望が出ておりますし、そういった中でこれができるのかどうなのか、非常に財政面から難しい点があるわけでございますけれども、検討課題でございます。

それから、教育費の軽減のために教育資金利子補給制度というものを本町においてもつくて、大変なご家庭にせめて利子補給ができないかと、このようなことも検討課題として考えているところでございます。賀茂地区全体の将来の展望とそれにかかわる我が町の課題ということで、そのような課題認識をしているところでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） この点で教育長に要望を、これは県教育委員会に対して直接やっていただきたいと思うんですが、やはり将来子供たちを高校に預けようとする親御さんたち、そういう方々も含めた住民のアンケート調査をやっていただきたい。この間、町の将来をめぐってのいろいろな議論がありましたが、そういう中でもこの南伊豆の地域に住む、今後も住みたいと移住してくる人もいるし、あるいはIターン、Uターンしてくる人もいる中で、これは子育ての問題にかかわってくるわけですけれども、そうした中の先ほど言われた一つの援助である教育資金の利子補給も含めたもの、それだけではない対応が総合的に必要だと思うんです。議会の行革特別委員会の中でもそうした問題について話し合いが行われましたが、同時に分校にも普通科のクラスを人数が少なくとも置く、そういうこともあるいは考えられるのではないかとということもあります。ましてや、つい最近、これまで農業の問題に関しては後ろ向きだった農林水産省が一転、食糧自給率を向上するために市町村に計画を持たせるなどということを始めきている。もちろん基幹産業でありますし、そうしたことを担うと同時に、分校に少人数の普通科のクラスを設ける、そういうことも考えられるのではないかと。改めてそうしたことを提言しながらも、住民の皆さんの声を聞いて、この地域に住むこと自体、リスクを背負って住むこと、若い人たちも承知をしてこの地域を愛着を持って生活をしているわけです。そこをぜひ一緒になって考えていく。

先ほど松高への通学手段の問題も言いましたが、バスの対策はどのようになっているか、最後にその点を質問して、終わります。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 私の方から簡単に、学校長から、PTA全員からの要望を今年度2月に受けまして、その後、窓口となっている企画調整課を通じまして、町への上申をしまして、過日開かれました路線バス対策協議会におきまして、種々実情を訴えまして、善処方をお願いしたところでございます。しかし、ご存じのように、果たして採算路線になるだけの生徒数が確保できるのかという問題が非常に大きなネックでございまして、私としては学

校統合がある20年ごろには相当の数が出てくるだろうけれども、現在はことしは特に南高の方に余裕がありますので、松高への希望は減ってくるのではないかとという中で、路線的に採算が非常に難しくなる。そんな中で苦慮しているところでございます。実情につきましては、皆さんに訴えているところでございますけれども、具体的なバス会社との話し合い等窓口の企画調整課長からお話をさせていただきたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今の教育長の答弁の補足説明をさせていただきますが、松崎高校の通学につきましては、教育長の答弁の中にもありました非常に不透明な部分が、人数とかあるということをお話になりますが、考えられますのは、2路線考えられます。これは私どもの想定しましたのは、とりあえずは下賀茂を起点という形で考えますと、下田経由とマーガレットライン、雲見経由という形のもので松崎高校には通学可能かという形で考えましたところ、下賀茂から雲見、松崎高校へは松崎の停留所が小学校前ということらしいんですが、そういう形でいきますと、現時点の場合は雲見からのものが7時24分発ということ。雲見からの通勤、通学のバスがあるそうです。それが7時40分か50分ごろ松崎のバス停に着くということになりますと、松崎高校に大体8時過ぎに着くという想定をしますと、下賀茂発を6時半か6時40分ごろということ。それからもう1つは、下賀茂、下田、婆娑羅経由の松崎という形で、停留所が桜田という停留所ですが、これは現時点では下田始発7時15分で、そこに8時5分に着く。この下田経由のものについては各石廊崎線等から相当南高とか北高についての通学バスが出ているものですから、こちらの方は何時に下賀茂発ということではありませんが、7時15分に間に合わせるには、やはり6時半か6時40分ごろの下賀茂発のバスになるという形でやりますと、大体大雑把に1時間20分から1時間半ぐらいの時間を要すると。当然相当距離が長いものですから通学費が多くなるということになります。現在のところですが、1カ月の通学定期とそれからもう1つはウィークデイ定期というものがあるんだそうですが、これは学校等が休みのときには外してやるという形で、その休みのときにはウィークデイ定期を使いますと、期間内、区間内であれば1回100円追加すれば乗れると、そういうものがあるんだそうですが、通常定期ですと下賀茂、雲見、松崎高校で1カ月現時点ですと3万4,920円、それからウィークデイ定期ですと1カ月2万7,280円ということになっております。それから下賀茂、下田、松崎につきましては、通常定期では3万4,960円、ウィークデイ定期は2万8,780円ということになります。

問題は、今度は帰りなんですけど、議員ご存じのように、高校ですとクラブ活動とかいろいろ

るなものがありまして、2時間ぐらいの下校の幅があるらしいんですが、とりあえず、それをやるということになりますと、松崎を両方とも大体6時半ごろが一番ラストかなという感じなんですが、それは先ほどの教育長の答弁でもちょっと不透明なところがあるもんですから、そういう形で帰りについては具体的な時間というのは設定しませんが、向こうを6時半で下賀茂に大体8時ごろという形に想定される。今下賀茂から松崎高校までの路線というのはいないんですが、先ほど申しました雲見から松崎高校に朝結ぶということになりますと、下賀茂、それから雲見間ということでやりますと、これは年間198日という想定が考えられるということですが、それですと大体その1系統の運行が150万円前後、198日で経費がかかるのではないかというような想定が考えられます。

以上です。

12番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

議長（齋藤 要君） ここで横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

保 坂 好 明 君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。要旨の1と2の町長の政治姿勢とそれから政治課題を一括して質問をさせていただきます。今議会では、町長の政治姿勢に関して、6月、9月の定例議会でも焦点となった合併問題とその後に行われました合併協議会設置に関する住民投票に関してお伺いをいたしたいと思っております。

さきの10月17日に行われました住民投票では、約2年以上にわたり右往左往してきました合併問題を、最終的には住民の皆さんの総意によって終止符を打つ結果となり、これからの新しいまちづくりを進めていく上においては、町長の最高責任者として、また執行者としての合併問題に関する経過の言動を検証してみる必要があると思ひ、また当然その責任を問うていかなければならないと考えまして、平成15年度、平成16年度の定例議会、全議事録を何回も熟読し、町長の答弁をよく理解しようと試みましたが、なかなか理解するには通常の解釈では判断が難しいという感想を述べておきます。それはなぜかと考えたときに、さきの6月定例議会でも同僚議員が述べておりましたけれども、答弁のための答弁にすぎない。そういう言葉をたくさん使っている。また、町長の答弁に一貫した筋がなく、質問者に対するその場での思いつきのような答弁が多々ある。きょうはそういったことがないように冒頭、明快な答弁をいただきたいというお願いをしておきます。

では、質問に入らせていただきます。

まず、最初に昨日、同僚議員も再三再四同じ質問をしておりましたが、下田市との合併協議会設置議案と住民発議による下田市との合併協議会設置議案が、6月、9月の議会制民主主義のこの場所において3対8で否決されたことについて、町長の認識をまずお伺いしたい。
議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 6月の定例議会で3対8で否決されましたけれども、私はそのとき言っておりましたのは、法定合併協議会は合併を前提とした協議会です。そういうことで皆様方にはずっと説明しております。その結果、結果的には3対8ということ。それから9月については、先に名前を出しましたけれども、住民発議が住民の一部の方から3,828という署名が集まったわけです。ですから私とするならば、その意思を尊重するのも町長の仕事と、そういうことで私は、結果的には住民投票になったわけですが、本当に議員の皆様方に対して、なかなか先ほどからいうと苦渋ということになりますけれども、本当に判断の難しい、3,828を無視すれば署名した方々にも苦情がくるだろうと、そういう判断の中でやったことも事実です。ですから、議員の本当の立場というの、私もそれは理解しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 合併協議会の解釈ですね。これは後で私も質問させていただきます。

9月の定例議会で、私も含めました5人の議員が同じ質問をしております。その答弁で今のお答えですね、なぜという思いだと。合併協議会は協議の場だと今おっしゃっていましたね。しかし、この合併協議会というのは、先ほど同僚議員も質問していましたけれども、その性格上、合併に向けて相手と協議をする場であり、その協議の場において南伊豆町をどのような町にしていこうとか、このような町にしたらいいとかいうことを話す場所ではないということですね、町長。そこの解釈はまず違うんです。そして3対8で否決された理由について、私は前回の議会で申し上げましたけれども、南伊豆町のあるべき姿を構想して、町民の豊かさを示した上で進めるべき合併問題を、あなたは町の最高執行者として、町民や議会にそのビジョンすら示すことができなかつたゆえの否決である。改めてこの場で申しておきます。

そして町長は、平成15年3月定例議会での同僚議員の質問に対しまして、きのうも出たわけですけども、行政と議会は両輪だ。ここまではいいですね、ここまでは私も理解できます。この後です。これがいけない。議会人とするならば、選ばれた人に対して側面からであってもお互いに協力をするというのが一つのルールだと私は考えていると明確に議事録にありますけれども、言われているんです。私は議員必携でそういうことがあるのかなと思い、調べてみました。載っていません。何で議会人とするならば、選ばれた人に対して側面からであってもお互いに協力するのがルールだ。違いますよね、町長。この辺の真意を私は伺いたいのですが、議会制民主主義をこのような認識でとらえているならば、とんでもない話だと。このような認識だから今回のこの合併が否決され、なぜという言葉が出てくるんではありませんか。町長、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会議員として選ばれた人から側面にということで、私もその中の前後のやりとりはわかりませんが、私も地方自治において町長選挙ということで選ばれております。そして議員の方も当然選ばれているわけです。ですから、そういう共通項がある中で、多分私は常日ごろ選挙で、前にも答えましたけれども、なぜという言葉の中に私も同じ人から選ばれていますよ。そして保坂議員も同じ人から選ばれている。要するに住民が同じということなんです。ですから、少なくともそこには共通項があるから、そういう面では使ったのかなと、今でもその考えは変わっておりません。お互いに町民から選ばれている。そういう感覚を底辺にあるということなんです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 解釈は町長、違います。選ばれたのは事実ですね。町民について選ばれてここに私もいて、質問をあなたにしているわけですから。ただ、あなたが立派な政策やビジョンを示すのであれば、私もそれに対して納得すれば同意しますよ。今回だって合併の問題に対して、先ほど言ったように、町民や議会に対してそのビジョンを示せば、私も賛成したかもしれません。それすらできなかったじゃないですか。何でここで一つのルールだ。このような解釈だからすれ違いが出てくるんじゃないですか、議会と。どうなんですか、もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お互いに選挙で選ばれたということは基本的に考えておりますから、その辺はちょっと見解の相違かなと、そう思っています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、見解の相違じゃありません。これは性格が違いますよ。性格が、わかりませんか。それでは、合併問題が議会に議案上程されるまでに、町長は幾つかの問題発言をしているので、その真意を私はここで確認をさせていただきたい。

平成15年9月の定例議会での話でございます。合併地区説明会に関連した同僚議員の質問に対して、町長は平成13年から地区懇談会の中で、今県の流れにはこうありますよということで、合併については説明をしております。しかし、それを理解しようとはしないし、逆に理解できないんです。ということは、今まで年金とかお金をもらったことがないというのは失礼ですけども、年金等によって夫婦で10万円もらう。そうやってゲートボールをやりながらその日ができる。そういう方々に対して、国がこうなるんだよということを言っても、なかなか説明が理解できないのかなと、私はそれは実感しておりますと述べております。この件については確かに謝罪を町長は述べておりますけれども、町民の方々をこのような形で愚弄するような発言が、この町の最高責任者としての言葉であるとは私は到底思えない。

続けて、平成15年6月の定例議会であります。合併と財政を分離してしっかりと足元を見つめ直さなければとの質問に対して、町長は昨日の地区説明会でも話をしておりますけれども、南伊豆町の人間性ということのを常に私は考えてきた。そして伊豆新聞の中で守っていれ

ば何とか暮らせる豊かな風土は、豊かな地域から利己主義を見ると封建的、まさに南伊豆町が57キロの海岸線、そして10の部落、そこには部落根性というのは点在しているわけです。その中で本当に単独でやる場合、どれだけの痛みを分かち合ってくれるかという、私は町長になってちょうど5年になりますけれども、その辺がまだまだいかない。そういう認識をしておりますもので、先ほど言ったように1つよりは2つの方がこれからはいいんじゃないか。そういう基本的な方針でございますということを述べておられます。差別用語はもとより、これは町政の独自性を町民が阻害しているような答弁であり、また、あなたが行わなければならない責任を平気で町民に転嫁しているような姿が私にはうかがえるんですが、いかがですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 老人だからと、最初の部分については私も謝罪いたしました。そして今の守っていれば何とか暮らせるというのは、一般論として、私町長になって地区懇談会を行い、そしてまちづくり等を考えたときに、共通項ということを中心に考えてきたわけです。ですから、その中で海岸の人間性、そして地区内、要するに漁業の場所、それから山、山家という言葉悪いですがけれども、南なら南上、要するに海岸に面しないところとかなり人間性が違うというのを私はそういう表現を使ったわけですがけれども、こういう大きな行事になると、その共通項を探していかなければいけないというのは常に考えていたもので、そういう考えをしたのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は町長、一般論的なそんなことじゃないんですよ。伺っているのは、こういう言葉を使って、あなたの責任をきちっとした形でとらえているのかということです。今の話の私が言った中では、町民にその責任があるかのようにとられるんですね。今も町長ここでおっしゃいましたけれども、確かに共通項はわかります。でも、どうなんですか、やはり町民あってのこの町であるということからすれば、このような発言を平気でするようなことであってはならないと私は思うんですが、その辺の見解はどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、私の考えとするならば、共通項を持って例えば観光地とい

うことを考えたときに、それも言っていると思いますけれども、お客さんに対するいろいろ苦情等が来るわけです。ですから、そういうことを考えたときに、共通項を見つけた中で真剣にこの南伊豆町を考えようというのを基本として持っているわけです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう一度伺います。町長、しっかりとお答えください。町民あつてのこの町です。ですから、このような発言をどのように受けとめているのか、それを聞きたいんです。もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 過去にそういう記事を何回も使ったような気がいたしますけれども、私とするならば、先ほどから言っていますように、1つをまとめるテーマとして常日ごろ考えていた、町長とするならば人間性というのは、南伊豆町の人間性というのは、長として大体把握していかなければいけないんじゃないのか。そしてそれをまとめるのがまた町長の仕事と、そういうとらえ方をしていますから、それが公のところに出たことに対しては本当に申しわけないとは思っていますけれども、基本的な考えとしては、私はそういう考えを持っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 問答になりますので仕方ないですね。まず、自分の責任の所在というのを町長、明確にされるべきですよ。でなければ、こういう発言というのは控えるべきだと思います。

では、別の角度から質問を行います。市町村合併にかける町長の責務とそれから今私申し上げました責任のとり方、平成15年9月の定例議会で同じくこれも同僚議員が質問をしております。そこで町長は本当に一命を投げてではございませんけれども、ともかく衆議院議員の退路を断つてと言いますけれども、その心境で本当に自分の政治生命を絶つてまでもこれはやると断言しております。続けて、政治の王道とは何か。誠実な心を持ち、奉仕の心を持って町民に奉仕するのが政治の王道である。その本心に従って考えるならば、この合併はぜひ成功させなければならぬ。ここでもおっしゃっております。確認しますが、ここで言われたことは、その場しのぎの言葉ではないですね。それとも町長の信念でおっしゃって

たのか、どちらかお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 決意の要するに表現の方法ということで、このぐらいの気持ちを持ってやったという要するに表現の一つとして考えてほしいなと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、信念ということでとらえていいんですか。どうですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は合併については、この南伊豆町を国の流れにのせるというそういう大きな流れを感じておりました。ですから、私とするならば言葉の表現の一つの方法として使ったと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） はっきりと教えてください。だから信念ととらえていいんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、言葉の表現の方法ということにしてください。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 言葉の表現ですか、じゃ、どちらなんです。どちらですか、はっきりしてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） この合併はぜひ成功させたい、そういう思いでございます。

1番（保坂好明君） 信念ですか。

町長（岩田 篤君） 私とするならば、そこまで言われるとまずいですけれども。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 信念がなくて合併問題やっていたわけですか、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民のことを考えてやっておりました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 何回もやってもしょうがない。ちゃんと教えてください。私、どちらですかと言っているんですよ。町長、逃げないでくださいよ、お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民のことを考えた信念と教えてください。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） わかりました。では、信念ということで進めていきます。

しかし、町長、信念があたりで行ってきた。でも、結果はすべての合併が失敗に終わりました。これからあなたはどうされるんですか。信念を持ってやられたことが全部通らなかった。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は合併をやるというより、少なくとも下田市については法定協議会を設置ということでやってきましたから、少なくとも一つの前段階の成功を見なかった。そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 後でそれ質問しますけれども、合併に向けて行ってきた姿勢は、あなたは議事録に載っているんですから、すべて。そんなここでうそをついたってだめですよ。合併に向かって全力投球でやったんじゃないですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 5月のときは1市2町という形の中で下田、河津、南伊豆と、そうい

うことでその言葉を使ったということです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、下田とはどうなるんですか。1市2町の場合にそういう信念でやってきて、1市1町になった場合、その信念はなかったですか、どうなんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併、下田についても基本的にはそう考えても結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） じゃ町長、おかしいじゃないですか、今の答弁。そういう信念だったら初めからそういうふうに言ってくださいよ。否決されたんです。だから私はそれでどうされるんですか、その判断を聞きたい。もう一度お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方とするならば、先ほど言っていますように、町民が住民の有志によって住民発議の住民投票があったわけです。それに基づいて私は実行したと判断しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大変苦し紛れの答弁と伺います。また、特に先ほど来から出ておりますけれども、この場において質問に対しての詭弁は使わないでください。それだけお願いします。では、今のは結構ですから次へ進みます。

では、昨日同僚議員も質問しておりましたけれども、住民投票後に行われた交通共済の席上、冒頭で町長はあいさつされております。どのようなあいさつをされたか、ここでお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 河津町長等の言葉も考えた中で、お騒がせしたと。これから謙虚な気持ちでやりますということで基本的にはそういうあいさついたしました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 前段のところをちょっともう一度明確に言ってください。河津町長に
どういうお話をされたんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 河津町長だけではなくて、今まで1市2町、要するに下田市、河津、
南伊豆町ということ踏まえた中で合併が進んで、それが成功しなかった。それで私とする
ならば、また下田と南伊豆、それもまた成功しなかった。そういうことを考えて、私もその
辺では頑張るぞ頑張るぞと常日ごろ言っていたわけですが、そういう言葉の中で、こ
れから謙虚にやりたいということで、ひとつよろしくというあいさつはいたしました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私が伺っているのは、住民投票後、交通共済の席上で、大変大きなこ
とを言って申しわけない。残り約2年任期があるから、よろしくというようなことをおっし
ゃったんじゃないですか、そうですね。ですから、これちょっと私も理解できないんです
けれども。それをとるならば、賀茂郡の町村長にそういう謝罪をしたり答弁をして、下田市
民、昨日渡邊議員がおっしゃっていましたけれども、これは新聞に載っていましたね。大変
下田市民に申しわけない。これを理解するならば、私の記憶の限り、南伊豆町民に対して、
きちとした形であなたが謝罪をしていることはないんですね。先ほども言いましたけれど
も、町民あってこの町であって、町民があってあなたなんです。そういった観点からする
と非常におかしいと私は感じるんですが、この辺はどうお考えですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員指摘のとおり、本当にその一言は大変足りなかったと、そう考え
ております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 足りないんであればここでいかがですか、謝罪いたしませんか、どう
ぞ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その謝罪文の1つとして、町が単独を選んだわけですから、誠心誠意真摯な気持ちで行政を司るということでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） あきれんばかりですけども、常日ごろ町長がおっしゃっています、私は奉仕者である。それから考えますと、政治家であるあなたが自分の責任の所在をはっきりしない。町民に対しても、議会に対してもはっきりしません。これでまた先ほど来からここで質問をしておりますけれども、しっかりとした質問に対して答弁はされてない、されなない、こういうことがこれからの行政運営を考えた場合いいのかどうか。当然、この議会を町民の方々が注目している。その辺でこれから先の行財政運営をどう行うのか。1点だけお伺いしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会の方も行財政改革検討委員会がございます。そして町の方もあります。そのすり合わせに基づいて真摯な気持ちで行政を司りたいと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これは私も後で要旨にありますので、質問は後ほどさせていただきます。

次の質問に入ります。まだ記憶に新しい10月17日に行われました住民投票について、まずお伺いをいたします。

この住民投票に関しましては、平成15年6月定例議会において、同僚議員の市町村合併関連の質問に対して、町長は住民投票といたしますけれども、住民投票は聞こえがいいです。しかし、先ほどあなたも言いましたけれども、住民を代表して質問をすると言っているのではないです。それが議会制民主主義の場であり、あなたも選挙で選ばれた、私も選挙で選ばれていますと先ほども申し上げておりました。そして私は執行権と提案権を有し、あなたは議決権を有する。それを今までどおりの方法でやるのが私は一番いいとお考えを述べております。

そしてまた、平成16年6月の定例議会でございます。住民投票について町長というのは地方自治法147条で統括代表権、148条で事務の管理及び執行権が認められており、議員は機関委任事務の第1項議会の議決権がある。住民投票は直接民主主義であり、形はいいが私は議会制民主主義にのっとり自分の責任を考えた場合に、合併だけが住民投票というわけにはいかない。議員の方々は選挙で選ばれた住民の代表者であり、これは議会制民主主義の本旨であるとはっきり申しております。また、住民投票に対しては、通常議会制民主主義をとっているのに、なぜ合併だけが直接民主主義をとるのか。新聞にコメントも出しております。

それから平成15年6月定例議会のこれも記録でございますけれども、市町村合併の住民投票に対しては、要するに責任論というのが出てくると思います。私が今まで町の責任者として業務を執行していたわけです。では、住民投票に任せてだれが責任をとるのか、責任をとる人はいないんです。それこそ私にするならば、私はある面では体を張って合併に進んでいるわけです。かなりインパクトありますね、ここの表現では。責任をとろうという形の中でやっているわけなんです。ですから、私は当然に町長としてのその提案権、執行権を実行すべきと申しているんです。ここまであなたはご自分の体を張って合併に進み、その責任をとる中でやっていると述べているのに、先ほど私も質問しました。この責任のとり方をもう一度教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、私はまた今回の合併は住民発議の法定合併協議会設置ということ的前提にしていますから、ぜひその辺は見解の相違ということにしてください。それから住民投票については感情に走りやすい。そして責任がないということが常日ごろ私は思っております。ということは投票率の問題だとか、そして情報に流されやすい。ですから、基本的には合併の選択に合わないということを常日ごろ述べております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう一度町長、お願いします。きちっと私の質問に対して答弁をください。私も私を選んでくれた町民の方々に、私も説明する責任があるんです。そのような形では私はその方々に対して説明ができませんので、もう一度お願いします。

〔「やってきたことしっかりとかみしめて言え」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから合併論については、私は今回の住民発議による投票というのは、あくまでも合併を前提とする協議会というのは、それは認識は一致しております。ずっと同じような答弁をしているはずでございます。そして、その責任論については、本当に住民投票というのは責任の所在が、要するに町長の責任の所在がなくなる。住民が選択ということでございますから。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、全然違いますよ。合併を進める上で、この議会制民主主義の場で結果が出たわけなんです。その中であなたは住民投票はやらないということできていたんですよ。ですから私先ほど言いました。あなたがここで述べたことが議事録として残っているわけですから、私はうそついていませんから、ここにありますけれども、ある面では体を張って合併に進んでいる。責任をとろうという形の中でやっているんだと述べているんですよ。だからその責任をどうとるのかということをお前は伺っているんです。もう一度お願いします。詭弁は使わないでください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は3,828人の票を

1番（保坂好明君） 違います。議長、休憩をお願いします。話になりませんよ。

議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

町長、答弁をお願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民の方々が単独で受けたことに対しては、まことに真剣に真摯に受けとめて、これから前以上に一生懸命行財政改革に取り組む所存でございます。体を張って

行財政改革に取り組む。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） この時点でまだ私は結果を求めていますので、ですから議会制民主主義でこの場において否決されましたね。その前に町長は、先ほど来から私言っているように、この場で議会答弁、皆さん同僚議員の質問に対して言っているわけなんですよ、先ほど来の話は。それに対してのお答えをいただきたいんです。

議長（齋藤 要君） ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

保坂好明君の質問に対して町長、答弁をお願いします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員が今主張していらっしゃることに對しては、町長に對する辞職というふうには私は感じておりますけれども、私は議会制民主主義を無視したと言われたことに対しては、本当に深く反省しなければいけないと、そう考えております。今後単独で行政を町民と議会の協力を得ながら行財政改革を進めるとというのが私の責任と、そういうことで考えておりますので、私とするならば辞職ということは考えておりませんので、その辺はよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、私は辞職ということは申しておりませんので、その辺だけはご了承ください。実際、こういったことを言われてきて、私が質問して述べているわけじゃないんですけれども、同僚議員に對してみずからが答弁をしたことを私は伺っているわけですから、それに対しての責任を求めたわけでございます。わかりますか、町長。ですから、それをもう一度、今の答弁だけですと辞職は考えてないということですけども、これから進

めるに当たっての話は伺いましたけれども、この自分で体を張ってというその責任ですね。とろうという形の中で行ったというふうにちゃんとやっているわけです。そこなんですよ、もう一度だけお願いできますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 多分、その答弁の方については下田、河津、南伊豆町だと思いますけれども、私は河津へ何回も足を運び、その仲介役として、その行動の表現の仕方として、体を張ったという1市2町についてはそういう答弁をしたと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これじゃまた堂々めぐりになるんですよ。体を張ってという例え話のようなことを言われて、でもその後に責任をとろうとちゃんとやっているんですよ、ご本人が。私が言っているんじゃないです。そこなんです、町長。もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 責任、体を張ってということでございますけれども、再度申しますけれども、今後単独の行政をした以上、行財政改革を進めながら自立できる方向性を見つけることが私の責任である。体を張って頑張る、そういうことです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 結果が出て云々じゃないですよ、今後とかいうんじゃないです、私が言っているのは。このときに私は体を張ると、責任をとるということに進めたわけでしょう、そこを私は言っているんですよ。結果後のあなたが言いわけを聞いているわけじゃないです。方向を聞いているわけじゃないです。このときにあなたがこういうことを言っているんですよ、この場で。議会制民主主義のこの場で言っているんです。それを私は問うているんです、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 全体の流れがわからないとちょっと今言われても申しわけないです。即答はできませんけれども、私が先ほど言ったように、1市2町1村のときに体を張って中

へ入って仲介役を務めたと、そういうことの中でその表現だと思いますけれども、内容がちょっとわからないので。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君、再度最初から質問をして、3回目だから町長もちゃんと答弁してください。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） いいですか、まず冒頭からいきます。平成16年6月の定例会ですよ。これは定例会です。平成16年の6月です。住民投票については、町長というのは地方自治法147条で統括代表権、148条で事務の管理及び執行権が認められている。議員は機関委任事務の第1項議会の議決権がある。住民投票は直接民主主義であり、形はいいが私は議会制民主主義にのっとり自分の責任を考えた場合に、合併だけが住民投票というわけにはいかない。議員の方々は選挙で選ばれた住民の代表者であり、これは議会制民主主義の本旨であるということ、そのときに言われている。それを受けて、住民投票に対しては、通常議会制民主主義にのっとっているのに、なぜ議会だけが直接民主主義をとるのか。新聞にコメントを出しています。それから15年、さかのぼりますけれども、当然町長が先ほど言われたとおり1市2町だったと思います、これは。市町村合併の住民投票については、要するに責任論というのが出てくると思います。私が今まで町の責任者として業務を執行していたわけです。では、住民投票に任せてだれが責任をとるのか、責任をとる人はいないんです。それこそ私にするならば、私はある面では体を張って合併に進んでいるわけです。責任をとろうという形の中でやっているわけですから、私は当然町長としての、そして提案権、執行権を実行すべきだとはっきり言っているんです。ですから、そこで言われた先ほどのことに対して、その責任をどうとられるのですかと私は伺っているわけです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） それについて述べているのは住民投票の責任論だと思いますけれども、私はこの住民投票について常日ごろ言っていたのは、責任の所在が不明であると。要するに選挙については町民がやると。そしてあと感情に走りやすいと、その一例として私は言いましたから、ですから合併は住民投票というのは今までの民主主義、私が少なくとも町長をやっている間は経験したことがないわけです。ですから、今までどおり私は基本的にやらざるを得ないんじゃないのかな。そしてこの責任をとるというのは、今言いましたように住民投票をやって、そして投票率だとかそういうことは多々述べてきましたけれども、その辺の責

任論がなくなると、そういうことで私は述べました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、質問の形を変えます。今答弁された内容から、あなたの信念で住民投票はしないとやってきたわけですね。ところが政治家としてはっきり言ったのにもかかわらず、何で住民投票やったんですか。住民から合併協議会設置請求を受けて、確かに再三あなたは言うておられる。だけどこれだけのことを信念として述べるのであれば、なぜそれをやったんですか。その辺、1点だけ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その件については本当に市町村合併特例に関する第4条第10項によるという住民の発議ということを考え、そして住民の賛成者が3,828人ということ考えたときに、私はその意見も無視できないという形の中でやらざるを得なかったと考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、先ほど来から私質問しています昼食を挟んでいますんで、お答えが覚えがないと言われてしまうとそれで終わりになっちゃうんですけども、政治の王道とか先ほどから私いろいろ質疑をしまいいりました。前段の体を張ってでも責任をとるといいう形で言ってきて、最終的には住民投票を法律にのっかってですが、執行した。ただし執行したのは町長ですから、その辺の一連とした流れの中での責任、これをもう一度どうお考えか伺いたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方とするならば、議会と行政の意見の相違があった場合、住民発議というそういう法的な根拠があったわけですから、私はそれにのっかってやると、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、町長、8月6日の新聞のコメントには、町長はその本請求を受け3,828人の重さを改めて感じると今おっしゃっていましたが、この署名の重みを議

会に理解してもらえよう、はだかになって努力したい、決意を述べているわけです。また合併協議会を設置せず、町単独で進むことは冒険で自分自身も納得ができない。町長、首をかしげているけれども、これ自分で新聞のコメントを出しているんですからね。この記事はそのときの町長の心境をよくあらわしていると私は理解します。合併問題は議会制民主主義で方向を定める。住民投票はしないとはっきり言っておられた町長が、議会制民主主義の場で否決されたために、何が何でも合併を進める。そのすべにおいては住民投票をするしかないというある種だっ子的な決意が見え隠れするわけでございます。昨日の漆田議員による質問でありましたけれども、蓮が立つ話でございませぬ。住民発議を裏から陽動して行った覚えはないですよ、町長。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ありません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が扇動するようなことはありません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これは後日また委員会等を設けまして審議をすればいいわけですから、きょうはこの辺でいいと思いますけれども、実際住民投票の結果について、15年6月定例議会の議事録でございませぬけれども、住民投票の結果ではございませぬ。15年6月定例会の議事録でございませぬ。住民投票というのはあと一つの欠点として、理性より情緒に流されると町長言われております。例えば投票日の前に町長が反対の意見を言ったとします。そうなった場合に、住民の方々はかなり流されるのではないかということから、住民投票はしないんだということを申しているんです。でも、結果ご存じのとおり反対になったわけです。この結果を町長としてどのように受けとめているのか伺えますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民投票の結果は、それは素直に真摯に受けとめながら、行財政改革ということで新しい南伊豆町をつくるために努力するのが私の責任だ、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、結果は確かにそのとおりですね。私も真摯に受けとめてこれからやるという決意は、それはそれでいいでしょう。ただ先ほどの質問のとおり、ダブってしまうんですけれども、再三町長申しておりました。行政というのは継続ですね。合併問題はその継続の上にある話ですよ。では、町長今までお話もありましたとおり、合併に突き進んできて、大事な行政運営を少なからず、今日、明日審議もしなければならぬ過疎計画等含めて、期日も迫る中でいろいろやっている姿からすれば、私はあなたが真剣にこの町をこのような形にしようという努力をしているというふうには思えないんです。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） それではっきり町長、申し上げておきます。今回のこの結果は町長の不信任というものがあるということを申しておきます。では、町長、町民の皆さんが出した答えは、当然町単独で歩むことでございます。町長は以前私に、町民に夢を与えてそれを行うのが町長の仕事であると申しておりました。私も一番最初にこの壇上に立たせていただいたときのことでもありますので、強烈に印象に残っているわけでございます。では、その住民投票の結果を受けて、この南伊豆丸の船長として、これからどのようなまちづくりをしていくのか、航海していくのか。船に乗っている1万数余の町民の皆様方に明確なる夢のある将来ビジョンをここで述べてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町というのは基本的には第4次総合計画、そして過疎地域自立促進法に基づくその計画年にのっとって運営するわけです。ですから、その1つ1つ計画を精査しながら基本的には進んでいかなければいけない、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、私も議員です。そんなことは私は十分理解しています。そんなことを聞いているわけじゃないですよ。あなたの夢をここで語ってくれれば私は言ったんですよ。お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の夢とするならば、限られた財政の中で住民と共に参加するようなまちづくりを心がけていかなければいけない。そのためにこの現状を見たときに、年寄りがふえてくるわけです。ですから、お年寄りを大事にしながら、協働参画という形の中でまちづくりをしていかなければいけない。そして再三言っておりますけれども、共通項という形の中で、環境について本当に真剣に取り組まなければ、水が汚染されるよ。この南伊豆町の本当に最終的な財産になるのは、私は基本的には水じゃないのかな、そういう考えを持っていますので、そういう流れの中で私はこれから水を前面に出しながら、そして共通項ということを中心に立ててまちづくりするならば、あらゆる施設も生きてくるのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、否定もしませんけれども、それで単独で歩めるというような夢とは私は思えません。ですから、この間、あなたが方向を間違えずに、行政は継続だということであれば、真にそれを皆さんの意見を取り入れながら、まちづくりをしていった姿とはとても思えないということを述べておきます。

では、もう一度伺います。合併協議会設置議案は議会で2回否決されました。最後は住民投票で住民の皆さんからノーとされた。町の最高責任者として、執行者としての責任、もう一度述べてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議会制民主主義を無視したと言われることには深く反省しております。今後単独で行政を運営する以上、議会の協力を得ながら行財政改革を進め、そして自立できる方向性を見つけるのが私の責任であると考えます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、今まで議会は両輪だとか、そういったことはうそだったということですね、町長、今認めただけですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そうではなくて、議員の方々は行財政改革特別委員会ございます。その提案を見ながら、そして町の方のやっているプロジェクトナンバー 1、ナンバー 2、そして課長との話し合いの中で方向性を見る。そういうことで協力をというんじゃなくて、皆様方のご意見を尊重しながらと、そういう解釈をしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今ではまた答弁なされていないわけですけども、では、町長いいですか、これも質問の角度を変えます。平成16年3月の施政方針ですね。合併に関しては大所高所から判断させていただきたいと。6月、9月定例会では合併を反対多数で否決され、その挙げ句に住民投票は断固として行わないと言ってきた町長は、住民発議による請求とはいえ住民投票を執行し、結果、町民の皆さんからも否決されたということですね。今日はこのことは私再三再四質問をしまいいりましたけれども、最後に町長へご提案がございます。一連で私は述べてきましたけれども、政治家である町長が、皆さんの前で政治の王道だと言われてきたのであれば、なおさら潔しとし、町民の方々にあなたの信任を問うてみてはいかがでしょうか。する気があるのか、ないのか。ないのであれば、その理由を述べてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 信任を問うということであるならば、私が辞任するか、議会の皆様方が不信任というそういう考えがあろうかと思えます。私については今のところ本旨を全うし、町民の私も2年前には一応町長選挙という形の中で信任されたということもございます。ですから、今のところは辞任ということは考えておりません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君、最後。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今の答弁からすれば、私が再三ご質問をしました町長の責任ですね、これは感じていないということにもとられるんですけども、そういうことでよろしいですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） そういうことじゃなくて、私は単独で選んだものに対して、町民にこ

れからは行財政改革ということを進めながら、自立できる方向性を見つけることが私の責任であると、そう考えています。

議長（齋藤 要君） これにて保坂好明君の質問を終わります。

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

また私もいつも恒例になっております。9月議会からこの12月議会までの間に、町長は県庁へ何回行ってこられましたか。会議の途中に寄ってきたのもあるかもしれませんが、何回行ってこられたのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 具体的に言いますと3回でございますけれども、本年3月及び6月定例会において申し上げましたが、自己責任、自己決定の原則である地方分権の時代であると言いますが、急速な時代変化に伴い新たな課題が発生し、また少子高齢化、また過疎化が進む本町にあっては、町民の福祉及び生活環境の利便性向上のためと職務上、国、県に対し継続したお願い、働きかけをしていかなければと基本的には考えております。議員ご存じのとおり、国の財政は非常に不健康な状態で、国の来年度予算においても、本年度に引き続き30兆円台の新規国債発行が予定され

〔「町長、何回行ったか」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 3回です。それから行政センター、土木等々に10回行っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の町長の答弁見ていましたけれども、今答弁してめくりました。とうとうと3枚か4枚読む予定でいたんです。それは時間をつぶすために、結局前議会、9月議会でも言いましたけれども、時間つぶし、その場しのぎですね。そういう町長の姿勢でこの議会やっていても何か時間が非常に足りない感じがします。きちんと簡潔に答弁をお願い

します。それで私の聞きたいのは、3回県庁へ行かれましたというけれども、それはどんな内容で、どこの部署へ行ってこられたんですか。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 1回目が県庁に対してエコセメント関係でございます。健康福祉部について、議会の最終処分場等々の質問が出ていましたもので、その辺の現在のエコセメントの進捗状況、それから県庁に要望、これは松崎、河津横断道路の要望でございます。それから10月26日に県庁へ行って合併についての経過報告を述べております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 3回、エコセメントと要望、松崎から河津の道路と言われていましたけれども、これは会議のついでに寄ったやつですね。純然たる県庁へ町長が行くと、会議のついでじゃないんですけれども、そういうものはいつありましたか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かについでとっては申しわけないですが、私たちの方にとって、せっかく行く時間、また予算等もでございます。ですから、できるだけ有効にということで行っております。それから県庁の方へは22日と12月3日、22日は松崎と要望事項について行って、それから保健福祉センター等の関係について行っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今答弁ですと、結局自分から県庁へ行ったことはないとはとれますが、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今のところ事務方からの要望事項等々がありませんでしたので、私としてはできるだけ顔つなぎということもあります。そして予定していないことがあるもので、有効裏に使いたいと、そのような状況でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 結局行ってない。それで町のことを考えてないと私とれますけれども、3月議会でも言いました。6月議会でも言いました。9月議会でも言いました。何で1回も行かないんですか、自分から。これについてまたこの後でも質問したいんですけれども、過疎計画についてでも、あるいは合併についてでも、それは県へ真っ先に吹っ飛んでいって話す話ではないかと思うんです。それをできなかった理由は何なんですか。理由を教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町が私が9月から現在まで見たときに、合併等々で事務方が大変忙しいわけでございます。その事務方の事務の中において、私に対して今こういうことがトラブっているよ、ですから町長話行ってくれないかと、そういうことがなく順調に行っているあかしではないのかな、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長としての認識が何かおかしいような気がするんですけれども、トラブルがないと言いましても、新聞に大きく出るような、全国紙の地方版に大きく出るような記事があったわけでございますよ。合併問題とか、それについて県へ相談に行かないといけないと思うんですよ。トラブルがないということはないと思うんですよ。だから町長が町長の仕事をしていないと私はとりますが、それでよろしいですね。それに答弁していただけますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併というのは基本的には町民の問題でございます。ですから直接県には関係ないということを言わせていただきたいんですけれども、私とするならば日程を見ながら、そしてその日の行動をとっているわけでございますから、町長は仕事してないと言われても、私はその1カ月前に庁議という形の中で課長会議を開き、そして日程表を調整し、その中の日程を常日ごろ念頭に入れて消化しております。ですから、仕事をしていないというのは、私の評価するならば不平を述べておきます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 庁内会議でやったと言いますけれども、まず自分から県へ行くようにしなければ日程だってあけませんよ。それで前段ではその日になって日程を見て行動決めると言っていました。前もって県庁へ行くからと言っておけばいいわけですよ。何月何日に必ず週1回行くとかあるいは火曜日には行くとか、あるいは3日には必ず行くとか、そうやっていれば行ける話で、予定に入れてないから行かないだけでしょう。予定に入れてやるべきだし、やらないのはおかしいと私は思いますので、そこの認識を町民の立場に立って一生懸命やっていただくようお願いいたします。

それでは、台風災害についてお伺いいたします。前10月議会で当局の方から災害についてのいろいろ資料をいただきました。それで10月9日台風が直撃いたしまして、災害対策本部を立ち上げたということで、初期活動は大変よかったですと思います。10月10日役場職員を朝、集めての災害対策本部での町長の訓示があったと思いますが、そのときの訓示の内容を町長覚えておられると思いますが、その内容をお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 気が動転して、そのときもかく被害を10月10日で気が動転していたと思いますし、今のところは何を言ったという記憶はございませんけれども、ともかく被害を正確に把握するようにと、そういう趣旨で述べたと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これはなぜ聞いたかといいますと、町長はその席にいなかったと私は聞いております。町長はそこにおられずに、どこかほかの会合の席へ行っていたと聞いておりますが、そういう覚えはございませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は総務課長等と打ち合わせしておりますもので、私とその席にいたのかいないのか、ちょっとその辺は定かではございません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） サッカーのあいさつをしていたというふうに私は聞いております。そういう認識で災害対策本部を立ち上げ、活動しているわけですよ。今答弁では何か知らない

ですけれども、勘違いかどうかわかりませんが、私が聞くとうそじゃないのかなと思うんですけれども、それで10月10日の夕方、災害対策本部を解散した理由は、これは町長の権限でやるわけでございますけれども、その理由は何で災害対策本部を解散したんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当日、翌日17時には災害対策本部を廃止いたしました。これは町災害対策本部設置規定第1条3項により、災害の発生がなく、また災害の応急措置が完了したときに当たると判断いたしました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 災害の応急措置とか言っておられますけれども、私も10月の臨時議会で言いましたけれども、それとほとんど同じ答弁でしたけれども、緊急の被害がないとか言われますけれども、ライフラインが南伊豆大ざっぱに言いますと半分まだ使えなかったわけでございます。電気が来なければ電話も通じない。それで三坂地区あるいは南上地区については水道も出なかった。そういう状況でなぜ廃止したかということです。そういう生活が町民の皆さん生活困っている。それなのに何で解散するんですか、町長の判断で。町民のこと、三坂地区と南上地区は町民として見てないんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 規定の災害の応急措置が完了したときとの表現ということですが、災害の状況把握の完了、そして被害状況把握の上で、切迫する危険がなくなり配備体制による情報収集は必要なくなったと解釈して、ということは、大きな理由というのは倒木による電線の切断でございます。東電の職員を呼びながら、それについては総務課長とそして私も対応したわけですが、一番の大きなもとである東電については電話連絡等々して、そして対応はしております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長の答弁はおかしいわけございまして、把握は完了していると今答弁なさいましたけれども、まだ把握は完了してないでしょう。水道いつまでとまっているとか把握は完了しているわけではない。ただ、切れているというだけで、東電自体も次の日

に私の家の前通りましたよ。どこが切れているかわからないから、時間どのくらいかかるかわかりませんと言われました。東電自体が把握してないものを、把握したから解散しましたと、それはおかしいんじゃないですか。それについてどう考えますか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 発生がなくじゃなくて、新たな発生がなくということで、台風が来て確かに倒木による風台風が通過いたしました。そして穏やかになったために新たな災害の発生がなくという判断でございますから、事後処理については総務課を中心に、そして水道課、農林水産等々に指示を出し、被害状況等をしております。ですから災害の発生がなくというのは、新たな災害の発生がなく。要するに台風が過ぎたというそういう判断でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 先ほど把握を完了したからと言っておられました。今の答弁は全然それに答えていませんよ。答えてください。町長判断でこれは災害対策本部を中止したわけですから。総務課長判断で、じゃ、町長は総務課長に仕えているわけですね、そうとりますが、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 災害の本部を廃止したということでございますけれども、南伊豆町の規定によりますと、災害の応急措置が完了したときという条項の中に、警報が解除したとき、そして災害の状況の把握の完了したとき、そして被害状況把握の上で切迫する危険がなくなり、配備体制による情報収集が必要なくなったときと、そういう解釈でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 結局、先ほどの答弁と同じ答弁をなさいましたけれども、把握が完了してないのに何で町長判断でやったのか。僕はわからないから総務課長の話を聞いてやりました。町長は自分の判断ができないと今の答弁でなってしまう。そういうふうにとりましたので、次の質問に行かせていただきます。

住民投票について伺いたいします。町長は住民発議があったので、これまで6月議会、9月議会で、また3月、4月の住民懇談会では住民投票を行わないと発言してきました。し

かし、今回10月に町長の職権で住民投票を行いました。これは6月、9月の議会の議決を覆すための町長の判断だと思いますが、町長は議会の議決を覆すために職権で住民投票を行ったと解釈しているんですが、そう解釈してよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その質問について何回も私も話しておりますけれども、議会の皆様方の反対8という形については本当に苦渋の選択、申しわけないという考えをその当時持っておりました。しかし、3,828人という意味があったわけですから、町長とするならばそちらを大事にし、その票の重みということを私は考えたものでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ですから、票の重みを考えて言っているんでしたら、その重みを考えて町長は職権でこの住民投票をやっているわけですよ。それは町長は認識されていると思いますが、本当はこんなことは質問で聞くべきでない。聞かなくてもわかっているはずですけども、一応ここで職権でやったんですね。うなずいていますね。では、職権で行ったということは、先ほど保坂議員も言われたように、町長に責任が出てくるわけでございます。議会の議決を覆すために職権で行った。先ほどは合併特例法の何条かを使ってやるから話が違うよという話もございましたが、それは違うような気がします。これは十分町長に政治的な責任が出てくる。10月議会で補正予算専決処分がございましたけれども、何で700万円の金を使うんですかと聞きましたら、これは住民の3,800の重みがあるからだと言われました。それは職権だと言われますから、わかりましたと。私どもはそれに対して賛成いたしました。それであったわけです。それはいいとしても、仕方ないとして、職権で町長の政治責任があると伝えておきます。

それでは、住民投票のあった翌日、下田市長に会いに行き、下田市長あるいは下田市民に陳謝したと新聞の記事に書いてあったような気がします。投票日の夜のインタビューでもそのようなことが書いてあったような気がします。それでは、南伊豆の町民にこの住民投票の結果について、町長としてのコメントは何か必要だと思いますが、そういう発言はこれまでなかったような気がします。この議会の中でもなかったような気がします。それをお教え願いたいと思います。コメントいただきたいと思います。お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに下田市長を訪ねたときに、そのような言葉を言いました。しかし、この法定合併協議会について下田市の方も議会で付議しており、それに対する礼ということで私は述べたつもりでございます。確かに町民に対してそのときに陳謝しなければいけなかったとは思いますが、本当にその件に対しては陳謝、おくれたことに対して本当に申しわけないと思っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今申しわけないと言われましたけれども、それは町民に対してこの議場の席上ですからいいとするんですけれども、ましてもう二月もたちます。その段階で陳謝するよりも、その場で陳謝きちんとやっておくべきだったし、何で今までこの時期まで陳謝しなかったのか、その理由をお伺いいたします。お教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今申し上げましたように、そのとき陳謝すればよかったんですけれども、結果的に陳謝しなかったことに対してはおわびするということで、また、それでご了承願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） おわびのおわびの答弁では、質問したって何だかわからなくなってしまいます。ちゃんとした、ただすみませんと言っていけば済むという話ではないですよ。ちゃんと言っていたかと思うんですが、ただ、おわびのおわびだけでは、清水議員は全部おわびやっていたら時間が過ぎてしまうからいいのかなと考えているのかもしれませんが、それじゃ町長の方がおかしいと思いますよ。議員やっていたって、これじゃただ町長のおわびをもらいに行っただけの話で、町長いじめているという話になってしまいますよ。僕はまじめに考えて話をしているわけで、まじめな人間をただ謝っておけば時が済むからそれでいいやと、そういうふうにとってしまいますが、これまで二月間、町民に対しておわびをしなかったことは、なぜこれまで言わなかったんですか。それを答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かにそのときにしなかったことは、本当に私の不徳のいたすところでございます。それとあとこの結果については、当然町の方にも行政の運営等々において町民の方々に理解していただかなければならないという、そういうあるわけです。ですから財政的な見通し、そして来年度予算等々考えた後に、これは当然やる義務、責任はあると考えております。財政、町民の方々は本当に単独でやれるかどうかということに対して、ある面では不安を抱かせたことも事実だと思いますので、そういう財政見通しがまだ三位一体の方向性だとか、地方交付税だとか、そういうのが出ておりません。ですから、私はそういう資料がそろい次第、こちらの環境が整い次第、最低でも13カ所ぐらいで説明をしながら、そして町民の協力を得ながらというのは考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今のは答弁になったような気もするんですけども、なっていないような気もします。ほとんどのほかの議員の方々が言いますには、答弁になっていないと言っておられます。理由は何もない。今の答弁の中では、最後の方にチョコッとだけありましたよ。3カ所ぐらいで住民に説明したい。何で二月もたってから今ごろ言うんですか。思いつきじゃないんですか。それだったら終わったらすぐ住民の各地区回って、旧村、6カ村回って、住民に説明に歩きますと、なぜそういう言葉を言わなかったんですか。それで今ころになってなぜそういうことを言われるんですか。町長、答弁お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから私、行政とするならば、今回の合併、私たちが言っていたのは、行財政改革の一環として、財政のスリム化ということで合併ということを考えていたわけです。そして単独を選び、急遽課長会議、そしてプロジェクト等を立ち上げ、そしてそのプロジェクトについては各課で勉強会を開いて資料集めしております。ですから、町の方で説明するとなると、やはり数字も挙げなければならないということを考えておりますから、その時間が当然に2カ月ぐらい最低でもかかる。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長、今何か言われましたから、今回通告にないんですが、総務課長にお伺いいたします。今、住民懇談会に回ると町長言っておられました。総務課に今資料つ

くらせていると言われましたが、どのくらいで住民懇談会、合併住民投票はだめになって、その説明会に町長は回ると言っておられました。その資料を今つくっていると町長言われましたけれども、どの辺まで総務課ではつくられておられるんですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

地区説明会に行くというお話は伺ったことはありますが、行財政改革あるいは議会、予算編成、そういった中でその資料づくりはまだいたしておりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） となると、先ほどの町長の答弁は何か答弁になっていなくて、質問に答えてなかったと。それを今総務課長に聞いて確認できたという形になっております。町長、私に今うそを言ったように聞けますが、もう1回答弁お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今言いましたように、総務課長に対して来年度、総務課長の話では1月から3月に町長やった方がいいんじゃないかという意見が総務課長個人的には言ったわけですけれども、やはりしっかりした財政の見通しを立てた後にやらなければということで4月から5月にかけて13カ所、最初の地区懇談会、最終的には23カ所やったわけですけれども、13カ所ぐらいどうだろうかということで、ですから、まだ予算編成が終わってないわけです。そして三位一体の方向性もまだ交付税の削減だとか具体的な数字が出ておりませんから、町民の方々にこれだけの財政でこれだけやらなければいけないということは当然に説明しなければなりません。ですから総務課長には矛盾しているわけじゃなくて、総務課長の方に将来的な方向性として、今来年度予算で忙しいわけですから、そういう方向性だけは確認して用意しておくようにということは指示しておきました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の町長の答弁、最初は総務課長から話があったからと言いましたよ。最後は私から指示しましたと、どちらなんですか。住民懇談会を行うというのを決めたのは。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方から地区説明会開かなければいけないよと、そういうことは言いました。そして本来ならば早い方がいいというのが総務課長の意見でしたけれども、私の方とするならば、予算編成がしっかり終わって、そしてその予算書を持ちながら地区懇談会等々に臨んでいかなければ、住民に対する本当の説明はできないのかなと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これも9月議会でも言いましたけれども、その場しのぎのような感じはしました。ただ、思いつきで言って、それでその場がしのげればいいやという形で言われたような気がして仕方がないんですけれども、住民説明会もしするんですしたら、今月中に1回やるとか、そういう日程つくってありますという形で言わなければいけない。そういうことを言わないで、議会でただ私の質問があったから、その中でしゃべったからやります。最初は3カ所と言いましたよ、先ほどの質問の中で。今では13カ所と言いましたよ。何カ所でやる予定なんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本的には13カ所ということで考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 何だか最初の質問に、どの質問もそうなんですけれども、私の質問した最初の質問に対して、まじめに答えておられなくて、2度目、3度目でやっと答えが出るという、そういう状況でこの一般質問やったところでなかなか本当の答えは出ない。表だけの答えだけでは、町長やっていて、あるいは議員だってなかなか表数字だけで、表の話だけではなかなか町民に説明できない。そういう形でありますので、そういう最終的なきちんとした説明をしていただくようお願いいたします。

この住民投票につきまして、9月末の伊豆新聞の社屋の落成式がございまして、町長、落成式に行かれたと思います。そのとき他の町の首長に、町内のあちらこちらで合併が住民投票で決まったら9名の議員をリコールすると聞いております。これは議員に対する脅しであるような気もいたします。しかし今回、合併が住民投票で決まらず単独となりました。この反対の立場の町長は、9名の議員をリコールすると言っていたわけですから、では、町長の

立場から言いましたら、どういう発言をこれに対して逆になったわけですから、今考えてもいいですけども、どういうコメントを出しますか。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は議員をリコールするとか、そういうことは言ったつもりはございませんので、よろしく。

〔「周りが聞いているぞ」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ほかのある町村長も言われております。町内の各地の岩田後援会の方々からも言われております。それを町長が言わないと言われましたけれども、他の市町村の長が言っておられます。町長はそれでも言わないということでございましょうか。言わなかったんですね、どちらなんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は言っておりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 言ってなければ、ただ岩田後援会の中では言ったととらえるのかなと思いますけれども、その後援会自体もそうやって議員を愚弄するような発言をすることではまずいわけで、それは後援会の中でも後援会長の責任でもあると思います。そんなことを言った後援会の会員に対して、これから町長はどう考えておられますか。後援会の会員に対してどういうふうに指導する予定でございますか、答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） だれが言ったのか私も確認できませんので、指導しろと言われても具体的な方策はございませんけれども、これから後援会ということの中で発表するならば、単独を選び、そしてこれからの行財政改革について真剣に取り組んで、それについて協力してほしいというのが私のこれからお願いする趣旨になるかと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでもいいんですけども、一応そういうことがあったときには、そういうことをしないようにと言うのが、一言言うのが筋だと思います。

それで住民投票終わりましたけれども、住民投票の結果、賛成2,428票、反対3,706票。この住民投票の票の重さをどう考えておられますか。これまで町長は署名の3,800といっばい言ってこられました。3,700対2,400、60%対40%、この重みをどう考えておられますか、答弁をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今後単独での行政になるわけです。ですから、町民と議会の協力を得ながら行財政改革を進め、自立できる方向性を見つけることが私の責任であるということがあります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 重みを聞いているわけでごさいますて、これから行革をやっていくという話を聞いているわけではございません。重みをどう受けとめられておられるかということを知っているわけでごさいます。それについて答えをお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本当に3,700余の町民の方々が単独を選んだということでごさいます。まことに私にとって尊重しなければいけない、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 尊重しなければいけない、そのとおりです。それでは、町長はこの住民投票を合併するために職権で行ったわけでごさいますね。町長がみずから行ったわけでごさいますね。反対の結果になったということは町長に責任がある。この責任をどうとられるのか。先ほども保坂議員が言っておられましたけれども、この責任をどうとられるのか。ましてや住民発議自体を先ほどのほかの議員の方の中で、僕がやりましたと、そのメンバーの一人ですと言っておられました。そうしたらこの責任を町長としてどうとられるのか。その責任のところをご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど何回も繰り返して申しわけないですけども、住民発議というのは合併特例法に基づく特別な状況の場合にやると、そういう法律になっております。そして今の現状を踏まえたときに、これからの国の流れ等々を考えたときに、私も合併の方向性も一つの選択肢ということでやっていたわけです。ですから、私が3,800の意思を尊重せざるを得なかった。そして皆様方に対して反対があったのも事実です。それは承知しております。その件については完全に無視したとかそういうことではなくて、後ろ指を引かれるつもりはあったんですけども、合併特例法というこの法律がなぜ施行されたかということを考えてときに、私とするならば選挙管理委員会に出してお願いしたと、提案したと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 責任があるからいろいろ言われましたけれども、特例法だと言われましたけれども、特例法、こういうお話、全員協議会ではなかったわけでございます。だから当然特例法の中の話をしているんですよ。だからそうであったんだから、その責任あるから、その責任はどうとるんですか。先ほどもありましたけれども、聞いているんです。ほかのいろいろな説明はどうでもいいですよ。責任をどうとられるのかと聞いているんです。その責任をとるのが町長の役目だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 責任論なんですけれども、先ほども何回も繰り返しますけれども、私の方とするならば、住民の意思を尊重し、その結果、単独ということになったわけです。法律にのっとってやるのも町長の仕事であります。そして、そのときに中止ということもあったわけでしょうけれども、結果的に3,828の意思という形の中で選挙管理委員会にお願いした、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） だから責任はどうとられるのかと聞いたんで、責任を感じないということですね。町長、そうとってよろしいですね。

議長（齋藤 要君） 町長、3回目ですよ、ちゃんと答弁してください。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、責任を感じないとかそういうことじゃなくて、やはり町長とするのは、町長選挙によって選ばれたという事実がございます。そして3,800という法定協の立ち上げを請求する要望もあるわけです。ですから、私の方とするならば、その意思の尊重という形の中でやらざるを得なかった。そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 議長、これじゃ答弁聞いたって答えになっていないから、私質問できないんですけども。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今の答弁の中につけ加えさせていただきますと、単独で行政を運営する以上は、行財政改革を進めながら自立できる方向性を見つけるのが私の責任であると考えます。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時14分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

再度清水君の質問に対して、町長、答弁をお願いします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 否決されたことには本当に責任を感じておりますけれども、今後、単独の行政をやるについては、私の責任のとり方として、行財政改革を進めながらと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長は町長職としての責任を感じていないというふうに私は今答弁ではとってしまいます。

それでは、見解の相違だから仕方がないのかもしれないけれども、見解の相違ということでしたら、責任を感じていないのかいるのかという話の答弁でございましたので、その答えをきちんとした、ただ感じてないではなくて、感じてもらいたいわけでございますから、その辺は考えておいていただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、過疎計画についてお伺いします。10月、11月に過疎計画の話がございまして、10月に県へ提出するからこの書類をオーケーしてくださいという話がありました。それで4回ほど全員協を開きました。しかし、この計画自体は6月からもう県へ上げてくださいよという話でございました。その話の中で平成17年度健康福祉センターをつくるという計画の予定がございましたが、それはよしにしましょうという話でございましたが、今回、過疎計画の中になぜ全協の決定とは違う計画を載せてきたのか。それについて町長の判断だと思えますが、なぜ全協とは違う計画を載せてきたんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ご指摘のとおり、11月16日全員協議会の結果は重々承知しております。しかし、健康福祉センターというのは必要不可欠な施設と考えております。そして4点ほどあるわけですが、特に最近の流れとして、これは漆田議員も質問してありましたけれども、厚生労働省の予防システムという形でございます。その中で2006年から2008年度中に体制の整った市町村から順次させる等々ございます。そういう形の中でこれから高齢化社会の到来に、国は来年の介護保険制度を改革して介護予防システム、今言ったようにそういうことも具体的な動きがあるわけです。それが新たな動きということ。

それから、2点目として南伊豆町は共同参画社会というのは、これからは重要なまちづくりのあり方だと思います。その中に労働人口が減少していくわけですから、いかに高齢者を行政に参加してもらうか、そのためにもやはり基地としての保健福祉センターは必要である。それから特に医療費等の問題になるわけですが、医療費が増加の一途、そして高齢化が増加の一途、そして多重診療というのが日常化しているわけです。ですから、私とするならば保健福祉センターは必要不可欠な、ましてや高齢化社会の南伊豆町には不可欠だ。そういう考えをしております。それと第4次南伊豆町総合計画及び南伊豆町次世代育成支援行動計画の整合を図りながら、子供と地域に関する相談、援助体制の充実、ネットワーク化の推

進や子育て支援等に保健福祉センターは役立つと私は確信しております。そのようなことから、今後の医療費、介護保険、医療等が軽減できると、そう考えておりますので、ぜひこの保健福祉センターの皆様方に対してそういう総意があったわけですけれども、私とするならば、この保健福祉センターというのは必要な施設と、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 議会の皆さんも、議員の皆さんも要らない施設だとは一言も言っておりません。町長はただ必要だからつくると今言われました。それはわかりますけれども、それでは11月の全員協で4回もやって出した結果を今回議会へ出してきたわけでございますから、その理由を聞いたなら必要だからということでございます。何で前もって議員に説明しなかったのかと。先ほども車の両輪として議会と何とかという話を言っておられました。町長は今回議員に黙ってそのまま出して、予算書が来てあるいは過疎計画が来て、何だ、これは。決まったことを覆すんではないか。それでは例の合併のときの話と同じですよ。議員はいないことになってしまいますよ。じゃなぜ町長は議員にこのことについてつくるんだという相談をしなかったんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 11月22日に健康増進室長のところへ16日の経過を踏まえて相談に行きました。そして今後の12月定例会において建設が延期される可能性がある旨を申し上げ、そして今回の一つの大きなものとして過疎債の適用は国、県の判断が大きいものであります。ですからその辺を踏まえた中で、私とするならば前の必要不可欠という判断の中で、県の方にも本当に私はお願い、そのときは議会の了解を得るよう努力するけれども、当面は今の情勢だということで報告をいたしました。そして今回提案したわけですけれども、やはり私たちと国、県の方の流れとするならば、今まで補助金が決定して返還した例はないので、ぜひもう一度努力してほしいというのがそのときの話し合いで、ある意味では県も困ると、そこまでのことも言われております。そして、そうなった場合に県が単独を選び、県との信頼関係というのは当然必要になるわけですから、私とするならば、この保健福祉センターはぜひ皆さんの協力によって立ち上げさせていただきたい。それから、それが高齢化社会に対する行政のサービスの一環になると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今の答弁では、議会へなぜ相談しなかったと私は聞いたわけでございますけれども、県の方も言われましたね。県の福祉部から努力してほしいと言われたわけでございますね。じゃ何で議会へ相談しなかったんですか。議会へ相談しなかったという理由が今答えられておりません。答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 議会の皆さん方には3つの案を提案し、そして過疎債を利用するならば、3年据え置き、そして10年償還ということで行財政改革を進める中で工夫することによって債務は軽減されるのではないのかなと、そういうことでございます。そして確かにご指摘のとおり、議会に相談ということでございますけれども、私たちの方とするならば、否決、総意によって延期した方がいいじゃないかということでございますけれども、私たちの方とするならば、県の対応等々もあり、そして今回提案させていただいたと、こういう考え方で

議長（齋藤 要君） 町長、議会になぜ説明がなかったかという答弁だけ、再度答弁してください。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 全員協で4度話し合った中、議会の総意ということで、これは見送った方がいいということでございます。私たちの方とするならば、この施設は必要不可欠ということでございますから、そういうことで私たちはこの12月の定例議会に提案したと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今のは答弁になっていないような気がします。議会へなぜ相談しなかったのかということを知っているわけでございます。県も議会に相談してくれと、努力してくれと言われた。町長は県の言うことも聞いてない、議会の言うことも聞いてない。自分は自分でやるという考えでいるんですか。ですから、議会へなぜ相談しなかったのか聞いています。ちゃんと答えていただくようよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長、3回目ですからちゃんと答えてください。何で議会に説明しなかったかということだけ。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 県へ行ったときに、議会の4回全員協を開いた中で否決されたという経過があるわけです。ですから私たちの方とするならば、必要不可欠ということで、これはぜひ皆様方にお願ひしながら建設させていただきたい。ですから許されることならば県の方の要請については、これからも皆さま方の協力をもらえるならば、陳情等行きながら、過疎債を利用しながら建築できればと、そう考えております。全員協をもし議会でご理解できるのならば開いていただいて協議させていただければと、こう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 結局、全協を開いていただきたいと町長は言われましたけれども、では、その全協開いてほしいということは撤回する意思があるということですね。そうとってよろしいですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど申しましたように、保健福祉センターはこれからの高齢化社会に必要不可欠ということですから、私とするならば前向きに検討していただければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 相談しなかったと町長は言われましたというふうに私はとりました。県にも議会と相談しなさいと言われた。議会からも町長、相談しなさいと言った。なのに相談しない。町長は自分はお山の大将だから人の言うこと何も聞かないという話になります。ましてや、今回みたいにだまし討ちみたいな形で議案を出すこと自体がおかしい話で、まして、それを過疎計画と連動する。今回の補正予算にも同じような数字が載ってありました。そういう議会との信頼関係を失うようなことをなぜ今回町長はやられたのか。作為的にやったと思うんですが、なぜやられたのかお伺ひいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 全員協を開いてお願ひしてもよかったですけれども、時間がなかったということと、それから16日の議決ということに対して、私も議員の方々の認識は理解し

たわけです。そして過疎債になるとやはり国、県の判断により、そして私どもとするならば県の方のある面では指導を仰がなければいけない。そういうことで森先生を頼んだことは事実でございます。というのは、意見の中で過疎債が十分利用されるならばという意見もあったわけです。ですから、そういうことで県の方の本当にとれるのかどうか。私はその辺は現場へ立ち会ったわけじゃありませんので、一応県の方も福祉センター、そして行政センターが中心になって、それぞれ動いていただいたという経緯がございます。しかし、私とするならば、基本的に時間がなかったから全協をお願いできなかった。そういうことでございます。議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） やる気がなかったととらえます。それでは、一部事務組合で計算センターの解散の話がございますが、計算センターのコンピューターは来年の9月まで使用ができるという話で、先ほどずっと聞いていたわけですが、首長会議では違う話が出たといううわさを、よその町から聞いたんですが、そういうことを町長9月まで使用できるんですね。それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 助役。

〔助役 稲葉勝男君登壇〕

助役（稲葉勝男君） 清水議員の言われたことは11月30日の首長会議での計算センターの件ですね。町長不在でしたので私がそれへ出席しました。そのときの経過というのは、首長全体で考えて今まで来たのが、17年3月31日に計算センターの一部事務組合が解散ということで認識してきたということと、それと事務というか担当課長レベルでの話の中では、例えば16年度のセンターでの業務が終了するのは、決算統計が出てからということですから要するに6月、7月、この近辺までが16年度の仕事であると。そうしますと解散はそれが終了した時点、そうしますと9月30日までという解釈でいたのと、そのギャップがありました。しかし運営会議の中で南伊豆町も実際は9月30日までを予定していたわけなんですけれども、それが今年の1月の町村会での町村長のそのときの決議というか、それは17年3月31日だった。それで下田を含めた中での話ですと、今私が申し上げましたとおり、担当課長会議の間では9月30日までと、そういう認識のギャップがあったということですが、最終的には17年の3月31日で解散。その中で詳しいことは企画の課長が知っていますけれども、その後、やはり事務的なものは残るわけです。それについては利用する町村、要するに今やっている計算センターを利用している町村が最終的に終わるまで、最終的に残るのは南伊豆町

と下田が合併問題等で計算センターの業務の移行がうまく現在のところ行われる状態じゃないものですから、それらが終了するまでということで、最終的に残るのは南伊豆町と下田が17年10月1日以降から18年の6月か7月ごろまでは1市1町で運営するというようなそういう形になると思います。ですから最終的な結論としましたら、17年3月31日で一部事務組合は解散すると、そういう予定になっています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これまでいろいろ町長の答弁を聞いてまいりましたが、作為的にわざと答弁をすり変える、あるいは答えてない。わざととしか言いようがない。それは町長として町長職にいるのはちょっとおかしいのかなと考えます。ですから信を問うような形を町長みずから選ぶようお願いして、質問を終わります。

以上です。

議長（齋藤 要君） これにて清水清一君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事は終わりましたので、議会を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 谷 川 次 重

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

平成16年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成16年12月16日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選第 1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について
- 日程第 3 議第86号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第87号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 5 議第88号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 6 議第89号 賀茂地区交通災害共済組合の解散について
- 日程第 7 議第90号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 8 議第91号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第 9 議第92号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議第93号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第94号 平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 行財政改革特別委員会調査報告について
- 日程第13 発議第4号 郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書
- 日程第14 発議第5号 北方領土問題の早期解決に関する意見書
- 日程第15 発議第6号 治山事業(公共)の国庫補助負担に関する意見書
- 日程第16 発議第7号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第17 発議第8号 「まちづくり特別委員会」の設置について
- 日程第18 まちづくり特別委員会委員の選任について
- 日程第19 発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書
- 日程第20 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺修治 主幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成16年12月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 谷川次重君

5番議員 鈴木史鶴哉君

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行について

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙執行についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） これより選挙を行います。

ここで、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、市之瀬560番地の1、無所属、佐藤禎介君、生年月日、昭和12年1月2日、一条537番地、無所属、吉田 明君、生年月日、昭和6年12月16日、下賀茂648番地の4、無所属、増田亮二君、生年月日、昭和6年3月26日、妻良1094番地の2、無所属、飯田信寛君、生年月日、昭和8年12月25日を、同補充員に、順位1番、手石714番地、無所属、大年唯雄君、生年月日、昭和11年9月18日、順位2番、入間917番地、無所属、澁谷健二君、生年月日、昭和14年8月14日、順位3番、大瀬337番地、無所属、菊池國昭君、生年月日、昭和19年8月13日、順位4番、岩殿99番地、無所属、高橋吾市君、生年月日、昭和15年5月19日を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、選挙管理委員会委員に、佐藤禎介君、吉田明君、増田亮二君、飯田信寛君を、同補充員に、順位1番、大年唯雄君、順位2番、澁谷健二君、順位3番、菊池國昭君、順位4番、高橋吾市君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員会委員に、市之瀬560番地の1、無所属、佐藤禎介君、一条537番地、無所属、吉田 明君、下賀茂648番地の4、無所属、増田亮二君、妻良1094番地の2、無所属、飯田信寛君が、同補充員に、順位1番、手石714番地、無所属、大年唯雄君、順位2番、入間917番地、無所属、澁谷健二君、順位3番、大瀬337番地、無所属、菊池國昭君、順位4番、岩殿99番地、無所属、高橋吾市君が当選いたしました。

議第86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第86号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制

定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町立幼稚園の保育料は、昭和61年に月額2,500円から3,000円に改定されて以来、18年余りが経過し、賀茂地区市町村の保育料と比較して最も低く、据え置き期間も長くなっております。

したがいまして、町財政も逼迫していることから保護者の理解も得られるものと判断し、近隣市町村並みの4,000円に引き上げたいとするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 提案理由にありました近隣市町村の保育料の額と、これによってどの程度徴収料金がふえるのか。それと、保護者の意見ということでありましたが、了解と言われましたが、この間、最初に提案が上がって以降、保護者懇談会ではどのような声を聞かれたか、その点を答えていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） お答えします。

初めに、近隣市町村の保育料の額であります。東伊豆町が4,000円、河津町も4,000円、下田市が5,000円、松崎町が4,000円、西伊豆町と賀茂村がそれぞれ5,000円ですが、市町村合併の協議で4,000円に引き上げることが決まっているところであります。

それから、保護者に対する説明であります。11月9日に保護者全員が集まる機会がありましたので、そこで説明をいたしました。特に異論はありませんでしたので、ご理解願えたものと解釈しております。

議長（齋藤 要君） ほかに。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今の答弁で、西伊豆、賀茂村が幾らから4,000円に引き上げる、最初5,000円からと聞こえたんですけども。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 5,000円から4,000円に引き下げます。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第86号 南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決されました。

議第87号及び議第88号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第87号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約制定について及び議第88号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第87号及び議第88号の提案理由を申し上げます。

議第87号と議第88号は、各加入団体の町村合併により、組合構成団体名及び組合議員定数の変更を行いたいものですので一括して提案申し上げます。

小笠町と菊川町が合併し、平成17年1月17日に菊川市が誕生することに伴い、両組合同規約別表、組合を組織する地方公共団体名の一部変更を行いたいものです。あわせて、組合議員定数につきましても非常勤職員公務災害補償組合が20人を21人に、職員退職手当組合が17人を18人に変更し、菊川市長を両組合議員に追加したいものです。

どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第88号 静岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決されました。

議第89号及び議第90号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第89号 賀茂地区交通災害共済組合の解散について及び議第90号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第89号と議第90号は関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

賀茂地区は、静岡県東部、伊豆半島南部に位置し、下田市と賀茂郡5町1村から構成されています。交通網は、東海岸を走る国道135号線と西海岸を走る国道136号線、中央を走る国道414号線が基幹道となり、それらに市町村道がつながり、観光や住民生活の基盤となっております。賀茂地区は、観光産業が主な産業であり、交流人口や移入車両も季節ごとの変動が激しく、交通事故の状況もそれらに近似する状況にあります。

賀茂地区交通災害共済組合は、昭和46年交通事故により災害を受けた賀茂住民を救済し、その生活と福祉の増進に寄与するため、市町村ごとに実施することは財政的に困難なことから、賀茂地区7市町村が一致して共同で事務処理を行うことは運営面でも容易であり効率がよいとの考えから、一部事務組合賀茂地区交通災害共済組合を昭和47年4月1日に設立し、事務所を賀茂郡町村会に置いて事業を行ってきたところであります。

しかし、賀茂地区交通災害共済組合は、設立より30年余を経過し、近年の状況は加入率も年々減少傾向にあり、民間や各種団体の総合的な交通傷害保険も充実してきており、行政が住民に対する生活の安定や福祉の増進に寄与するとの所期の目的は達成されたとの見地から、平成15年10月31日の組合定例議会において組合の解散の見解が出され、確認、了承を得、平

成16年2月27日の組合定例議会において組合解散の進め方が提示され、平成16年11月19日の組合臨時議会において、財産処分に係る配分率案の決定がなされたところであります。

以上のような理由により、本議会に賀茂地区交通災害共済組合の解散について、賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についての審議をお願いするものであります。

詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） ご説明申し上げます。

お手元に配付してございます説明資料をもとに説明させていただきます。

今、町長の方の提案理由にもありましたように、一部事務組合としての交通災害共済組合につきましては、昭和47年4月1日に設立されて現在に至っております。当初におきましては、400円の掛金で死亡助成金といいますか、見舞金は50万円、現在は途中で掛金を100円上げまして500円で、いわゆる最高の死亡見舞金が70万円となっております。

それで、加入率のピークでございますが、そこに記載してありますように61.4%がピークでありまして、最近の15年度ですと53.6%まで下がっておるといふような形になりますが、これも町長が先ほど申し上げましたように解散の一つの理由となっております。

16年、まだ年度途中であります。加入状況でございますが、南伊豆町の欄を見ていただきますと、南伊豆町につきましては68.5%というような形になります。

それから、組織としましては、賀茂郡の町村会に事務局を置きまして、町村会の職員が、この賀茂地区の交通災害共済組合から負担金という形のもので支払いまして、その中で事務をとっているというような状態であります。

それで、財産の状況であります。いわゆる処分すべき予定の不動産等のものについてはありません。積立金の残金のみという形になるものですから、これの議決された場合の処分ということになります。これが16年3月31日現在ですと、積立金が1億5,594万7,000円、これにつきましてはまだ17年3月31日というような形のもので、これに対する預貯金の利息というものがあるものですから、実際の配分の金額というのは今後検討が十分考えられる形になります。

それで、先ほど町長の提案理由の中にもございましたが、解散の経過という形のもので

もう一度申し上げますと、平成15年10月31日の定例議会において解散の方向性が示されました。16年2月27日に進め方、それから本年の11月19日に臨時議会において配分率の案の決定がなされたということと、解散の年月日が17年3月31日という形で現在に至っております。

それから4ページ、財産処分なんですけど、先ほど申し上げましたように、財産処分は積立金のみであるものですから、後からご説明申し上げますけれども、財産処分の協議書の案のとおり処分という形になろうかと思えます。これにつきましては、17年3月31日まで16年度のいわゆる期間があるものですから、それまでに起きた事故については、原則として1年間の請求権があるという形になります。

そうしますと、18年の3月末までには請求権がある。むち打ちについては若干期間の関係があるものですから、それはその都度のものになるので協議しないとわからないんですが、現実的には1年間の請求権があるということなものですから、この配分をしましても、いわゆるそれを別の方に使うとか使わないとかというふうなことができないものですから、その中で処理をしていくというふうな形になろうかと思えます。その解散後の処理については、管理者であります町村会長の所属の河津町の方ですべてを継承するというようなことで、一般的な一部事務組合の形態であります。

予算につきましては、打ち切り予算という形で、そのまま予算については打ち切りになるんですが、支出については、先ほど言いましたような関係があるものですから、若干の事務の流れが出てくるかもしれません。それについては、後ほど詳しく説明申し上げます。

財産の取り扱いについては、先ほどの不動産等についてはないものですから、積立金の処分という形で6ページを見ていただきますと、これが解散年月日が16年3月31日ということで1億5,594万7,000円、それでその6ページの下に参考としてありますが、これも1億5,594万7,000円に対する計算上の利息が383万9,328円という計算上の利息になるわけですが、この合計をしますと16年3月31日現在で1億5,978万6,328円というような形のものが出てきます。

そういうもので計算してやりますと、これは大規模事故が起きたときにどうするかという規定がこの47年に設立されたときにできて、その配分率があるそうです。それが、均等割が40、それからほかのものが60という形で、それをそれぞれの率で負担を求めて、逆にこの共済組合で支払いをできなかった場合は、構成市町村から拠出していただいて見舞金

等に充てるというようなことになっているんだそうです。その後、それをもとに計算いたしますと、これは基金残高という形で申し上げますと1億5,594万7,000円という形で、南伊豆町、7ページを見てみますと、配分率の案として14.22139399となりますと、現時点で2,217万7,837円という計算上の形のものが出てきます。

これにつきましては、もう少し詳しく申し上げますと、均等割を40%とすると、それを構成7市町村に直すと5.71428571という形で、これが60%の掛金残金という形になりますと、掛金総額から見舞金を引いたものにその残金の率を掛けますと、南伊豆町は8.50710828という形で、この5.71と8.57を掛けて14.22139399という形でこの2,217万何がしという計算になります。こういう形の中で、配分金を南伊豆の分として配分するという形で、先日の11月19日の議会でその案が決定されたということになります。

8ページは、南伊豆町の昭和47年から平成15年度までの加入者数の総計等でございます。

9ページにつきましては、先ほど言いましたように昭和47年から平成15年度までの年度の加入者数、金額、それから人数等の合計等が入っております。

それで、今後の方向性でございますが、追加的な配分はこの案のとおりということになりますと、これをどうするかということになりますが、一応交通災害共済というのは会員制のものという考えのもとになるという形になるんですが、これを交通安全等のものに目的基金みたいな形で積み立てる。これについては、基金条例等が必要である。

それから、先ほど申し上げましたように、16年度の加入状況で17年3月31日までの事故の関係で見ますと、1年間に請求権があるという形になりましたら、それについての支払いが出てきた場合はどうするんだという形になるものですから、そういうものの枠組みも必要であるという形になるかと思えます。そういう形なものですから、支払条例等の整備等も必要である。そういうものについては、町村会等で案を今後1月末ぐらいまでにつくって、各市町村と協議を進めていくというような形になっております。

これをやめるという、これを解散するというような形の一般の住民の方々、会員の方々、それから構成市町村の住民の方々にも解散時期の周知がございますけれども、町村会で解散の理由等を記事にしたチラシをつくりまして、それを配る。それから、各構成市町村の広報等で周知を徹底すると、そういうような形になるかと思えます。

それからもう一つは、3月20日ごろまでの事故につきましては、死亡等の見舞金につきましては、その都度わかるものですからすぐに請求を受けるという形になるんですが、事故の場合ですと、医療機関に通って治すというような形になるものですから、いわゆる死

亡を除いた2等級以下のものについては、先ほども申しました配分金の中から各市町村が払うという形になろうかと思えます。

それからもう一つは、大規模事故が起きた場合どうするんだということになりますが、財産処分の議案の中のその他の欄にございますが、大規模交通災害が生じた一事故について200万以上の見舞金を支払うことになった場合は、その額を配分率により構成市町村で負担するという形になります。これは、具体的には先ほどの4割、6割の中でそういうものを拠出して支払う、そういうような方向性でございます。

内容説明は以上です。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお伺いをいたします。

私も一般質問でこの件は質問させていただいておりますけれども、今、町長の方からる説明、そして課長の方からの内容説明がありました。しかし、これを立ち上げたときの規約とか条例とかというものがあろうかと思えます。そういうものがどうなっているのかということが1点。

そして、これは7市町村でやらなければ1町では大変だというようなことの中から、弱者救済というような意味の中からこれを立ち上げてきたと思うんです。そして、去年とことしまでは入ってくれ、入ってくれというような運動を、推進を町がしてきたわけですよ、7市町村で。それを何でこういうような弱者をいじめるような、私は解散をしなければいけない理由がどこにあったのかということと、どこから出た問題なのかということも1点聞きたいと思えます。

そして、この財産処分の問題ですけれども、これもやっぱり加入している人もしない人もいるわけですけれども、そういう中から加入者にそれなりの通知をして、解散していいのか解散して悪いのかってアンケートをとるなり、そういう方法を講じてくれたのかということ。そして、加入者がなくするということに賛成しました。私は、そういうことまでやっぱり行政としたらやるべきだと思います。その辺はどうなっていますか、ちょっと聞きたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 先ほどの条例等の関係ですが、規約から条例等の施行規則、

それから実施要項等がございます。

10番（渡邊嘉郎君） 私は、そういう規約は勝手に解散をしていいとか、勝手に解散して悪いとかということも書いてあると思うわけですよ。しかし、これは先ほど町長が言われたことは私も重々わかるわけですよ。課長の言っていることも重々わかる、7市町村の話をしていることも重々わかるんですけども、しかし幾ら民間の保険がよくなっても、500円で1年間掛け捨てでこれだけの補償をしていただける保険は私はないと思います。

そういう意味から、お年寄りの二人暮らし、あるいは一人暮らしの人たちを交通から守るというような大きな意味合いからこれは7市町村が始めたことだと思います。そういうことを7市町村の首長さんたちがいいかげんな決め方をされては私は困ると。いいかげんという言葉は失礼かもしれませんが、そういうことまで話し合われたのか。極端な話を私はしますけれども、合併がうまくいかなかったから解散するような話では私は困ると思います。私は、そういうところまでを徹底して話をしたのかということと、組合員がいるわけですね、入っている。その人たちにすべて通知をしてアンケートもとったかということも1つです。そのことをやってきたのかやってこないのかということです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 事務等の段階では、私どもの方も町村会でもそういう会員の皆様に対してのアンケート等については行っておりません。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） アンケートをとったときに、過半数の人たちがなくされたら困るよという結果が出たときにはどうするわけですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、課長が言うように、アンケートをとってなかったですから、その結論はどうするかというのは今のところは申しわけないですけども、とらなかつたことに対しては本当に申しわけなかったと、そう判断しております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 町長、そのとおりでありまして、私はこのことをなくすことを頭から反対しているということではなくて、やっぱり南伊豆町には7,000名を超す組合員がいるわけですよ。そういう人たちのやっぱり意見も1人1人から聞いてみるのが大事なかと、なくされては困るという人がいたとしましょう、お年寄り一人暮らしでも二人暮らしでも、

そういう人たちにはどういう救済をしていったらいいのか。民間の保険にはかけられないんだよと。これだけかけてあれば、3,000円も4,000円ももらえば、ちょっとした交通事故に遭っても随分医療費が助かると思います。そういう意味から、私はこの件を徹底して追及をしていきたいなというふうに思うから聞いているわけですよ。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 渡邊議員のおっしゃることはもっともだと思います。それで、助役会の段階でいろいろ検討しました。そして、確かに500円で老人家庭の場合は、本当にこれが大きい補償になるという段階で、解散したら独自でやるか、それともどこか市町村1つ、2つでやるかという話まで出ています。

それで、まだはっきりはわかりませんが、賀茂村と西伊豆が変わって5町になりますね。その段階で、また新たな枠組みもあるのではないかとこのところまでの話はしております。それは確定ではありませんけれども、今の段階ではそこまでの話はしております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりますよ、それは。しかし、先行き不透明なことじゃなくて、やっぱり透明性があるね、こういうふうにして5つで立ち上げるんだよということは、決め事を先にせずなかったら私はいいですよ、7市町村のやつをなくすなかったら。

しかし、私もこの組合員の1人として、やっぱりことは一生懸命班長さんがですね、なるべく多くの人に入ってください、入ってくださいと言って、どこの地区でもやっていたと思うんですよ。そこまでやってきたのを何でなくしたかということですよ、私の言っているのは。

南伊豆町は、特にこの運動はしてきたと思うわけです。だから、そういう意味で7,000名を超すような組合員ができたと思うわけです。そういう中から、私はこの500円というのは本当にありがたい保険だなと、私も組合員の1人として言わせてもらうなら。民間の保険にも入っていますけれども、しかし子供たちが外で、あるいは私の孫が外で遭わされたら、そのときにそういうことがあったら、これもプラスされれば僕はいいなという意味から私も入っているんです、家族じゅうで。そういうこともいろいろ考えた中で、このことはもう一度私は7市町村に持ち帰って十分検討して、そして組合員1人1人から私はアンケートをとってから結論を出してもらいたいということを要望しておきます、これは。どうですか、その辺は。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 首長会議で、その意見については申し述べておきます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 渡邊議員がする説明したんですが、やはり説明の中で解散の理由というのが私もちっと納得いかないんですよ。これ見ると、53%で半分に1人が加入しているわけなんですよ。先ほど、渡邊議員がほかの 当町は7,700もあるんだが、他町村は要するにそういう関心がなかったということでこういう結果が出ているんだけど、しかしそれでも50%あるわけなんで、それがどういう理由で解散になったかということは、要するに加入者が少なくなったから解散になるとここに書いてあるし、それで原点に戻れば1町が1カ所できないということで一部事務組合をつくってやったわけですよ。今後どういう形でいくのかわからないし、このさっき言った均等割とか掛金残金割とか見舞金についていろいろあるんだけど、私はそこら辺ちっとわからないけれども、これは計算上こうなったんだろうけれども、ぱっと見ると河津は何かいいんですよ、これ。見舞金190万もらっている。計算だからいいですよ。ただ今後、首長ではないのでわかりませんが、例えば加入率が20%になった、10%になったというのであれば考えてもいいんだと思うんですが、過半数あるわけですからね。これはやっぱり何で解散するのか、今、渡邊議員が言ったとおり、合併がらみの中のいろいろの中でこうなったのではないかと感じております。

その点について、町長あれなんです、今後、こうなったらほかのところでは決議して私たちがあれするわけにはいかないんだけど、今後、町としてどういう形でいった方が一番ベターなのか、助役が今後のことは先ほど言ってますけれども、本町についての考え方を聞いておきたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） さっき言いましたものをもう1回言わせていただきます。

今後の方針とするならば、どういう組合構成になるかだろうかと思います。一応、配分したお金をもとに新たに設立するのかしなのか、それは今後の課題として。そして、事務方の事務のすり合わせによって成立していくのかなと、そう考えております。当町とするならば、大きくやりたいというのは基本的には考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） これの全体的なやつを見ても、南伊豆が7,000名あって、会費が350

万あってですね、一番何かって言うと、見舞金、支払い率から何から一番少ないんですよ。これが他とほとんど同じくらいであれば考えなければならいんだけど、今後のことはわかりませんよ、先のことはわからないけれども、これを見ても随分支払率が21%、一番少ないですよ。だから、その辺をぜひ町長、助役に、どういう格好であろうと、ある一定のものの中でやはりこれを廃止ではなくて、多少そういうものもしょうがないですから、できないということではないと思うんですよ。ある程度考えをもっていただきたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） ちょっと聞きたいと思いますが、この共済については町単独でやるよりも多くのところでやった方が共済というのは安定するんです。ただ、安定とかではなくて、こうやって解散の話になっておりますので、町独自の基金が2,000万超えて残るわけで、それから助役の言った話の中でもまた検討する話も出ているということでありまして、町独自のものもやろうと思えばできます。

ただ、共済は、町長が先ほど言ったように、たくさんあるほどメンバーが安定します。これは常識といえそうですけれども、そういう意味で私はそういう意見を述べておきます。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

清水清一君。

2番（清水清一君） 今、藤田議員も言われましたけれども、これから助役は大きな枠組みで考えを述べましたけれども、大きな枠組み2町でも、あるいは3町でもできるものでしたらつくるといっていかないと、こういう6割、7割の町員の方々が加入してございます。それで、最後の場合は単独でも考えるという形で進めてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、藤田議員、それから清水議員、それぞれのご意見もとてもだと思しますので、本当に前向きな検討はさせていただきます。

しかし、相手があることですから、大きい枠でやろうということは、相手もあることから、ここで何町とかということは実際言えませんけれども、単独でいく方法でも可能性があればということで検討させていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 私は、反対の意見を述べたいと思います。

立ち上げたときの条件、そして先行き不透明な決め方、そして組合員への要望も聞かない、そのような解散の仕方、7市町村でやっている問題の決め方が、組合員に対しての一方的な意見でございまして、私はこれでは納得できませんので、組合員にもう一度いろんな形でアンケートをとっていただきたいというようなことを要望しながら、私は反対の討論とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第89号 賀茂地区交通災害共済組合の解散については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第90号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決されました。

議第91号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第91号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについてを議

題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町過疎地域自立促進計画につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、一部の期間を除き過疎地域の町として各種の過疎対策事業を推進してまいりましたが、平成12年4月1日から施行された過疎地域自立促進特別措置法に引き続き該当し、平成12年度から平成16年度まで南伊豆町過疎地域自立促進計画前期を5カ年で策定し、過疎地域自立促進特別措置法の目的であります、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の活性化を図り、これらの地域の自立促進を図り、住民、福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするにかんがみ、各種事業を推進してきたところであります。

今般、南伊豆町過疎地域自立促進計画前期に続き、平成17年度から21年度までの南伊豆町過疎地域自立促進計画後期案を作成し、町議会全員協議会においての説明、報告、静岡県担当部局との調整などを行ってまいりました。長年の南伊豆町の懸案事項であります保健福祉センター建設事業につきましても、国が進めております三位一体改革には該当しないなど、補助金の見通しや過疎債適用につきましても十分努力する所存であります。

その修正、変更などの内容につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 本計画につきまして、ご説明させていただきます。

今、町長の提案理由にもありましたように、過疎地域対策につきましては、昭和30年の高度成長期に入りました中で、いわゆる地方から都市部への流出・流入人口等の関係で、地方

の農村、山村、漁村の人口が著しく減少したという形のもので大きな理由になりまして、この施策が国の方からとられたという形のもとで、昭和42年に過疎地域対策緊急措置法、それから昭和55年には過疎地域振興特別措置法、また平成2年には過疎地域の活性化特別措置法というのが、それぞれ3法とも議員立法で制定されたと、そういう経過がございます。

本計画のもとになります過疎地域自立促進特別措置法が平成12年に地方行政委員長の提案のもとに衆参両院で全会一致のもとに可決され制定されて、現在の俗にいう自立促進法になったわけがございます。

それでは、お手元に配付してございます資料をもとにご説明したいと思います、これにつきましては、おとといからの一般質問等でもご質問がありましたが、この計画を立てるに当たり全員協をお願いしまして、その中でもこの内容については議員の皆さんのご意見を伺ったところであります。

その中で協議をして、変更等の箇所等もございました。そういうものを含めまして、概要で説明させていただきます。

表の見方としまして、左からのちょっと小さいですが市町村名南伊豆町として、次がページ、次は行になります。これにつきましては、意見等、理由、対応状況、それから所管室というのは静岡県県庁の方の所管室という形になっています。

それで、2ページの下の方の19・20ページまでは文言とか、それから誤字等の訂正でありますので、ここは省略させていただきます。

それで、2ページ目の南伊豆町の20ページの26行目でございますが、ごみ処理施設等の関係が全員協でご協議いただいた中で、以上のような形で修正したという形になります。

それから、次をめくっていただきまして、22ページの表中の庁舎建設業を削除した、そういう形の計画（案）という形になっております。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） 昨日も一般質問でさせていただいたんですが、本文下の表でございますが、そこに保健福祉センターの計画等が載っておりますけれども、これについてのご答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 昨日、清水議員の議会に相談がなかったという意見でありますけれども、決して議会を軽視したということではございません。県との調整時間がかかり、全員協を開催することができなかったということは理解願いたいと思います。

今、議会に提案させていただきましたのは、去る11月16日の全員協議会において、財政面での不安定要素があるので建設を先送りにするようにとご指摘がございました。その後、県の過疎債担当の総務部及び保健福祉センター建設担当の保健福祉部に、森県議を仲介に交渉を重ねてまいりました結果、町の要望になるべく沿えるよう検討するという回答をいただき、11月16日の全員協議会で説明いたしました財政状況より明るい見通しがたったわけでございます。

私自身も、今年度より静岡県地域活性化協議会会長ということにつかわせていただきますけれども、過疎債の関係につきましては、本当に努力し、少しでも町負担を軽減できるよう配慮をする所存でございます。ぜひその辺をご理解願いたいと考えております。

議長（齋藤 要君） ほかに。

清水清一君。

2番（清水清一君） 今、町長は時間がないと言われましたけれども、全協が終わってからこの議会まで3週間くらいです。その間に時間がないという話はおかしいと感じる。それで、全員協の議決に対して今回反対するような議案を出しているわけで、それはおかしいわけでございますし、財政面のことを今町長言われましたけれども、なるべく出すということは確定ではない。それで、3月議会でやったのは、予算が9,000万の予定が1割しかつかない。それでは、なるべくということは確定しましたという形で書けるわけないと思います。

そういう形でなければ、こういうものは載せてはいけないと考えますし、ましてや過疎地域の方の組合長、県の親方でございます岩田町長に、昨日の一般質問では県にとっていただいてという。会長は県議と同じで、それでわかったと言ったって予算とれるものではないと考えますし、これはちょっと考える必要があると思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今、質疑の段階なので質疑にしますが、町長は提案理由と今の質問に対する答弁で、全員協を開く時間がなかったということ、それと提案理由は過疎地帯で静岡県の長を務めて、見通しいい方を県議と相談して立てた。これはきのう一般質問で私もや

りましたけれども、あなたは住民投票の際に議員や外にいる人と一体になってチラシをつくったということを説明しましたけれども、その中では、合併しないでも確かにやっていけるということを投票日に配ったビラに書いてある。しかも、それには保健福祉センターをやらなければ確かにできるだろう、それはあなたきのうみずから言った言葉で、一体となってこれをやったということを言明したばかりですよ。それが、保証できるよなんていうことがどうして言えるのか。こんなことを議案に出すこと自体がとんでもない。

それで、私は撤回して全員協議会をこれからでもやるべきだという動議に切りかえてしたいと思います。言っていることとやっていること、保証も何もないことを平気で議場でうそを、今までやったことも撤回しなければということで、全員協議会に切りかえて、質疑を中断して全員協議会をするように議長に提案します。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） その前に先に、あれしようと思ったんですが、言っていいですね。この問題、先ほど町長が過日の全員協議会の中で……

議長（齋藤 要君） 石井さん、ちょっと待ってて。今、動議の方が先だから。

ただいま、横嶋君の方から意見が出ましたが、皆さんそれに賛成でいいですか。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） では、ここで打ち切って全員協議会にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前10時28分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

先ほどの質疑からになっておりますので、質疑はございませんか。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 平成17年度からの5年間の過疎自立促進計画ということですが、この計画を立てるに当たって、南伊豆町が今自立で歩いていく、そういう住民の判断のもとに現状があるわけですが、どのような指針と見通しで過疎計画を立てられたのか、その考え方をぜひ答えていただきたいと思います。そして、その先の見通し、展望についてどの

ように南伊豆町の方向を考えているのか、その点を提案者の町長に答えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 過疎計画というのは、10年スパンでやります。そして、この17年より後期計画を立てるわけですけれども、基本的には前期の計画のもとにやるということでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 前期の計画にのっとるということでありますけれども、現時点では平成12年度をピークに地方交付税が地方財政計画のもとにこれが減らされてきて、さらにそれに増した三位一体改革がやられている。そうした中で、財政的な展望も含めて、この計画全体についてどのような財政的な見通しを持っておられるのか。その点、単なる継続のものとしてとらえるような認識では非常に甘いと思いますが、その点、町長答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 過疎計画については、先ほど言いましたように、基本的な考え方で策定する後期計画は自立促進特別基本法に基づくものであり、前期計画を基本的に踏襲したと、そういうことでございます。ですから、過疎のあくまでも計画であって、これは見直ししているわけです。そして、その中の仕事については、議会の皆様方の承諾をとりながら、そうして理解を得ながら今まで経過していますもので、あくまで計画ということをご理解願いたい、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

次に、賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この議案は、当初過疎計画、10月21日に初めて議会に提出されまし

た。しかしながら、後期計画をつくる際には、少なくとも7月前の時点で県との調整があって提案に上がる。ところが、今の執行体制の中では合併に邁進する、そういうことがされる中で、議会にはその片りんすら提案されない中で10月21日に、これは住民投票の結果が出た後ですね、庁舎建設、そして計画は変更された最終処分場計画までもがのってあって、今の岩田町長によって提案が全員協議会にされました。

それから、数々きょうも全員協議会をやっていろいろ修正を重ねてきましたが、議会が行革に取り組みながらこの南伊豆町を過疎から脱却すべく、そして住民生活を守って調整を進めていく、そういう方向を行革委員会で出してきましたが、そうした意味において責任を持って現状の中身を進めていきたいというふうに思いますが、今質問した限りにおいて、提案した執行者にそうした自覚あるいは深い洞察、展望があるというふうには到底思えません。議会人として提案されたものに対して、全員協議会も含めた精査の中で、今の議案が出されたことを真摯に受けとめて、議会人として全力を尽くしていきたい、そういう意見を述べて賛成討論といたします。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第91号 南伊豆町過疎地域自立促進計画を定めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決されました。

議第92号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第92号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 議第92号の修正動議を求めます。

これは……

議長（齋藤 要君） ちょっと提案説明だけ。町長の提案説明を受けてから。

提案説明を求めます。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第92号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額から2億5,244万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,885万3,000円にしたいものです。

この減額補正の主な内容は、11月16日開催の全員協議会の結果を重く受けとめておりますが、病院がサロン化していると言われる増大する医療費抑制対策、また福祉施策の拠点施設として住民ニーズも高い保健福祉センター建設事業を計上させていただくとともに、平成17年度まで限度額2億9,504万2,000円の債務負担行為を補正するものです。

補正額の大きなものは、2カ年継続となったことによる保健福祉センター建設事業費及び国庫補助金が不採用となった大型消防ポンプ自動車購入費の減額、そして増額補正では、計算センター解散に伴う新電算システムの構築費、一般廃棄物最終処分場維持費、老人保健特別会計繰出金、障害者扶助費及び台風22号で罹災死亡された子浦の安田さんへの災害弔慰金であります。また、これらに対する歳入の補正予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 修正動議。

〔「賛成」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） 議第92号の一般会計補正予算の修正動議を申し述べたいと思います。

これについては、先ほど第91号の過疎自立促進計画後期部分で差し替えをいたしました、

ページでいいますと30ページの保健センター、そして債務負担行為についてそれをもとに戻すような動議を申し上げます。

その根拠は、先ほども全員協で申し上げましたが、数回にわたる中での当局との議論で、当局は既に承知済みのとおりであります。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） ただいま漆田議員から動議が出ました。

ここで、休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

動議の内容説明を漆田議員、お願いいたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それでは、動議の内容を各款と節に従いまして申し述べます。

実は、先ほども冒頭に動議で申し上げましたが、保健センター関係のそれに対する財源の歳入の訂正、そして歳出のうち民生費の中で福祉センター関係、それから第2表の債務負担行為関係ですね、それらについては皆様に配付いたしました補正予算書の訂正部分がすべてそれに該当するものであります。個別については、割愛させていただきます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〔「議長、個別について説明いただきたいと思います」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） それでは、説明いたします。

最初に、第92号の頭書きのところですが、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、当初が2億5,244万4,000円を2億9,846万7,000円とする、それが第1点目であります。

その下の歳入歳出それぞれ、当初の金額49億2,885万3,000円を48億8,283万円とする。

そして、その下の2の下の債務負担行為の補正、これは抹消となります。そして、地方債の補正は第2条になりますね、第3条を2条に変更。地方債の変更は「第3表地方債補正」を「第2表地方債補正」にいたします、となります。

そして、その次のページであります。歳入歳出予算補正、地方交付税、補正前の額、補

正額、計とありますが、補正額が1,040万が48万6,000円、計17億4,447万4,000円、同じく1
地方税、今申し上げましたとおりであります。

15の国庫支出金、補正前の額、補正額、計は前と同じ順番で申し上げます。補正額マイナ
ス8,196万5,000円がマイナス9,196万5,000円、計2億4,931万円となります。その同列段の
国庫補助金2の中の補正額が、当初がマイナス9,398万2,000円がマイナス1億398万2,000円
となります。計4,257万8,000円。

そして、町債では、その次のページ3であります。町債は補正額が当初マイナス2億
1,470万円がマイナス2億4,080万円です。計6億4,470万円、町債1、同様であります。

そしてページ4であります。これは歳出であります。総務費、補正額、総務管理費、当
初1,475万2,000円が1,002万7,000円です。当初は、計4億3,282万5,000円が4億2,810万円
です。

そして、4の衛生費、補正額が当初マイナス2億9,116万7,000円がマイナス3億3,246万
5,000円、計が当初7億4,417万3,000円が7億287万5,000円となります。衛生費の中の保健
衛生費、補正額マイナス2億9,840万6,000円がマイナス3億3,970万4,000円、計で申し上げ
ますと当初が3億6,110万円、補正後3億980万2,000円となります。

そして、歳出の合計の補正額の計が、当初が2億5,244万4,000円、補正後マイナス2億
9,846万7,000円、計当初49億2,885万3,000円が48億8,283万円となります。

そして、その次のページの債務負担行為の第2表、これがすべて抹消になります。そして、
第3表が、その次のページであります。第2表となり、そして5番目の保健福祉センター建
設事業、補正後の限度額2,610万円がゼロとなります。そして一番下の計の同限度額が当初
が6億7,080万円が6億4,470万円となります。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 修正案の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

梅本議員。

6番（梅本和興君） 今の説明の中で、4ページの総務費のところをもう一度説明お願いし
ます。

8番（漆田 修君） 金額、内容でしょうか。

6番（梅本和興君） 金額です。

8番（漆田 修君） 金額ですね。これは、総務管理費がここで減額になるということであ
りますが、当初の金額の補正額は1,475万2,000円が、補正後1,002万7,000円です。そして、

計の方が当初は4億3,282万5,000円が4億2,810万円となるわけであります。

議長（齋藤 要君） 梅本議員。

6番（梅本和興君） 今のその上の段が1,008万7,000円になって、その下が1,002万7,000円になっているけれども、これは整合性はあるんですか。

8番（漆田 修君） 選挙費の6万円をプラスして、上の段の合計が2,700円に6万足しますから下2けたで8万7,000円です。

6番（梅本和興君） わかりました、よろしいです。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ないようでしたら、質疑を打ち切りたいと思います。

ご苦労さんでした。

続きまして、修正案はただいま説明がありましたので、そのほかの内容説明を総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明させていただきます。

23ページをお開きください。

3歳出、1款議会費、議会事務でございますが、需用費を24万2,000円ふやしたいものがございます。

2款総務費、この中で一般管理事務につきましては、退職者の記念品で6万円ふやしたいものがございます。12役務費でございますが、1万9,000円でございます。これは、17年1月1日施行の自動車リサイクル法の関係で車検時にリサイクル料金を払うよということでございますして1万9,000円でございます。以下、出てきますがこういう形でございます。

財産管理事務、使用料及び賃借料10万2,000円でございますして、これは土地賃借料でございます。薬用試験場の西側でございます。それから、15工事請負費148万2,000円、旧薬用植物試験場ガラス温室解体工事でございます。先日の台風22号によりまして、ガラス温室2棟を解体し広場としたいものがございます。

庁舎管理につきましては、今修正がありましたとおり、保健福祉センターの廃止によりまして、庁舎発電機の移設工事を取りやめるものがございます。

秘書事務の1万9,000円につきましては、リサイクル料金でございます。

企画調整事務、これは報酬37万8,000円、旅費12万6,000円については合併の関係で不用になったものがございます。15工事請負費につきましては855万3,000円でございますして、サー

バー室の整備工事、これにつきましては新電算システムに対応するためのサーバー室の整備でございます。それから、新規基幹電算業務用庁舎内回線整備工事でございます。

それから、南伊豆計算センター負担金でございますが26万円でございます、5町村を人口分けしたものでございます。これは、南伊豆総合計算センター5市町村秘密保持契約委託料負担金でございます、現在NECと秘密保持の契約を結んでおりますが、他社へのデータコンバートを行う上についての負担金でございます。

次のページをお願いします。

交通安全推進事務で報酬が3万6,000円ほどは、交通安全指導員が10人から11人にふえたということでございます。

次に、選挙費でございますが、選挙管理委員会事務、報酬が6万円でございます。新任の研修費等を含んでおります。

3款民生費、社会福祉事業でございますが、扶助費を2,260万3,000円ふやしたいものでございまして、重度心身障害者の医療扶助費を500万円、これと母子医療の関係につきましては、12月1日から償還払いが自動償還払いになりまして、今まで申請主義であったものがすべて自動的に償還払いの形になるよということも含めまして、不足分を対応するものでございます。障害者施設支援費1,574万円、現在予測を立てておりますのは6,257万5,000円ですが、予算額が4,683万5,000円のため補正増をしたいものでございます。身体障害者更生医療給付費48万5,000円でございますが、これは8人の人工透析患者に対する見込み増でございます。身体障害者補装具給付費90万7,000円、これは車いす等の補装具の関係の不足分を補正したいものでございます。重度障害者等日常生活用具給付費、これにつきましては、たん吸入器等でございます30万円の必要額が見込まれますものですから、予算額20万を引いた10万円で計上したものでございます。それから、知的障害者医療給付費37万1,000円でございます、希望の里の知的障害者の関係の医療費を必要額を85万1,000円見まして、48万円の予算に対して37万1,000円と見込んでございます。

老人福祉事業でございますが、委託料が13万3,000円の減でございます。それから、償還金利子及び割引料401万8,000円でございますが、国県支出金の返還金でございます、これにつきましては食事サービス等の過年度分のもらい過ぎ分を返還するものでございます。

次のページの老人福祉施設事業でございますが、扶助費262万4,000円を補正増したいものでございまして、現在21人の入所者が老人ホームにありますが、不足額に対応するためのものでございます。

子育て支援事務、役務費 2 万1,000円、扶助費12万円でございます、これも先ほど申し上げましたとおり、自動償還払いに変わる、それから不足額について対応したものでございます。

災害救助事務でございますが、扶助費を500万円増したいものでございまして、台風22号で亡くなられた安田さんの弔慰金を条例に基づいて支給したいものでございます。

4 款衛生費でございます。保健福祉センターの建設事業を廃止したことによるものでございます。

それから、予防費、結核予防事務でございますが、報償費21万は1歳から4歳のBCG接種63人分の謝礼でございます。

環境衛生事業 3 万2,000円、旅費が 3 万2,000円でございます。

老人保健ヘルス事業につきましては、役務費を33万6,000円、住民検診管理システムバージョンアップでございます。女性の乳房X線撮影検査検診の結果を入れるような形にとったものがバージョンアップでございます。マンモグラフィーというような形が取り入れられるそうであります。

老人保健特別会計繰出金1,213万5,000円でございます、老人医療費の動向を見まして、14億7,000万円の医療費を見込みました。そういう中で、医療費につきまして市町村の町負担の割合であります現在は7.7%、これは過年度の終了分も含むわけですから5%から7.7%分の負担割合で計算した数字が1,213万5,000円ということでございます。

続きまして、老人保健医療事業でございますが、13の委託料43万2,000円でございます。これは資格確認、高額医療の共同処理委託等でございます。

清掃総務事務、旅費 6 万4,000円、焼却施設維持事業、役務費 1 万7,000円。

最終処分場維持事業、346万5,000円委託料でございます。焼却灰等処理業務委託料でございます、処理焼却灰、それからガラス等の関係でございます。3月分のみを計上してございます。群馬の民間会社へ委託をする考え方でございます。これにつきましては、ご承知のとおり17年3月で青野処分場が使用なくなるよという中での1カ月分を計上してございます。工事請負費400万円につきましては、一般廃棄物最終処分場整備工事でございます。青野処分場の覆土50cmの厚さで整正等を行いたいものです。

簡易水道事業でございます。負担金補助及び交付金が30万7,000円の減でございます、中木簡易水道補助金につきましては、これは全部3分の1補助でございますが、取水ポンプ場の整備の3分の1が33万3,000円でございます。大瀬簡易水道補助金が7万円の減ござ

います。石廊崎簡易水道補助金が57万円の減でございます。

5 款の農林水産業費でございますが、農業振興事業、工事請負費は92万2,000円でございます。まして、厚生省の跡地の中の倉庫を改修し、農産物直売施設としたいものでございます。それから、ガラス温室が22号で破損しました。その修繕費を12万1,000円盛り込んでございます。それからフェンス工事を盛り込んでございます。

農山村総合施設管理運営事務でございますが、使用料及び賃借料3万円、南上プール給水タンク敷地借地料でございます。5年間分でございます。

南伊豆郷土館管理運営事務、賃金25万3,000円でございます。臨時雇賃金でございます。12月から3月の土日等の雇い分でございます。需用費は5万円でございます。消耗品でございます。

6 款商工費でございます。観光振興事業でございますが、報償費3万6,000円、これにつきましては石廊崎灯台の公衆便所清掃謝礼でございます。岩崎産業所有のコンクリートブロックづくりの便所を使用、賃借できるという中で、管理、清掃する謝礼を計上したものでございます。

委託料257万1,000円でございます。これは緊急雇用の交付金を財源としておりまして、石廊崎灯台来場者調査委託料80万7,000円、山ツツジ公園ツツジ移植事業委託料176万4,000円を計上いたしました。

19負担金補助及び交付金につきまして50万円、この中身につきましては、みなみの桜と菜の花まつりにぎわい交流事業補助金でございます。三坂ツアーバス2台を借り上げまして、三坂、三浜方面の1泊2日のツアーを組みたいものでございます。

銀の湯会館運営事業、需用費10万5,000円でございますが、これは保険金で銀の湯会館の洗面台のガラスの修理を行いたいものでございます。

土木総務事務、9旅費でございますが4万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

8 款消防費、消防施設管理事務、役務費が1万円の減でございます。

消防施設整備事業、ここにつきまして2,333万5,000円の減でございますが、大型ポンプ自動車を購入したい申し出がございましたが、国庫補助金の不採択によるものであります。

災害対策事務99万3,000円につきましては、印刷製本費でございます。地域防災計画の修正を行いたいものでございます。これは、16年1月5日から注意情報が加わったため全体の見直しを図るものでございます。

9款教育費でございます。教育委員会事務、報酬5万4,000円でございます。教育委員さんの報酬でございます。学校訪問等でございます。

小学校管理事務、需用費が78万8,000円でございます。施設修繕料につきましては遊具点検の結果、遊具4個の修繕を行いたいものでございます。給食消耗品費12万円につきましては、食中毒対策として保健所の指導によりまして、食材中心温度計等を購入したいものでございます。

南中小学校管理事務、施設備品67万8,000円でございますが、給食室のガスボンベが使用に耐えられなくなったために購入したいものであります。

中学校管理事務でございますが、需用費が11万5,000円、これも遊具点検によりまして遊具の修繕の見込み分でございます。工事請負費42万7,000円につきましては、南伊豆東中学校の補修工事、イノシシ対策としてのネットフェンス27万と、南伊豆中学校の補修工事、これは高架水槽15万7,000円でございます。高架水槽の補修を行いたいものでございます。

中学校教育振興事務、役務費でございますが19万8,000円で、パソコン設定料でございますが、セキュリティサポート設定をしたいものでございます。

幼稚園事務でございます。需用費、施設修繕料、これは遊具であるアスレチックの修繕を行いたいものでございます。工事請負費については、南伊豆幼稚園補修工事以外通路の天井の補修を行いたいものでございます。

社会教育総務事務は、役務費が1万7,000円でございます。

図書館管理運営事務は、役務費が1万7,000円でございます。

生涯学習推進事業は、旅費が15万円減額でございます。講師に対する旅費でございます。

保健体育総務事務は、報酬が4万1,000円、旅費が9万4,000円でございます。

10款の災害復旧費でございます。漁港施設災害復旧事業でございます。需用費2万円、工事請負費444万2,000円の補正を行いたいものでございます。これにつきましては、漁港を施設として落居の漁港、子浦漁港が公共債の査定の結果、補正の増をお願いしたいものでございます。

すみません、13ページをお願いします。

2歳入、10款減収補てん特例交付金でございます。減収補てん特例交付金の確定、決定によりまして253万4,000円を補正増したいものでございます。これは恒久減税、先行減税等のものでございます。

11款地方交付税でございます。地方交付税につきましては48万6,000円を増やしていただ

きまして、普通交付税決定額16億8,034万1,000円に対しまして、15億1,447万4,000円としたいものでございます。プラス、マイナスしますと留保財源として1億6,586万7,000円が残る結果となります。

13款分担金及び負担金でございます。民生費負担金でございますが、老人福祉施設入所者徴収金でございます。老人ホームの入所者本人からの徴収金204万4,000円でございます。

15款国庫支出金でございます。民生費国庫負担金の社会福祉費負担金でございますが、身体障害者保護費負担金でございます。これについては2分の1分でございます、補装具、更生医療、日常生活用具でございます。69万6,000円を補正増したいものでございます。身体障害者施設支援費負担金でございます、19人の入所者に対する負担金でございます。805万5,000円でございます。老人福祉施設負担金、これにつきましては29万円でございますが、老人ホームの措置費の負担金でございます。

災害復旧費国庫負担金297万6,000円でございますが、漁港施設災害復旧費負担金3分の2の補助費に対するものを計上いたしました。

衛生費国庫補助金でございます。保健福祉センター関係の事業廃止に伴うものでございまして9,127万7,000円を減額したいものでございます。

消防費国庫補助金につきましては、大型ポンプ自動車の不採択による1,270万5,000円の減額でございます。

16款県支出金でございます。身体障害者保護費負担金34万8,000円でございますが、4分の1分でございます。身体障害者施設支援費負担金、これにつきましても県の関係で4分の1でございます。老人福祉施設措置費負担金14万5,000円でございますが、これについても4分の1分の負担金の増でございます。

民生費県補助金でございます。重度心身障害者医療費補助金でございます。250万円でございます、必要額2,300万円に対しまして1,800万円の予算額の2分の1でございます。児童福祉費補助金でございますが、母子家庭等医療扶助費補助金7万円でございます。災害弔慰金等補助金でございますが、4分の3の補助金でございます、375万円でございます。

商工費県補助金でございますが257万1,000円でございます、緊急雇用創出特別対策事業費補助金でございます。

県営事業軽減交付金、これにつきましても1,106万8,000円が決定いただきました。当初900万でしたので、その増分を計上させていただきました。

権限移譲事務交付金でございますが、これも県の決定に伴いまして8万9,000円を増額し

たいものでございます。

17款財産収入でございます。財産貸付収入でございますして8,000円でございます。風況調査周辺空地貸付料でございますして、風力発電の関係の調査のための町有地を1,000平米お貸しするものです。株式会社システムズでございます。

不動産売払収入につきましては、土地売払収入でございますして、これにつきましてはアイ・イー・シー414万円、それから町の所有だったわけですが不用の赤線につきましても2キ口ほど譲渡をしております。それから、立木売払収入でございますか、これは株式会社システムズでございますして、風況調査のための杉、檜67本の売り払いでございます。

21款諸収入でございます。雑入でございますして東京電力線下補償料、これは3年分でございますして311万4,000円、それから保育所連合会の見舞金2万円、それから町村有建物災害共済、これらについては具体的には保育所であるとか郷土館であるとか別館が22号の関係で罹災しました。その保険金を請求し、保険金は2分の1出るよということで33万円、町村有小中学校等建物災害共済につきましては、同じく22号の関係でございますして竹麻小と南上小学校分でございます。

過年度収入につきましては、民生費国庫負担金過年度収入でございますして、精算の結果、国庫の不足分が351万7,000円ありましたものですから収入されてございます。それから一部事務組合、伊豆つくし学園と伊豆斎場組合の過年度、前年度の精算の結果でございます。それから、南伊豆地区広域市町村圏協議会の負担金の過年度収入でございます。

22款町債でございます。衛生債については、マイナス2億4,000万円とさせていただきますした。

消防債につきましては、1,030万円の減でございます。

減税補てん債については、決定が3,950万出ましたものですから950万の増とさせていただきますした。

11ページをお開きください。

補正額の財源内訳でございます。補正額は、2億9,846万7,000円の減額でございますして、歳入歳出予算それぞれを48億8,283万円としたいものでございまして、補正の財源内訳は国庫支出金が7,846万5,000円減額、地方債が2億5,030万円減額、その他が281万1,000円増、一般財源が2,748万円の増となります。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 3点ほどお聞きをしたいと思います。

1点は、教育長にお聞きをしたいと思いますけれども、去る11月17日午後6時ごろ、南伊豆中の男子生徒が自転車に乗って買い物に出かけたところ、毛倉野の自宅付近で1メートルぐらいの棒を持った男に襲われ腕等に傷を負ったという事件がありましたよね。加害者は50歳ぐらいの長身の男性だったのかなというふうに書いてありますけれども、ここで学校側とすれば、いち早く対応して友達と一緒に帰ってくださいとか、1人で歩かないでくださいとか、大声を出して近くの人に呼びかけるとか、近くの家へ逃げ込むとか、帰宅後は外出を控えることとか、こういうことをまずはした。

これ私のところにファクスを流してくれた人がいまして、私も以前子供たちの、防犯ベルというんですか、かばんにつける、そういうものを町のわずかな負担金で済むんでしたらやってくださいよというようなことをしたわけです。事実、こういう事件が起きて、全国的にも例がありますね、殺人だとか。そういう中どういう対策をこの事件から小中学校とPTAと教育委員会とで話をされているのかというのを1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、36ページの商工費ですけれども、その中に13節委託料257万1,000円、この中の82山ツツジ公園ツツジ移植事業委託料、これが176万ほどのっているというようなことなんですけれども、これは緊急雇用対策事業の一環としてやりたいんだよということなんですけれども、私はこの間この山ツツジ公園を見に行ってきました。そうしますと、私もいろんな先輩の人たちの経験とか、あるいはいろんな人の意見を聞いた中で、ツツジが自然と共用して生きているわけですよ。その中を整備して、枯れているツツジが何本か見当たりました。

しかし、このことは山ツツジ公園を整備するのを私はこれに反対しているのではなくて、ツツジを全滅させてはいけないということの中から、専門家にもっといろんな意見を聞き、そしてアドバイスを受け、これが果たして移植していいものか悪いものか、その辺が私は問題になるかと思えます。お金をかけることが私は悪いとかということではなくて、あんなきれいなツツジを絶対に全滅させてはいけないわけですよ。そのために、果たして自然と共用して生きているツツジを人工的に手を入れていいものか悪いものか、この辺を検討してこういう事業を起しているのか起していないのかということをお聞きしたい。

それでもう1点は、今、災害の話が出ておりますけれども、台風22号10月9日の風災害について一報をというようなことで私のところにファクスが来ております。これは、南上のあ

る1人の人から来ているわけでけれども、思いつくままに記すというような形で町の情報の徹底を是非して考えてほしいと。

10月9日、思いつくままを記している。情報の弱さ、遅さにあきれられるばかりでした。こういうことが1つ。この風雨の強い中、通常の2回の放送では聞き取りにくかった、そして雨戸がしまっていたということの中でこういうことが出ておる。時間を置いて何回か放送をしていただきたかったということですね。そして、対策本部が設置されていたのか、広報車の出動があった方がよい、そういう対策本部が設置してあるんだったらあるような放送をしていただきたかったというようなことです、広報車を回して。

そして、町の状況が把握できるように地区、親戚、友人、知人、譲り合い、助け合いができる南伊豆町に全体が欲しかったと。それは、例えばここに書いてありますけれども、停電が南伊豆全体かと思っていたら下賀茂では電気がついていた。だから、下賀茂は電気ついていますよという放送があれば、自分のところでは水が出ないけれども、お米とかを持ってそこでといて炊かしてもらえば30分で済むんだと、そうすれば食べられるんだというようなことが書いてあります。

何か知らないけれども、南上だけが過疎に置かれているような非常に不満に思える、議員さんの一声でやっと放送は流される始末であったというようなことが10月9日です。そして10月10日に復旧のめどが、情報が弱いため把握できなかった。ポリタンク、ペットボトル、電池、ろうそく、店にはすべて品切れだったと。真っ暗やみの中で生活をしていた、そういうようなことも書いてあります。午後に給水を受ける、町では災害状況をどうして把握しているのか、どうして把握していくかということ。巡回をしているのかしていないのか、そういう放送を使っているだけでやっているのか。そして、東電の放送のみで、非常に大きな非常時ができたときにはどうするのか。

これ読むと、10月11日も3日間、停電、電話不通、テレビ、ラジオ、水道使えない。朝、銀の湯の開放を放送された。いろんなことがいっぱい書いてあります。こういう苦情は、確かに書いてあるとおりかなと私も思います。感じたことも私も事実であると。こういったことを私も後で総務課の方にお渡しはしますけれども、こういうことを今後気をつけていただきたい。そういうことをお願いをして、その辺の対策を今後どうしていくのかということを知りたい。この3点をちょっと答えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 毛倉野の件でございますけれども、その後も警察等にも連絡をとっ

てパトロールもしていただいておりますけれども、現時点でまだ犯人というんでしょうか、加害者が特定されていない段階です。ということで、一応地元の人ではないというようなことがほぼ、見た人たちがそのような証言をしておりますので、よその人が入り込んできてそういうことをやったのかというような認識でございます。

子供たちの安全対策の中でも、校内での対策はいろいろ立てておりますので、通学途上とか、あるいは家庭に帰ってというようなことにつきましては、各学校長と私の方でいろいろ協議をしておりますけれども、現時点では集団登校で対応している学校とか、いろいろ学校の事情に合わせて学校長を中心に対策を立てているということです。防犯ベルもすべての小学校が保護者会を開いて保護者に防犯ベルの所持を勧めたと、そして希望をとって持たせるというような形をとっているということで、今のところ400名の生徒のうち百数名は持っておるということでございまして、教育委員会として防犯ベルを公費で与えるということまでは考えておりませんで、保護者の負担になるということでそういうことを勧める、あるいはあっせんをするというふうな形で対応しておりまして、南崎地区は幾分地区の方も補助していただいているようで90%ぐらいの子供たちが所持しているところでございます。その次に多いのが南中地区でございます。そのように、学校で地域の実情に応じて対応しているところでございますが、まだまだ十分とは言えませんので、引き続きまた学校側が中心になって保護者会で働きかけをしたり、あるいは防犯ベルのあっせん等も再度していくような形で今指導しているところでございます。

ついででございますけれども、この1週間、毎日のように東伊豆地区、下田地区を中心にそういう被害がありまして、そのたびに学校関係に連絡をして子供たちの意識を高めたり、あるいは対策をとれというようなことを指示しているところでございます。特に、多い例としましては、女子生徒が車の中へ引き込まれると、高校生とか中学生の若い女子が引き込まれるという事件が東伊豆町を中心に3件ほどこの近辺で起きております。

それからもう一つは、やっぱり詐偽まがい子供たちを脅してお金を振り込めというふうな、おれおれ詐偽のような形が子供たちの中にも来ているというようなことも、賀茂地区内でも最近起こっているというような状況で、子供たちの安全を取り巻く問題は本当に厳しい状況にあると、そういう認識で対応を図っているところでございます。

10番（渡邊嘉郎君） 教育長、ありがとうございます。

本当に次世代を担う子供たちで、本当に大事な子供たちです。親御さん方はもちろんですが、町にとっても本当に大事な子供たちですから、行政と学校側と連携をとり、そう

ということをもっともっと強化をしていていただきたいということを1つだけ要望しておきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 山ツツジ公園のツツジ移植事業委託料の件、議員ご指摘の山ツツジは町の財産ということで、これからも大事にして育て、観光的にも利用していただきたいなという部分で、確かにあれだけの群生している部分は県内でもほとんどないそうです。そういったところで、専門家に私どもこれからの管理方法とか、あるいは現在の生育環境とかの指導を受けています。ことしの7月20日、静岡県の林業技術センターというところの専門家の方がいらっしゃいまして、現地調査がありまして、そういった生育環境調査をしていただきました。

結果として、報告書もできているんですけども、ほかの山ツツジの群生地との比較についてという部分で、当町の山ツツジの現状は本市の生育環境として特に不適切であるとは考えられないということです。今の生育状況なんですけど、極めて葉っぱが少ないということで、各固体の生育状況は良好といえず、下枝が少なく上部の枝にわずかばかりの葉がついているということです。これについては長年、草原の草刈りが行われずに、草の中に埋没して生育していたのではないのか、そういった部分で日照不足により幹の中部から下の部分の葉を維持することができなくなっているのではないのか。

もう1点、枝が枯れ上ったという部分、もう一つは上部の枝という部分も、つるとかそういうものに覆われて成長が阻害されて葉っぱが少なくなるということが推察されるという結果です。あと、つるの植物による成長阻害という部分で上部の枝の枯れ上がりが生じているという結果が出てございます。

本年度は歩道整備をやっているわけですけども、その前にそういったものを見ていただいた結果、歩道の開設に当たって支障となる部分が当然出てきます、歩道が通りますから。この群落は6,500ヘクタールと該当の全域に生息しているという部分で、群落全体への影響は本当に小さいものです。ところが、遊歩道の延長が長いということで、支障となるものも相当数にのぼるという部分で、それらを生息密度の低い場所へ移植しなさいという分、その分は工事の中で移植は考えております。

これからの管理方法として、年間を通じて管理をしなければならないという方向も出されていて、非常にお金と日数がかかることなんですけど、今から提案している部分は、歩道の部分ではなくて、ほかの全体の部分で、密集している部分と非常に少ない部分とかござい

ます。そういった部分の密集している部分をあいている部分に移植というふうな提案はしていますけれども、ほかにも年間を通じての草刈りとか、つるの除去とかという部分も4月ぐらいにやった方がいいのではないかとか、あるいはそういったものは年2回ぐらいした方がいいとか、あるいは肥料もまいてというような、草刈りがある程度やっている部分はなかなか枯れないということで、幹の回りの部分を外刈り部分をして、そこに肥料もまく、そういったようなご提言をいただきまして、今回とりあえず緊急雇用で176万ほどございますけれども、そういった密集度の部分が高いところからあいているところに移すということを全体的にやりたいという部分で提案はしております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ありがとうございます。

課長ね、本当にいろんな調査をして、その中でもってこの事業をやる、これ業者に頼むんですか、専門業者に頼むわけですね。

ただ、私どもは、これはいけないことなんですけれども、私が自然のツツジを自分の庭にやりますよね。そうしますと、どうもうまくつかないわけです。だから、素人が果たしてやっていいのか悪いのかという、そこらもちゃんと指導を受けて、そういう中でもって私は専門業者に頼んでですね、遊歩道はいずれにしましても、そういうような形のものを私はしておられるのかなということがちょっと懸念されたものですから聞きたかったんです。だから、できれば専門家に聞いて、そして専門家に頼めるものは頼んだ方が私はいいと思います、これだけの予算をかけるんですから。そういうことでお願いしておきたいと。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 台風の関係、あるいは停電等の関連につきまして、いつも同報無線、そういった広報の対応について皆様におしかりを受けておるところでございます。そういう中で、同報無線も万能ではございませんで、風が強い、あるいは場所によっては難聴がある。そういう中で対応に苦慮しておりまして、例えば停電の場合で申し上げますと、東電自体がまず原因がわからない、場所がわからない、そういった情報が僕らとやりとりをしているわけなんです、その間に住民からの電話の対応、この辺、行政報告でも書かせてもらいましたが、非常に行政として無力感を感じているところでありまして、日常生活に大変ご苦労かけたと思っております。ライフライン、あるいは電力会社、あるいは断水、今回はそういったことになったわけですが、これも初めてのことでないんですが、情報収集、また収集方法につきまして、円滑な対応ができるような形で検討していかなければ

ならないと思っている部分です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 総務課長ね、ぜひ、老人のひとり暮らしやヘルパー、そういう介護にかかっている人たち、耳の悪い人も足の悪い人もおられるでしょう。そういったことの中から、やっぱり隣近所に声をかけていただくというような方法も町の方からお願いをしておく。いろんな対策を今後講じていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 渡邊議員と関連ですが、教育長にお伺いしたいと思います。

今の毛倉野地区の不審な行動なんです、竹麻地区において私も会ってるんですが、やはり1日に3回、これは凶暴性がないといえない、あるといえばあるんですが、日中3回朝、昼、晩と天気のいい日にこうもり傘を3本、2本抱えて、日中に懐中電灯を持って毎日1日3回歩いているんですよ。それから、うちの横を通りまして弓ヶ浜大橋を渡って、それから土手沿いに来てるんですよ。それで過去に警察等に連絡したのか知らないですけども、名前はちゃんと知らないんですが、その奥さんがその人に持っているこうもり傘でつつかれた、私はけがの程度はわかりませんが、1件ありまして、つい2週間ぐらい前に、やはり土手を散歩している人にこうもり傘を、どうしたのか知らないですけども、その原因は何でそうなったのか知らないんですけども、振り上げて危うく刺されそうになった、それで警察へ連絡して駐在所長がすぐ自転車で追っかけて、その現場はつかまえているんですよ。

私も、時々散歩しているんですが3回会うんですよ。それが、本当にこうもり傘持っていないことはないんですよ。3本のとくと4本のとくと持って、あの大きい懐中電灯を持って歩いているんですよ。この人はわかっているんですよ。毛倉野の場合はまだわからないと言っていますが、この人は私も顔を知っているわけです。いろいろ突き詰めたんですけども、その家も知っているんです。この前、所長のところへ行っているいろいろと相談して、どうするんだということで、どうしようもないな、パトロールだなということなんだけれども、その点についてね、竹麻小学校の方は3回毎日歩いているんですよ。トレシャツ、トレパンですか、上下やって。そういう点で、ただもとはアルツハイマー的なもので、本当に何もしなければいい、素通りする分には何でもないですが、声をかけると何かやるのではないかなという中で、これアルツハイマーですよ。私はそう思っています。これはもうわかっていますので、事故が事実2回あったわけですから、その辺のところまた調べていただきたい。それ関連で

すので、事故が起こって相当のけががなかったからいいんですが、あったかもしれませんので、これを早急に関連で質問させていただいたわけでございます。

そして、予算について2点ばかり聞きたいんですが、24ページの財産管理事務の工事請負費で148万2,000円、これ旧薬用のガラスの2棟部分の解体ですね。

それと、あとの34ページに農業振興費の中で農産物直売92万円、この中にも温室ガラスの補修が入っているわけですね。それと、今私が余り長いと申しわけないんですが、あそこに温室を2棟壊して、1棟分は今の農業振興費の中でやりたいという方向なんでしょうけれども、2棟壊した分について、私が初日に質問したとおり、壊した後をやはり駐車場でまたずっと置くんじゃ、あれだから、一刻も早く計画を練ってもらって何かつくるといような方向でいったらいいと思いますが。企画課長、何か不思議な顔してるんだけど。

以上です。金額の点についてはいいですよ、私は、内容がね。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） この24ページの旧薬用植物試験場ガラス温室解体工事におきまして、全部でガラス温室が4棟あるかと思いますが、4棟のうち2棟は非常に頑丈な鉄骨でつくったものだと思います。これは立派なものでございまして、それは農林の方で補修をすると。それで、そういう中で古い2棟、これは真ん中辺に当たりますが、この古い棟につきましては二度目なんです、やられているのは。そういう中で、鉄骨が作りも古くなっておりますものですからそれを解体し、そこを駐車場、あるいは広場的に利用したいなということで提案させていただきました。

11番（石井福光君） わかりました。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございますか。

保坂好明君。

1番（保坂好明君） 補正予算の歳出について、2件ご質問します。

まず4款、ページ数で32ページです、2項2目の最終処分場維持事業、これの委託料、これの単位費用を教えてください、それが1件です。

それから2点目は、次のページ34ページ、これも先ほど石井議員も申し上げましたが、1項3目農業振興事業の直売所の件ですが、これをどのような形で、また将来展望も含めて簡単にご説明いただければなと。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 最終処分場の焼却灰の質問ですが、これにつきましては群馬

県の草津町へ運搬します。これにつきましては、近隣では下田市、河津町も現在運搬しておりますが、この会社の概要は、本社が埼玉県、株式会社ウィズウェイストという会社です。この説明は以上ですけれども、もっと詳しくはよろしいかと思いますが、単位費用はトン当たり3万5,000円に消費税をかけたものです。それが80トンになります。と言うのは、今後3ヶ月ありますもので、1ヶ月を目標としておりますが、若干多く80トン来ております。そうしますと294万円。それでその次にカレットというガラスの瓶を割ったものがございます。容量は少なくなるわけですが、これを運ばせてもらいますが、これが5万円、10トンの予定をしております。これ消費税を掛けて52万5,000円です。それで、計364万5,000円になります。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 薬用試験場の農産物直売所の関係についてご説明させていただきます。

おとといの石井議員の方の一般質問の中でもありましたけれども、玄関入って右側の薬用試験場のときに倉庫で使われていた一部2階建て150平米の倉庫がございました。そこを農業振興会が中心になって農産物の直売等を土地の緊急活用ということで南楽さんの隣でやっているものを移転した中でやっていこうということで、農業振興会の方で六、七名ほどで役員を決めまして、12月11日の土曜日に熱川から河津、松崎、下田と約9つの朝市直売所を視察してきました。

来週早々にでも直売所をやるにつきましては、今後、手数料をどうするか、集荷方法はどうか、あるいは売れ残ったものはどういうふうに対応していくのか、売り手をどうやって確保していくのかと、いろいろ考えなければならない点が多々ありますけれども、2月5日の桜祭りまでにはあそこに移設して、微力ではありますが、農業振興の一役になるような形であそこに立ち上げていきたい。

その後、予想の段階をまずつけていきたい、軌道に乗ってくるまでにどれだけかかるのか、農業振興会ばかりではできません。あるいは商工会、あるいは観光協会等の品に入っている組合員の方々の品々も集めた中で、直売所が来る人に夢を与えるようないい直売所にしていきたいのと、当然漁協の水産物等も将来的には入れながら考えていく。過疎自立計画の中にも平成19年に山村振興で直売所をあそこにやりたい、加工所もやりたいというような計画になっておりますので、いきなりすばらしいものはできないと思います。かなりの努力が必要だと思っておりますけれども、そういった形でやっていきたいというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 今の件で、農業振興会が中心でやっていくということなんですけれども、将来ずっとそういう形態をとるおつもりですか。それとも、助走をつけてと、ある程度の期間、農業振興会が中心となって、またそのほかに例えば団体とか民間等もありますから、将来的には形態を変えるのか、その辺だけお考えを聞いておきたい。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 当面は、農業振興会でいきたいと、余り頭が多くても初めの助走が上手にいかないと困りますよということです。将来的にはどういうふうな形になるのか、多くの団体を取り入れた中で活性化を図っていききたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 課長、下田の梓大変反響がいいと、盛況しているというようなことを聞いております。あそこも、たしか売り子さんはご近所の農業関連の方が入っているような話を聞いているんですけれども、やっぱり売り子さんが非常にこの場合は運営を大きく左右しますので、それにはいろいろ審議の上で人選をするように、これは要望して私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2 番（清水清一君） 17款、19ページでございますけれども、財産収入がございます。アイ・イー・シーに赤線の売却ということですが、このアイ・イー・シーにつきまして単価はどのくらいで、どういう理由で売られたのかという形を聞きたいと思えます。

それと、あと商工費の方でございますけれども、36ページの石廊崎灯台来場者調査という形でありますけれども、それはどこに委託されるのでしょうか。その2点だけお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） まず初めに、総務課長。

総務課長（小島徳三君） 土地売払収入のアイ・イー・シーの関係でございますが、これは加納地区の圃場整備をやりましたときに、あそこの今現在あるアイ・イー・シーの建物の川側がもとの農地でした。農地の中で、町へ換地の結果譲与になったわけです。土地としてそのままありました。そういう中で、実態は変わっております。長い歴史はあるんですが、そういう中で隣の温泉公園のところちょうど整備をされています。ちょうどその売買実例が、実例がありましたものですから、そこと批准しまして平米3万8,000円で売っております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 議員の石廊崎灯台来場者調査の委託先はどこかというご質問、これも緊急雇用の補助金をもらう関係で、私どもとしては一応シルバー人材センターへの委託を考えております。時期的には、1月から3月までというふうにも考えております。

議長（齋藤 要君） いいですか。

ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

梅本和角君。

6番（梅本和角君） 保健福祉センターの建設事業の減額修正の件について、この保健福祉センターは高齢化社会の中で非常に有益な必要な施設である。そして、賀茂郡下にはないのは南伊豆町だけである。それと、これはもう3月の時点で補助金がついている。この1,000万円の補助金を返すことによる国県に対する本町の影響、こういうことを考えたときやはり減額修正はすべきでないとして反対討論といたします。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 減額修正に対して賛成の討論を行います。

議会は、6月議会で合併協議会の議案を否決した直後から、行財政改革委員会を取り組んでまいりました。この中では、合併問題がありながらも南伊豆町がその生活を守るために自立で踏ん張っていく、そのための方策を検討していくものでありました。

同時に、この間国の財政事情は、平成12年度の交付税をピークにして、基準財政需要が大幅に見直しをされて減額になってきている。こういう中で、この建設事業も含めた精査がしっかりと行われていない、そういう中で行政が進んできた。私たちは、行革委員会の中でこうしたことを見直しをして、当初予算についてもこれを精査して、そして自立のためにどのようなまちづくりが必要かということを経済の裏づけをもって検証してまいりました。そうした結果、過疎債の問題も含めて新たな大きな建設事業については、まだまだ三位一体の改革で交付税の問題で見通しが無い。今年度に関しても、普通交付税、保育所措置費が国庫補

助から交付税算入されたことで500万、総体としてはプラスになっているように見えますが、普通交付税の今までの額は大幅に減額をされている。こうした点から、きちんとした財政見直しをしてやっていく必要があるということが1点であります。

同時に、当初の計画で提出された町長の施政だより、これは一般質問でも明らかにされましたが、合併を推進する、邁進するに当たって、町はこうした事業も含めてやっていくと3年したらつぶれる、やっていけないということのみずからの言葉で大野良司氏、あるいは議員の梅本氏を中心とするメンバーと一緒にやっていったという言葉が一般質問に対する答弁で明確に言いました。

このグループが出した10月14日のチラシでは、確かに今まで合併しなければやっていけないと言ったにもかかわらず、それは保健福祉センターなどの工事をやったらやっていけないかもしれないけれども、それでいいのか、こういう問いかけすらしている。私たちは、こうしたことをすべて含みながら、保健福祉センター事業は必要であっても財政が好転していく、そういう施策をとった上で展望する、だからこそ過疎計画にはこの趣旨の文書は残しながらも、実行段階に対してはその財政状況を見ながら検討する、過疎計画の5年の中にはこれを入れていることを明記しました。

ちなみに、南伊豆町は保健福祉センターはありませんが、国民健康保険の1人当たりの額については、賀茂郡下では多い方の中ではありません。しかも、介護保険の1人当たりの額についても多くありません。一層保健福祉の衛生事業、そして介護事業のソフト面にむしろ予算を厚く、そして執行していけばこうしたものをすぐ箱物をつくらなくても十分耐えていける、そういう余地があるということで修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第92号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）は、修正案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第92号議案は修正案のとおり可決されました。

ここで、35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議第93号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第93号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第93号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、医療費の実績から入院医療費等の増高を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を2億1,833万9,000円増額し、医療支給費を243万5,000円減額するものです。また、それに伴う歳入として医療費交付金1億4,310万2,000円、国庫負担金を4,853万2,000円、県負担金を1,213万5,000円、一般会計繰入金を1,213万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,590万4,000円を追加して歳入歳出予算額を14億9,230万5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 飯泉 誠君登壇〕

住民課長（飯泉 誠君） 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、内容を説明いたします。

歳出の11ページをお開きください。

3歳出、1款医療諸費、1項1目医療給付費、医療給付事務で2億1,833万9,000円の増でございます。これは、社保分として1,647万円、国保分といたしまして2億186万9,000円あります。

2目の医療支給事務でございます。243万5,000円の減額でございます。これは、現金支給分の医療支給費でございます。

提案理由で申し上げましたけれども、15年度の決算を見ますと1人当たりの医療費は58万7,642円であります。14年度と比較しますと、約2万5,000円上昇しております。14年10月の法改正になりまして、受給対象者は若干減少しておりますが、受給率の入院は7.4%増で入院外は1.59%減となりました。診療費では、1件当たりの入院費は4.88%増で入院外は0.53%減であります。16年度におきましても、入院費の増高は月を追うごとにあらわれてきましたものですから、当初の推計値を上回ることが見込まれ、入院費を考慮し、再精査して今回補正させていただくものであります。

歳入の7ページをお開きください。

1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金1億4,310万2,000円、支払基金からの医療費の交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、1国庫負担金4,853万2,000円、国庫負担金の医療費分でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金1,213万5,000円、県の医療費分の負担金でございます。

次のページの繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金1,213万5,000円、一般会計繰入金でございます。

6ページにお戻りください。事項別明細、歳出で説明いたします。

今回の補正額は2億1,590万4,000円、補正額の財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金が6,066万7,000円、その他といたしまして1億4,310万2,000円、一般財源といたしまして1,213万5,000円でございます。

以上で、内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第93号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決されました。

議第94号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第94号 平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第94号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128万

9,000円とするものです。

補正内容につきましては、土地売買にかかわるものでありまして、建設中の青野大師ダムが平成17年度完成の予定で、そのダム湖の水位等の管理を下田土木事務所から遠隔操作で行うため、レーダー等建設の用地として本財産区の所有地の譲渡を求められたことにより、歳入歳出予算にそれぞれを補正したいものです。その位置は、ダム湖の西側の稜線で山林400平方メートルを静岡県に譲渡したいものです。

どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第94号 平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決されました。

行財政改革特別委員会調査報告について

議長（齋藤 要君） 日程第12、行財政改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 委員会報告を求めます。

行財政改革特別委員会委員長、藤田喜代治君。

〔行財政改革特別委員会委員長 藤田喜代治君登壇〕

行財政改革特別委員会委員長（藤田喜代治君） それでは、行財政改革特別委員会調査の報告を申し上げます。

行財政改革特別委員会は、全議員が委員となり、平成16年7月15日の第1回を皮切りに、平成16年12月9日まで毎月2回ずつ計12回の開催をしてまいりました。お手元に配付された報告書は、全委員が知恵を出し合い、努力と研究を惜しまず作成されたものであります。当委員会としては、この報告書が南伊豆町発展のために大いに寄与することを願っているものであります。

調査報告書は膨大でありますので、改革の目標と基本理念の朗読をもって報告とさせていただきます。

南伊豆町行財政改革の推進。改革の目標と基本理念。目標「小さくとも輝けるまち みなみいず」の創造。

現在、地方自治体に求められていることは、急速に発展する高度情報化時代へ柔軟、適正に対応することや経済構造の変化、少子高齢化の進行、環境問題など社会環境は著しく変化しており、その流れに対応するための簡素で効率的な行財政運営を行うことが課題であり急務です。

そこで、地方分権の推進に伴い、住民に身近な基礎的自治体の「自己決定・自己責任の原則」に基づき、多様化する行政事務や住民ニーズへの的確にこたえるため、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方を取り入れ、町民の皆さんと役割を分担し、ともに改革を進め「小さくとも輝けるまち」を目指します。

そして、聖域や例外を設けることなく、外郭団体等の関係事務も含めて、南伊豆町の全事務事業と組織、機構、人事、財政運営等を対象に総点検を行い、職員1人1人の意識を改革し、能力と意欲を高めるとともに町民の皆さんとの協働により改革を推進し、常に行政評価等による見直しと行財政改革の有機的な連携を図りながら日常的にその改善に努め、総合的な見直しと改革を継続して行い、少人数でより簡素で効率的な運営ができるよう努める。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 委員会報告は終わります。

委員会報告に対する質疑は、全員が委員でございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

梅本和角君。

6番（梅本和興君） 反対討論をいたします。

南伊豆町行財政改革を検討することについては反対する理由はありませんが、提案内容については納得をしかねることが多く反対の討論をいたします。

まず、歳出から疑問点を述べます。財政シミュレーションにおいて、老人健康保健や国民健康保険、さらに介護保険への繰出金をほとんど変化ないものとして計算されています。しかしながら、今後予想される高齢化の中で繰出金が増額していくことは自明のことであり、そのような検討がなされるべきであります。

次に、普通建設事業費であります。平成17年度以降は大規模な施設建設は行わないとして、平成17年度以降は4億円、平成21年度以降は3億5,000万円、平成27年度以降は3億円としています。しかし、あと8年後、平成24年ごろには一般廃棄物焼却場が耐用年数を迎えます。これに対する普通建設事業費は、3億5,000万円程度では対応できないと考えられます。想定される普通建設事業費が何かを示すこともなく、ただ単に事業費を示しても、果たして町民の理解が得られるのでしょうか。私は、理解することは得れないと考えます。

また、平成24年、先ほどと同様に8年後であります。耐用年数から共立湊病院の建てかえが具体的になります。これに対する対応がなされていません。補助金が急激に増加することが想定されます。また、維持補修費であります。南伊豆町が単独で平成19年度から電算システムを稼働させた場合4億円程度のリース料が予測されますが、この点の計上がなされていません。

最後に、人口の増加と産業の活性化、行政改革の目的にしていますが、この点の手当てが財政シミュレーションでは反映されていません。以上のことを実現するために、職員給与の削減を含む経常経費削減をもっと削減し対応すべきであること、それを町民が期待しているものと考えます。確かに当町の職員給与は、ラスパイレス指数から考えれば県下で最低ランクであり決して高くはありませんが、当町の財政規模を考えた場合、やはり単独を選ぶ以上は検討すべきことではないでしょうか。

次に、歳入についての疑問点を述べます。

起債であるが、財政シミュレーションによる地方債が平成17年度から平成19年度までは臨時財政対策債の2億5,000万円を見込み、4億円の起債を想定しています。平成20年度は、臨時財政対策債がないのに3億円の起債を想定しています。そうすると、平成20年度の起債は臨時財政対策債を抜きにした場合、単純に考えると倍の起債額になります。この点の説明があいまいであり、当局や町民に十分な説明責任があると考えます。

先ほど歳出のときに述べましたが、平成24年、8年後に想定される共立湊病院の建てかえのための補助費の増加や一般廃棄物焼却場の建設財源を手当てするための積立金が一切考えられていません。このままだと、将来、財政破綻が想定されます。さらに、将来は地方税や使用料、手数料の負担増が想定されますが、一切考えられていません。

長野県の栄村の「小さくとも輝く栄村将来像モデル」では、主な見直し計画で固定資産税等地方税を見直すことにより4,400万円の増収が考えられるとしています。当町においても、この点の検討が必要であると考えます。

最後に、財政シミュレーションの前提条件の中に、議員定数を平成24年から10名とするとあるが、なぜ平成24年なのか、この点の説明が十分になされていません。また、常勤特別職の報酬を平成17年度から20%削減すべきとありますが、削減すべきと提案しながら議員報酬は平成17年度から10%だけ削減する、この理由が説明されていません。なぜ10%なのか。これは、議会が提案者である以上は、少なくとも常勤特別職の報酬の削減と同等にしなければ、今後町民に負担を強いることが予想されることから考え、町民並びに行政当局の理解を得られないと考えます。

財政運営が厳しいから普通建設事業費を縮小し廃止するのではなく、経常経費の削減が可能なものはほかにないかを検討し、あるなら削減して必要な事業費に充当すべきであると考えます。私見を言えば、行財政改革の実現のためには、議員報酬50%を削減することもいとわない、それほどの決意が議会にあるのだとの覚悟を示すことが、議会が町民の信頼を得ることにつながるものだと考えます。

また、議員報酬50%を削減することにより、先ほど健康福祉センターの減額修正をいたしました。健康福祉センターの建設が容易なものと考えます。必要な施設であるとの認識があるならば、議員報酬50%を削減しても実現すべきものであると考えます。

以上、反対討論といたします。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 提案に賛成の討論を行います。

行財政改革特別委員会の調査に関しては、すべての議員が構成委員になって、すべての議員がそれぞれ出された案も含めた討論を行ってきた結果であります。もちろん、こうしたことを通じて異論が出ることも承知のとおりであります。しかしながらこの間の流れというのは、一方ではこのままの状態では町は3年でつぶれてしまう、南伊豆町はやっていけないということを執行者を初め、一般質問の討論でもありましたように、このままでは町はやっていけないということを町長、大野良司氏や議員の梅本氏と一緒にチラシを配った。この中では、やはり健康福祉センターを初めとした事業をやったら町がやっていけなくなる、そういうことをしないで自立の道をするならばやっていけるのであろう。こういうまさに住民を欺く手法で、しかも明確な財政シミュレーション、単独でやったらどうなっていくのか、合併したらどうなっていくのか。こうした、本来当局が専門職として常勤職として住民に正確な、正直な情報を提供してしかるべき問題でありまして、こうしたことが何らの責任も果たされない中で私たちは自立をする道のためにこうした計画、財政シミュレーションもそうしたことは初めての手段でありましたが、こうしたことを積み重ねてきました。

このシミュレーションの中では、将来の見通しに関して、交付税の要素に関して不確定要素が多々あります。臨時財政対策債のものについても不透明要素、この間の経過からも多々あります。こうしたことから、シミュレーションのあり方自体も単年度ごとでその年度で繰り越しを出してもこれを繰入金に次年度に入れない。こうした、いわゆる安全装置をつけて将来の事業についても検討の余地を残していくということでもあります。

同時に、一般廃棄物最終処分場などについては、町長の説明も含めてこの間の議論ではエコセメント事業に対して小規模の施設で十分対応できるという問題、共立湊病院の建てかえ問題では、私の入っている共立湊病院の組合では、現時点、町村の財政状況からして議会議員は建てかえは検討するのはとんでもないことだという、総意に近いものが議会の中で形成されつつあります。

今、地方財政が国の動向によって圧迫されている中で、自立で住民の生活を、最小限の生活を最大限これを守っていく、このために大規模な建設事業をひとまず我慢して生活をバックアップしていく、そこが何より町政にかかわってやっていくものの責任であります。議員もこの問題に関して含めて、費用弁償を一切とらずにまさにボランティアでやっていっているのがこの間の特別委員会のあり方でもあります。

私は、こうしたものに対して当局に提言するわけですが、執行するのはあくまでも執行権

者である当局者であり、ぜひこうしたものに対して不十分さを指摘されることもプロの面からあろうかと思えます。ぜひともそうした点からいっても、本職である執行権者163名の常勤職員を抱えて、膨大な資料をもって日々財政も含めた町政運営をやっている、その執行権者が新年度を待たずに財政の組み替えをしていく中で財政のシミュレーションを明確に出すように、あえてこの場からも提案をしていただきたいということを申し述べながら、賛成の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第4号 郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書を議題といたします。

本案は、渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それでは、郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書の説明をさせていただきたいと思えます。

現在、政府の経済財政諮問会議において、郵政民営化を前提に「郵政民営化に関する基本方針の骨子」等々の論議がされているところであります。

郵政事業は、全国2万4,700の郵便局ネットワークを通じ、郵便、貯金、保険の3事業の各種サービスを山間・離島なども含めて全国あまくねく公平に提供し、国民生活の安定と福祉の増進に大きく寄与しております。

郵政事業は、昨年4月1日に日本郵政公社としてスタートし、各種サービス改善と効率的経営に取り組んでいるところであります。

郵便局は身体の不自由な方などに対する郵便物の料金免除、青い鳥はがきの無料配布、災害等における救助小包の料金免除、社会福祉事業に対する寄附金の払込料金の免除、お年玉年賀はがき等寄附金の配布、国際ボランティア貯金制度等福祉サービスの向上施策を行っています。

また、国民の皆様から預けられた郵便貯金や簡易保険の資金は、財政投融資の主要な財源として学校、道路、公園、下水道等、国の予算では賄い切れない社会資本の長期安定的な整備資金として、我々の暮らしの身近なところで広く役立てられています。

これらは、真に国営の3事業一体の郵政公社だからできることと考えます。このように郵便局は、コスト高となる離島や山間地であっても都市部等の地域と同じ料金で同じサービスが利用でき、かつ税金からの補てんもなく、郵便、貯金、保険の3事業を一体として効率的に運営されており、地域住民の身近な国の窓口機関であります。

ところが、郵政事業民営化により、収益性の高い都市部に事業が集中し、採算性の少ない地域においては料金格差が生じるとともに、不採算地域の郵便局の廃止等、地方の切り捨てにつながり、地域住民に大きな影響が生じてくることは明らかであり、大きな不安が生じます。

したがって、郵政3事業の果たしている公共的、社会的役割にかんがみ、今後ともより一層の効率化、時代の要請に合わせたサービスの提供をしていくよう努力していくとともに、地域住民の生活インフラとして「郵便局ネットワークとユニバーサルサービスを堅持」し、より一層地域住民の生活インフラのセーフティネットとしての役割を果たすよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎。

以下、記載のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第5号 北方領土問題の早期解決に関する意見書を議題といたし
ます。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいまより、北方領土問題の早期解決に関する意見書の説明をいた
します。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願である。

この北方領土問題については、平成5年10月の東京宣言において、領土問題解決に向けての新たな交渉基盤が確立され、平成15年1月に採択された日露行動計画において、北方領土の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、日本・ロシア連邦両国間の関係を正常化すべきであるとの決意が確認されたところである。

よって、国においては、国際世論の喚起に一層努めるとともに、北方領土問題解決のための交渉をより精力的に進め、一日も早く北方領土の返還を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見提出先、衆議院議長、河野洋平。

以下、記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 賛成なんですけど、一言つけ加えさせていただきたいと思います。

北方領土問題は、第2次大戦の敗戦処理にさかのぼって考えるべきでありまして、領土拡大を決めたヤルタ協定、ポツダム宣言の趣旨に反してスターリンのソビエト連邦がこれを横取りした。そもそも歯舞、色丹は、北海道日本固有の領土だ。同時に、こうしたヤルタ協定、ポツダム宣言をじゅうりんしたり、一方で日本の政府がサンフランシスコ条約の際に、千島列島を放棄するというとんでもないことをやってしまった。

私は、やはり北方領土返還の問題では、カムチャッカ半島から下の千島列島返還を正式な議題としてさかのぼって、いわゆる筋とよりを戻して交渉をすべきだということが極めて大

事だということをあえて申し述べて、こうした問題の解決を図っていくということに寄与していきたいということでもあります。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第6号 治山事業（公共）の国庫補助負担に関する意見書を議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、治山事業（公共）国庫補助負担に関する意見書の提案説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

我が国の地形は急峻で、梅雨や台風の時期に集中豪雨などの被害を受けやすい条件下にあり、荒廃した森林の再生等を通じて山地災害の復旧等を行う治山事業は、国民の生命と財産を守り、豊かで安心のできる国土を形成するために必要不可欠な事業であります。

治山災害が発生した場合、応急的に災害関連事業を実施しますが、その後の復旧及び災害

防止は治山事業により行われており、これは一体的に行うことが不可欠です。

折しもことしは、集中豪雨、台風などによる災害が多発していますが、災害の発生は年ごと、地域ごとにばらつきが大きく、財政事情等に左右されることなく、広域的な観点から災害の発生状況に応じた機動的・集中的な治山事業の実施が不可欠であります。

先般、地方6団体から提出された廃止して移譲すべき国庫補助負担金リストにおいて、災害復旧のための事業については廃止移譲の対象外と位置づけられているにもかかわらず、補助治山事業のすべてが廃止移譲対象となっているところであります。

また、地方交付税等による確実な財政措置が前提となっているものの、その後の議論を見てもそうした処置が行われるか不透明な状況となっております。補助治山事業を廃止した場合、地域の財政事情によって事業の進捗が滞り、地域住民を初めとした国民の安全・安心が確保できない事態を招くことにならないか大いに懸念しているところであります。

このため、このような重要な国土保全施策である治山事業については、引き続き国と地方が連携し、現行制度のもと、災害の発生状況等に応じて機動的に実施されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書提出先、内閣総理大臣、小泉純一郎。

以下、記載のとおりであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第7号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を議題といたします。

本案は、渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それでは、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

我が国の合計特殊出生率は年々低下し、2003年（平成15年）の値は人口を維持するのに必要の2.08を大きく下回る1.29まで低下し、まさに危機的な水準に至っている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する処置が少子化対策の重要施策となっており、本県を初めとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実査されている。しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎、小児喘息などの長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施設を一層充実させ、子供を安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府におかれては、当面、義務教育就学前児童に対する医療費無料化制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は内閣総理大臣、小泉純一郎。

以下、記載のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） また賛成であります。少子化の対策のためにぜひともこれは進めるよう要望すると同時に、現時点で進んでいる中で窓口の500円負担というのがあるんですね。こうしたものを意見書を出すと同時に、自治体もこうした面、先ほど将来の行革の問題でも出しましたが、大きな箱物建設事業をやらないでこうした窓口の負担金などで軽減していく、こうしたことはわずかな予算でできるわけで、そうしたことをつけ加えて実施を求めて私の賛成意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第8号 まちづくり特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、まちづくり特別委員会の設置についてを朗読いたします。

下記のとおり、まちづくり特別委員会を設置するものとする。

記。

1．名称、まちづくり特別委員会。2．設置の根拠、地方自治法第110条及び南伊豆町議会規則第5条。3．目的、南伊豆町の将来像や具体的な施策を研究し、その指針を示す。

4．委員の定数、6名。5．設置の期間、平成17年12月定例会まで。6．運営経費、30万円以内でございます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 8 号 まちづくり特別委員会を設置することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

まちづくり特別委員会委員の選任について

議長（齋藤 要君） 日程第18、まちづくり特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

まちづくり特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が指名いたします。

1 番議員、保坂好明君、2 番議員、清水清一君、5 番議員、鈴木史鶴哉君、7 番議員、藤田喜代治君、8 番議員、漆田修君、12 番議員、横嶋隆二君、以上 6 名をまちづくり特別委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました 6 名をまちづくり特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

発議第 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第 9 号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書を

議題といたします。

本案は、渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それでは、平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書を朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思えます。

三位一体の改革は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

三位一体の改革にかかわる政府・与党合意は、地方交付税の改革として、平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題については適切な財源処置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な交付税、地方税などの一般財源の総額を確保すると明記している。

また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源処置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは、平成16年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行われ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。

よって、平成17年度の地方交付税は、平成16年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、衆議院議長、河野洋平。

以下、記載のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第9号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第20、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、及びまちづくり特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成16年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さんでした。

閉会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 谷 川 次 重

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉